

いせさき絆づくりプラン

第4期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和7年3月

伊勢崎市

社会福祉法人

伊勢崎市社会福祉協議会



は じ め に

本市では、社会福祉法に基づく市町村福祉計画を令和2（2020）年3月に見直し、第3期伊勢崎市地域福祉計画を策定して地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

少子高齢化や経済状況の変化などの社会変容は、雇用情勢の変化、市民の意識や生活様式の多様化による世帯構成の変化など、市民の生活にも大きく影響を与え、さらには世界的な新型コロナウイルス感染症の流行の影響でさまざまな市民活動や交流が制限されたことによって、人と人とのつながりや支え合いの大切さが再認識されています。



多様性のある地域社会の中で、未来を見つめて力を合わせる取組が重要と考え、従来の理念に“共に生きる”の言葉を合わせて、

基本理念 『**支え合い 助け合い 共に生きる いせさきの絆づくり**』

を掲げ、「いせさき絆づくりプラン 第4期伊勢崎市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、伊勢崎市社会福祉協議会が策定した「第4期地域福祉活動計画」と一体化し、双方が地域課題を共有し解決に取り組むため、第2期計画から合冊で作成しています。また、本計画から伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画を盛り込み、人と暮らしを守る地域づくりを推進します。

福祉に対するニーズはさまざまな分野にまたがっているため、支援を必要としている方の複雑な生活課題を発見し、解決に導いていくための仕組みづくりは、行政や社会福祉協議会だけではなく、市民の皆さま、事業者や企業、福祉に関わるすべての方々が世代や分野を超えて協力していくことが求められています。

今後も輝き続ける持続可能な地方都市を目指して、誰もが地域社会の一員としてそれぞれの役割を担い、互いに認めて支え合いながら、安心して生活が出来る福祉のまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました本計画策定委員をはじめ、アンケート調査や懇談会等にご協力をいただきました市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

伊勢崎市長

臂 泰雄

ご あ い さ つ

この度、伊勢崎市社会福祉協議会活動の基本計画となる第4期伊勢崎市地域福祉活動計画“いせさき絆づくりプラン”を策定することができました。

策定にあたり、ご尽力いただきました伊勢崎市地域福祉活動計画策定委員の皆様、アンケート調査や地域福祉懇談会等にご協力いただきました市民並びに関係団体の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。



近年、少子高齢化の加速をはじめ、地域内のつながりの希薄化やライフスタイルの多様化による孤独・社会的孤立、物価高騰や雇用を起因とした生活困窮者等への支援が求められており、住民主体の地域福祉を推進する伊勢崎市社会福祉協議会の役割はますます重要となっています。

とりわけ、第3期計画策定直後からの新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちの生活に大きな変化と影響をもたらしました。その中であって、本会では、新たに「地域交流事業」を開始し、地区社会福祉協議会や生活支援体制整備事業における協議体活動、ボランティア活動や関係団体への支援等を通じて「支え合い・助け合い」による地域の「絆づくり」を推進して参りました。

また、本計画の策定にあたっては、これまで同様、伊勢崎市が策定する伊勢崎市地域福祉計画と一体的な計画となるよう進めて参りました。この間、アンケート調査や地域福祉懇談会等のご意見、第3期計画の推進状況も踏まえ、地域の生活課題等を整理し、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの役割と連携のもと、これからの5か年、地域の皆様と協働し「共に生きる」ための地域福祉推進の取り組みがまとめられています。

もとより本会は、市民の皆様をはじめ、関係団体・機関で構成された組織であり「協議体」です。子どもから高齢者あらゆる世代が、性別や障害の壁を越え、私たちの地域が一丸となり、『支え合い 助け合い 共に生きる いせさきの絆づくり』実現のため、行政と連携し取り組んで参りますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会

会 長 久保田 勝夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 地域福祉とは	2
2. 計画策定の背景と目的	4
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の策定方法	8
第2章 地域福祉を取り巻く市の現状と課題	9
1. 伊勢崎市の現状	10
2. アンケート調査結果の概要	26
3. 懇談会結果の概要	45
4. 第3期計画の推進状況	50
5. 第4期計画に向けた課題・方向性	55
第3章 計画の基本的な考え方	57
1. 基本理念	58
2. 基本目標	59
3. 計画の体系	60
第4章 施策の展開	61
基本目標1 つながり・共に生きる人（意識）づくり	62
基本目標2 支え合いで安心の仕組みづくり	72
基本目標3 人と暮らしを守る地域づくり	82
第5章 計画の推進	93
1. 推進体制の整備と役割分担	94
2. 計画の評価と進行管理	94
3. 評価指標	95
資 料 編	99
1. 策定経過	100
2. 伊勢崎市地域福祉計画策定委員会	101
3. 伊勢崎市地域福祉計画庁内検討委員会	103
4. 伊勢崎市地域福祉活動計画策定委員会	105
5. 社会福祉法（抜粋）	108

第1章 計画の策定にあたって

1. 地域福祉とは
2. 計画策定の背景と目的
3. 計画の位置づけ
4. 計画の期間
5. 計画の策定方法



1. 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

社会福祉法第1条において「地域における社会福祉」と定義されている「地域福祉」は、同法第4条第1項において、その理念が「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指す」と示され、更に第2項でその目的が「地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（地域住民等）の相互の協力により、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保すること」とされています。

また、平成27（2015）年に国連サミットで採択され、本市でも第3次伊勢崎市総合計画においてその視点を取り入れているSDGs（持続可能な開発目標）は、17の目標のひとつに「Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages（すべての人に健康と福祉を）」を掲げています。ここで「福祉」と訳された「well-being（ウェルビーイング）」は、個人が「身体的・精神的・社会的に満たされた継続的状态」を意味しています。

すなわち、地域福祉は、「地域のすべての人の幸せが持続する社会の実現を目指して、地域に関わる様々な人や組織が互いを尊重し合いながら行う活動である」ということができます。

(2) 自助・互助・共助・公助の考え方

人々の幸せを阻害する福祉課題には、日常の生活課題から被災時の復旧・復興まで、様々な種類やレベルがあります。一方、課題解決の仕方には、自分自身や家族の取り組みで解決する「自助」、地域住民や身近な人同士、ボランティアなどの取り組みで解決する「互助」、介護保険に代表される社会保険制度により解決する「共助」、行政や公的機関の福祉サービスなどの取り組みで解決する「公助」があります。

課題解決のためには、その内容に応じて、それらを単独で、又は適切に組み合わせて実施する必要があり、組み合わせを円滑に進めるために、日頃から連携を図ることが重要です。国は、地域福祉活動を通じた課題解決の方法を、「地域住民等が福祉サービスを必要とする地域住民の地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする」（社会福祉法第4条第3項）と示しています。

(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、地域福祉を計画的、網羅的に推進するために市町村が策定する計画です。社会福祉法第107条に、次のとおり規定されています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「**市町村地域福祉計画**」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間計画です。全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」において地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 計画策定の背景と目的

(1) 地域福祉を取り巻く社会情勢の変化

我が国では、家庭内や地域において、互いに助け合うことが広く行われてきましたが、高齢化や人口減少の進展に伴って高齢者のみの世帯やひとり暮らしの世帯が増え、暮らしのなかでの支え合いの機能が弱まってきていると懸念されています。また、令和の時代とともに世界規模で蔓延が始まった新型コロナウイルス感染症は、地域活動の基盤となる人と人との交流機会を縮小させ、停滞した経済活動によって失われた多くの雇用は、とりわけひとり親家庭や非正規の就労者などに、大きな影響を及ぼしました。

これまで、高齢者や障害者、子どもなどの対象者ごとに、公的支援制度の整備と充実が図られてきましたが、近年の社会情勢の下では、育児と介護が同時期に重なるダブルケアや、80代で代表される高齢の親が50代でひきこもりの子どもの世話を続ける8050問題などの対象者別の制度で対応できない複合化した問題や、子どもや障害者、高齢者に対する虐待などの深刻度が増しています。一方、人口減少がもたらす働き手の減少は、社会を維持するために欠かすことのできない様々な活動に負の影響を及ぼすようになっており、福祉の分野も例外ではありません。そのため、地域の誰もが参加して地域社会全体を支える「地域福祉」の重要性が高まってきています。

(2) 地域福祉に関する世界・国・県の動向

年	内 容
平成 27 (2015) 年	・すべての国連加盟国は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標 SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) に合意しました。設定された 17 の目標うち、保健医療の分野は目標 3「すべての人に健康と福祉を」に集約されていますが、目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 4「質の高い教育をみんなに」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 11「住み続けられるまちづくりを」など、地域福祉に関連する多くの目標の実現に向けた活動が続けられています。 ●地域福祉に係る SDGs の目標 1 貧困をなくそう  2 飢餓をゼロに  3 すべての人に健康と福祉を  4 質の高い教育をみんなに  10 人や国の不平等をなくそう  11 住み続けられるまちづくりを 
平成 28 (2016) 年	・成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定され、財産管理や日常生活での様々な契約などを自分で行うことが困難な人を支える手段である成年後見制度の利用を促進するために、基本理念や国の責務、基本方針その他の基本となる事項が定められました。 ・ニッポン一億総活躍プランが閣議決定され、性別・年齢・障害の有無等に関わらず、誰もが家庭や地域、職場などあらゆる場で活躍できる全員参加型社会の実現を目指して、「働き方改革」、「子育ての環境整備」、「介護の環境整備」に係る取組の方向性が示されました。 ・地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」実現に向けた検討を加速するため、『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が厚生労働省に設置されました。
平成 29 (2017) 年	・『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が、地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化等を柱とする「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」を公表しました。 ・社会福祉法が改正され、地域福祉推進に向け地域住民等が特に留意すべき点や、地域生活課題の解決に資する包括的支援体制整備に係る市町村の責務、福祉に関し共通して取り組むべき事項の地域福祉計画等への追加等が規定されました。
令和 2 (2020) 年	・社会福祉法が改正され、地域住民の複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築への支援（重層的支援体制整備事業）等が規定されました。

年	内 容
令和3 (2021) 年	・災害対策基本法が改正され、障害者や高齢者など災害発生時の避難行動要支援者について、個別避難計画の策定が市町村の努力目標とされました。
令和4 (2022) 年	・国において第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの一層の充実を図ることとされました。 ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が公布され、地域社会との関係性などに起因した困難を抱える女性への支援の実施のための計画の策定が、市町村の努力目標とされました。 ・児童福祉法が改正され、子育て世帯への包括的な支援の体制強化や、児童相談所での一時保護開始時の判断への司法審査の導入等が規定されました。 ・こども基本法が公布され、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することや子ども・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策に関する大綱、少子化社会対策大綱を一元化するこども大綱の策定が規定されました。 ・自殺総合対策大綱が閣議決定され、子ども・若者の自殺対策、女性への支援、地域自殺対策などの強化が新たに追加されました。
令和5 (2023) 年	・群馬県福祉プランが一部変更され、権利擁護の推進、重層的支援体制整備、孤独・孤立対策等に関する取組が追加されました。 ・こども家庭庁が、こどもがまんなかの社会の実現を目指し令和4年に公布された、こども家庭庁設置法に基づいて設置されました。 ・孤独・孤立対策推進法が公布され、総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定されました。 ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布され、認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされました。
令和6 (2024) 年	・第2次群馬県再犯防止推進計画が策定され、重点課題1「国・民間団体等との連携強化への取組」に「包括的な支援体制の整備促進」が新たに追加されました。

(3) いせさき絆づくりプラン策定の目的

本市では、令和2（2020）年3月に「支え合い・助け合いで育む いせさきの絆づくり」を基本理念とし、「つながる地域づくり」、「支え合いで安心の地域づくり」、「暮らしを守る地域づくり」を基本目標に掲げた「いせさき絆づくりプラン（第3期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定し、翌4月から具体的な取り組みを始めました。

以来、4年が経過し、計画の最終年度となる令和6（2024）年度を迎えたことから、改めて本市を取り巻く社会情勢や地域福祉に関する市民の意識等に関する最新の状況を把握し、それらを踏まえるとともに、地域福祉に関する国や県の動向に整合が図られ、令和7年度からの本市の地域福祉推進に必要な施策が盛り込まれた新たな「いせさき絆づくりプラン（第4期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定することとしました。

3. 計画の位置づけ

「伊勢崎市地域福祉計画」は、市の最上位の計画「第3次伊勢崎市総合計画」に定める将来ビジョン

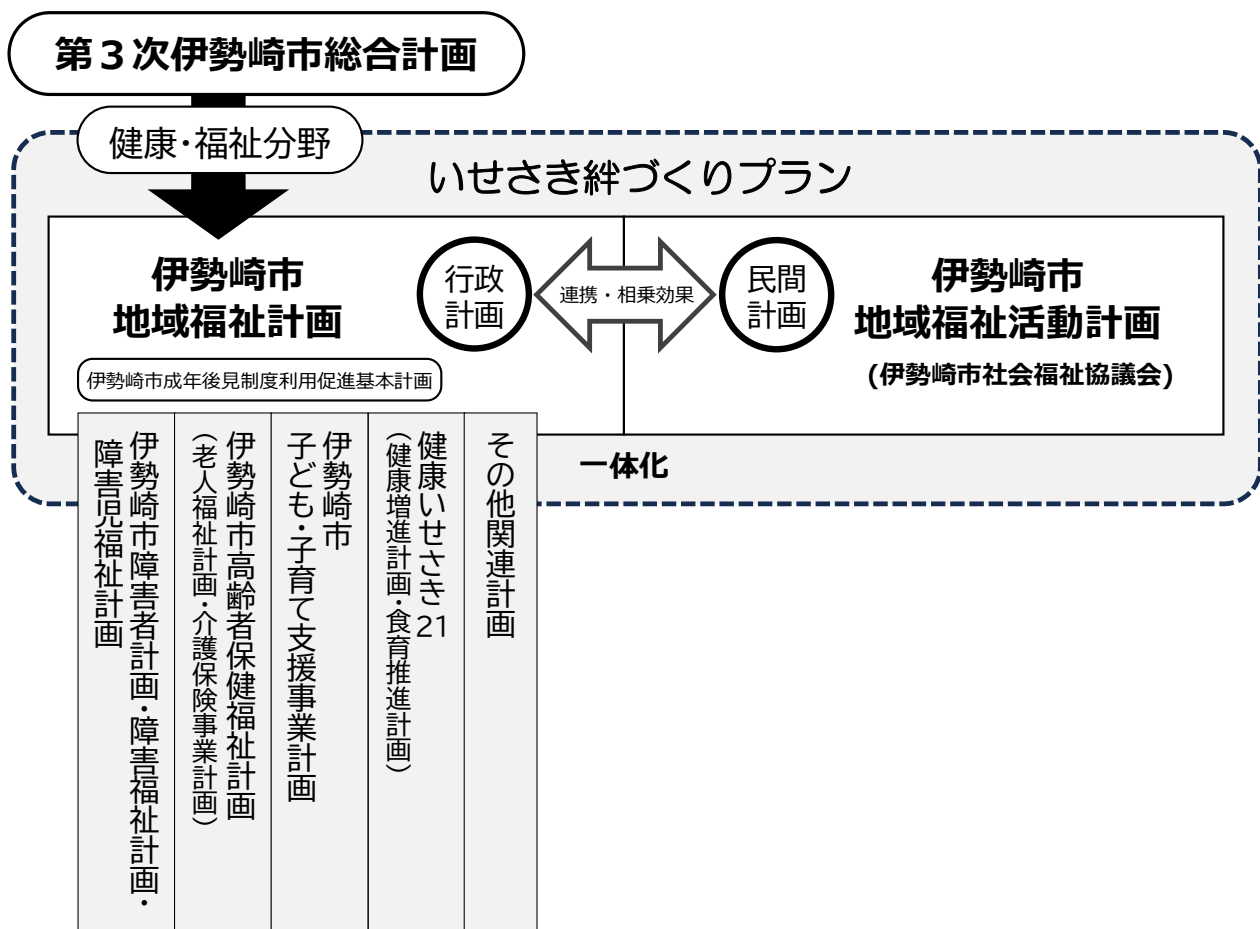
～ えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき ～

の実現に向けて、健康・福祉の分野を担う計画であるとともに、「伊勢崎市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「伊勢崎市高齢者保健福祉計画」、「伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする福祉に関連する個別計画と調和を保ちつつ、それらの計画の上位に位置づけられるものです。

「伊勢崎市地域福祉活動計画」は、伊勢崎市社会福祉協議会が中心となって策定される地域福祉の行動計画です。

本市の地域福祉をより効果的に推進するため、第4期計画も両計画を一体化した計画として策定し、「いせさき絆づくりプラン」と呼称します。

なお、市では成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定された市町村基本計画にあたる「伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画」を「伊勢崎市地域福祉計画」に位置付けることとします。



4. 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画の期間とします。但し、社会経済情勢や法律・制度等に大きな変化があった場合には、期間内においても必要な見直しを行うこととします。

年度									
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
第2次伊勢崎市総合計画					第3次伊勢崎市総合計画（10年間）				
第3期 伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画					第4期 伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画				

5. 計画の策定方法

地域福祉計画については、「市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努める（中略）ものとする」（社会福祉法第107条第2項）とされています。

本計画の策定にあたっては、地域住民等の意見の反映のために以下の取り組みを行いました。

項 目		内 容
1	策定委員会	市民組織の代表者、学識経験者、福祉団体等の代表者、社会福祉施設の代表者、公募による市民で構成される「伊勢崎市地域福祉計画策定委員会」及び「伊勢崎市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画策定に係る内容についての協議を行いました。
2	アンケート調査	18歳から74歳までの市民2,000人を対象とした市民アンケート、市内において福祉活動を行っている58団体を対象とした団体アンケート、並びに福祉事業を行っている54事業者に対する事業所アンケートを実施しました。
3	地区別懇談会 地域福祉懇談会	市民の参加を得て、市主催の地区別懇談会並びに市社会福祉協議会主催の地域福祉懇談会を開催し、地域の課題とその解決策について、直接ご意見を伺いました。
4	パブリックコメント	計画案を市ホームページ等で公開し、市民から広くご意見を寄せていただきました。

第2章 地域福祉を取り巻く市の現状と課題

1. 伊勢崎市の現状
2. アンケート調査結果の概要
3. 懇談会結果の概要
4. 第3期計画の推進状況
5. 第4期計画に向けた課題・方向性

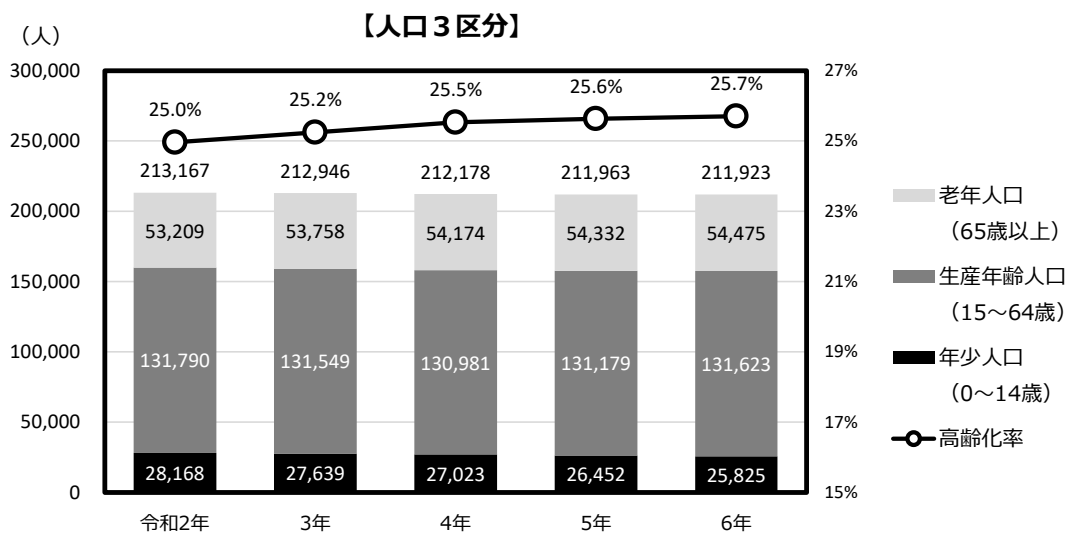


1. 伊勢崎市の現状

(1) 市民の状況

① 人口3区分

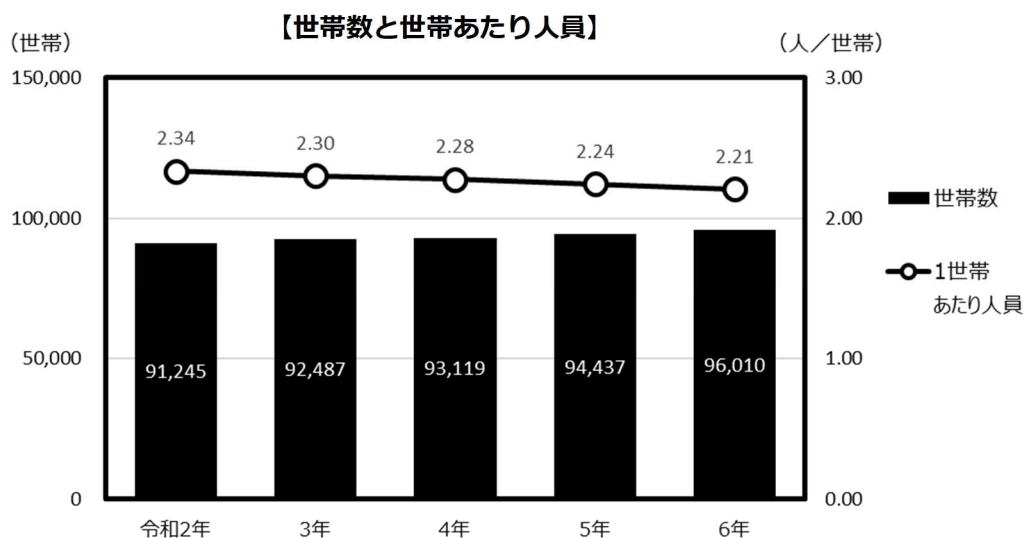
本市の総人口は令和2年以降ゆるやかに減少しており、令和6年には211,923人と、令和2年から1,244人減少しました。人口3区分別でみると、年少人口が2,343人減少する一方で、老年人口は1,266人の増加となっており、総人口に占める老年人口の割合（高齢化率）も、年々緩やかに増加しています。



資料：市民課（各年4月1日時点）

② 世帯数と世帯あたり人員

本市の世帯数は令和2年以降ゆるやかに増加しています。総人口を世帯数で割った1世帯あたりの人員は、令和2年の2.34人から令和6年には2.21人まで低下し、単身世帯の増加が伺える結果となっています。

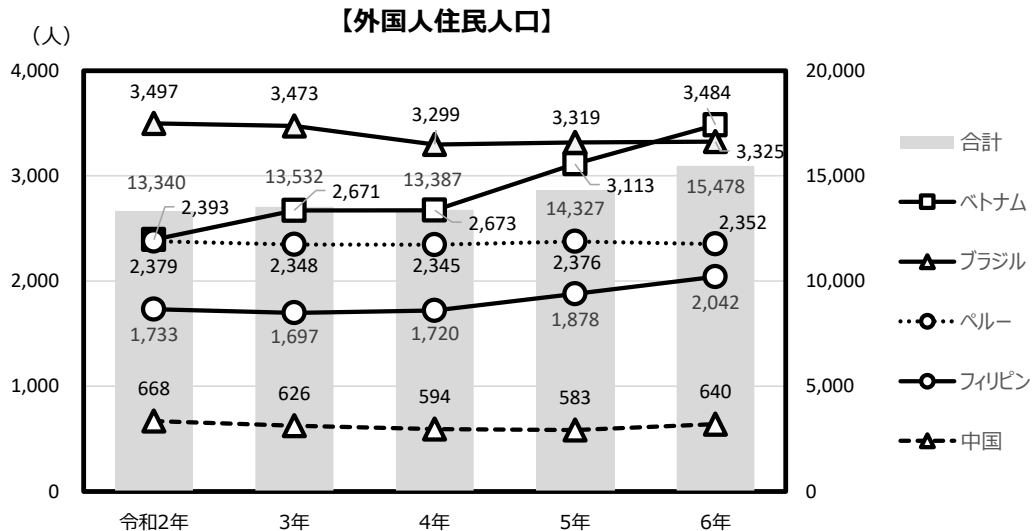


資料：市民課（各年4月1日時点）

③ 外国人住民人口

本市の外国人住民数は令和2年以降増加傾向にあり、令和6年には15,478人、総人口に占める割合は7.3%となっています。

国籍別でみると、ベトナムの伸びが著しく、令和6年には3,484人となり、ブラジルを抜いて最多、次いでブラジルが3,325人、ペルーが2,352人となっています。

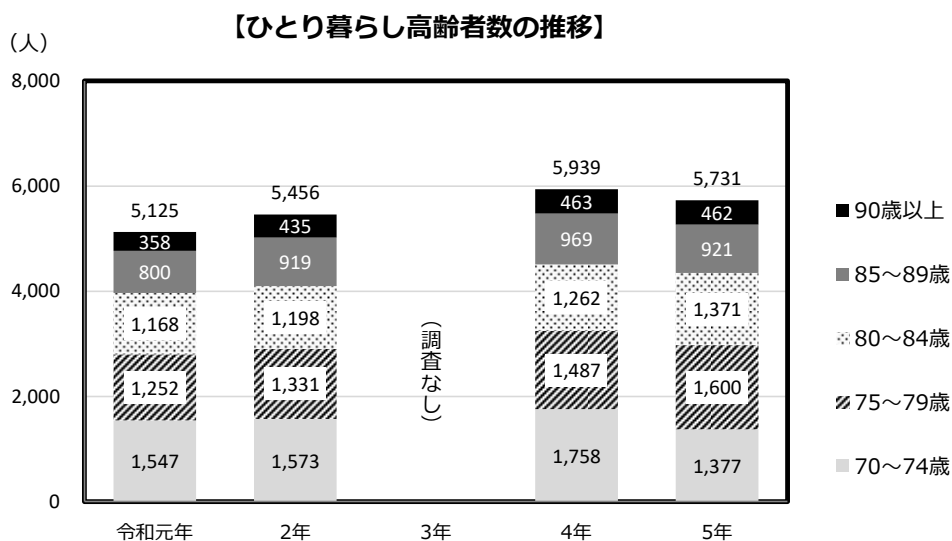


資料：市民課（各年4月1日時点）

④ ひとり暮らし高齢者の状況

本市の70歳以上のひとり暮らし高齢者数は令和元年以降5,000人台で推移しており、令和5年には5,731人と総人口の2.7%を占め、およそ17世帯に1世帯はひとり暮らし高齢者世帯です。

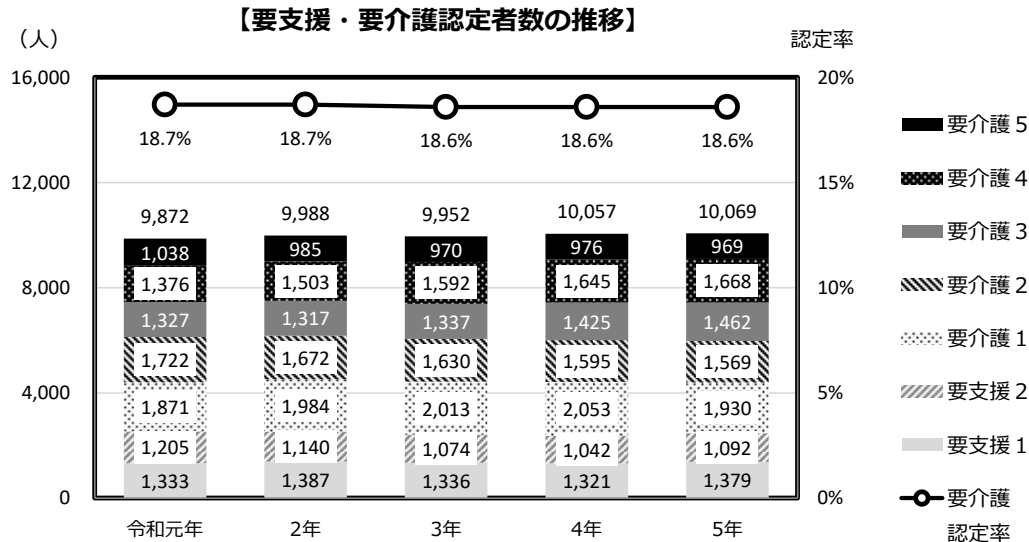
5歳刻みの年代でみると、75～79歳と80～84歳の年代の増加が大きくなっています。



資料：高齢政策課（各年6月1日時点、R5年のみ10月1日時点）

⑤ 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者の総数は令和元年以降ゆるやかな増加傾向にあり、令和5年には10,069人となっていますが、要介護認定率は、この間18%台半ばで安定して推移しています。介護度別では、特に要介護3及び4の増加が大きくなっています。

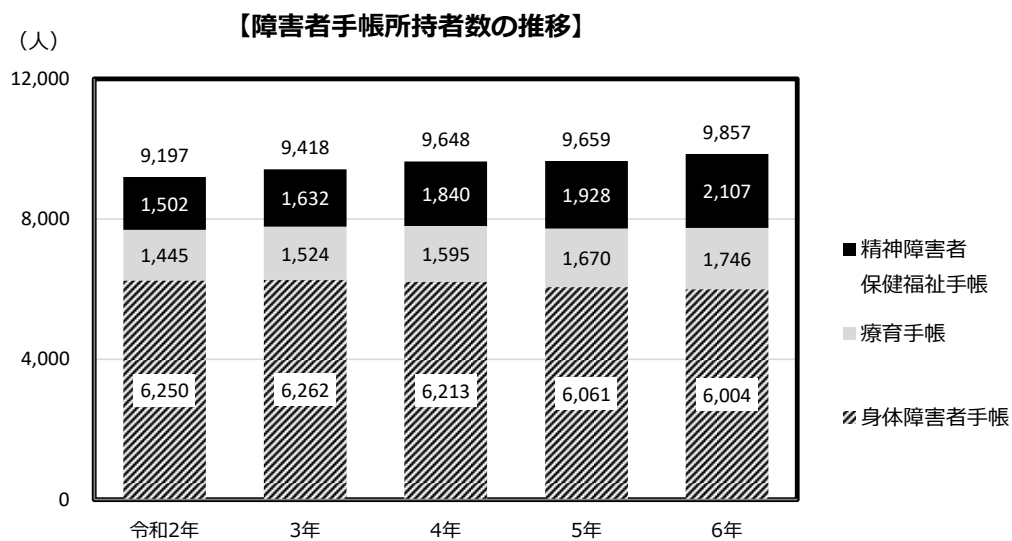


資料：介護保険課（介護保険事業状況報告）（各年9月末日時点）

⑥ 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者の総数は、令和2年以降、年々増加しており、令和6年には9,857人となっています。

手帳の種類別でみると、身体障害者手帳所持者が減少傾向である一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、令和2年から令和6年にかけて、それぞれ1.2倍（301人増）、1.4倍（605人増）となっています。

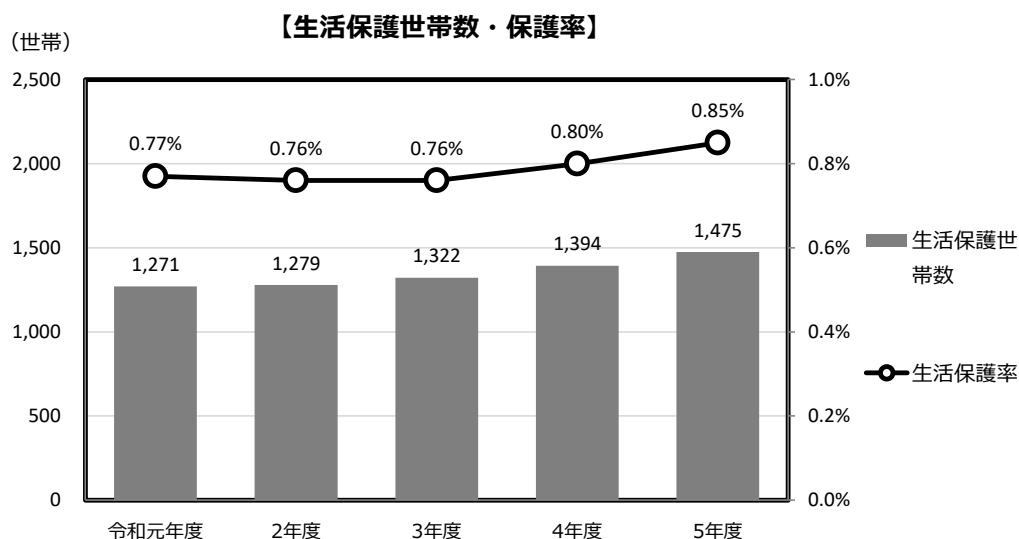


資料：障害福祉課（各年3月末時点）

⑦ 生活保護世帯数・保護率

本市の生活保護世帯数は令和元年度以降年々増加しており、令和5年度には1,475世帯となっています。

保護率は令和元年度から令和3年度は0.7%台後半で安定していましたが、その後は上昇に転じ、令和5年度は0.85%となっています。

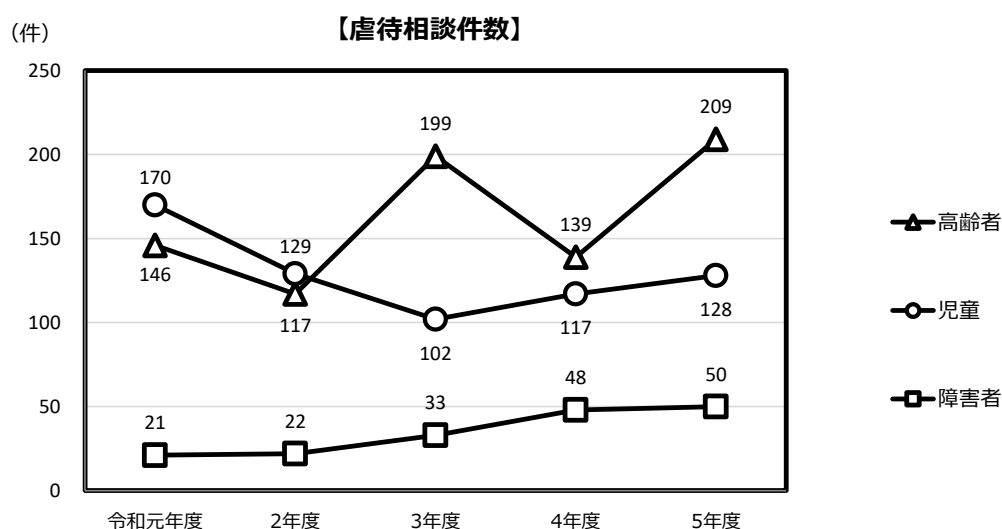


資料：社会福祉課（各年度平均値）

⑧ 虐待相談件数

本市の令和5年度における虐待相談件数は、高齢者に対する虐待がもっとも多く209件、次いで児童に対する虐待が128件、障害者に対する虐待が50件となっています。

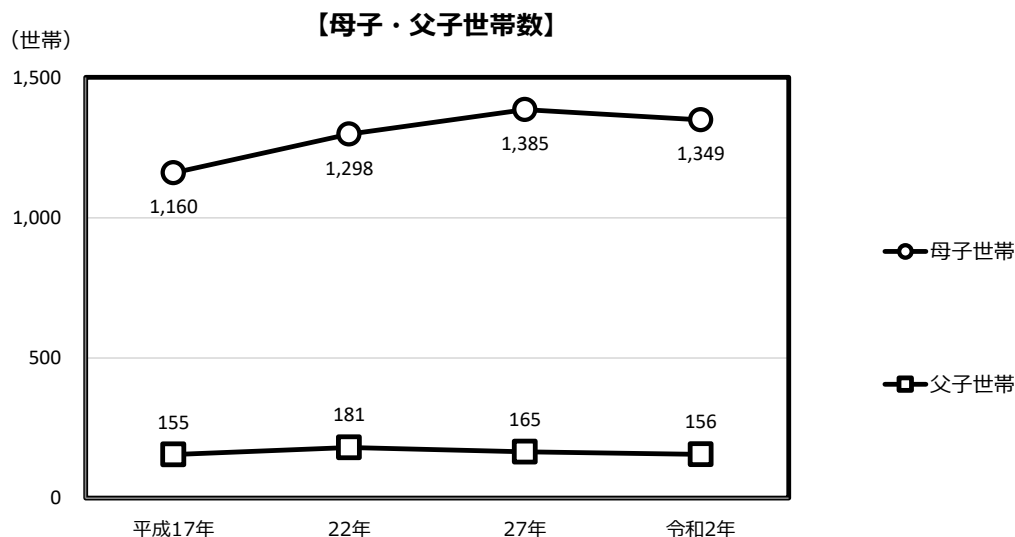
令和元年度以降の推移をみると、高齢者虐待は年による増減はありますが、全体としては増加傾向、障害者虐待は年々増加、児童虐待は令和3年度を底に上昇に転じています。



資料：子育て支援課（児童）、障害福祉課（障害者）、地域包括支援センター（高齢者）

⑨ ひとり親世帯数

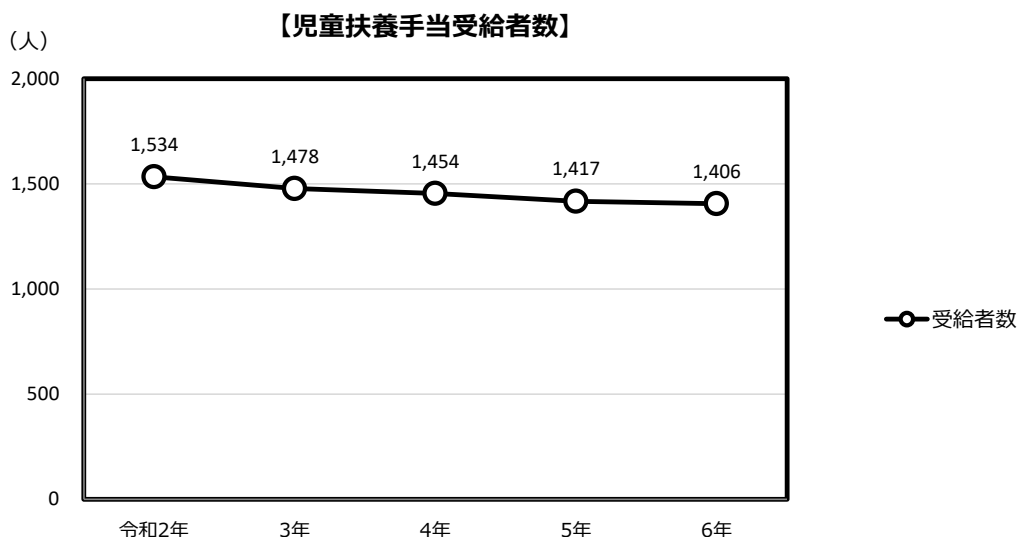
本市のひとり親世帯は、母子世帯が父子世帯の8倍前後と圧倒的に多くなっています。平成17年以降の推移をみると、母子世帯は平成27年まで増加しましたが、令和2年には1,349世帯と5年間で36世帯減少し、父子世帯は平成22年に181世帯に達した後はゆるやかに減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

⑩ 児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当¹の受給者数は令和2年以降年々減少し、令和6年には1,406人と、令和2年から128人減少しました。

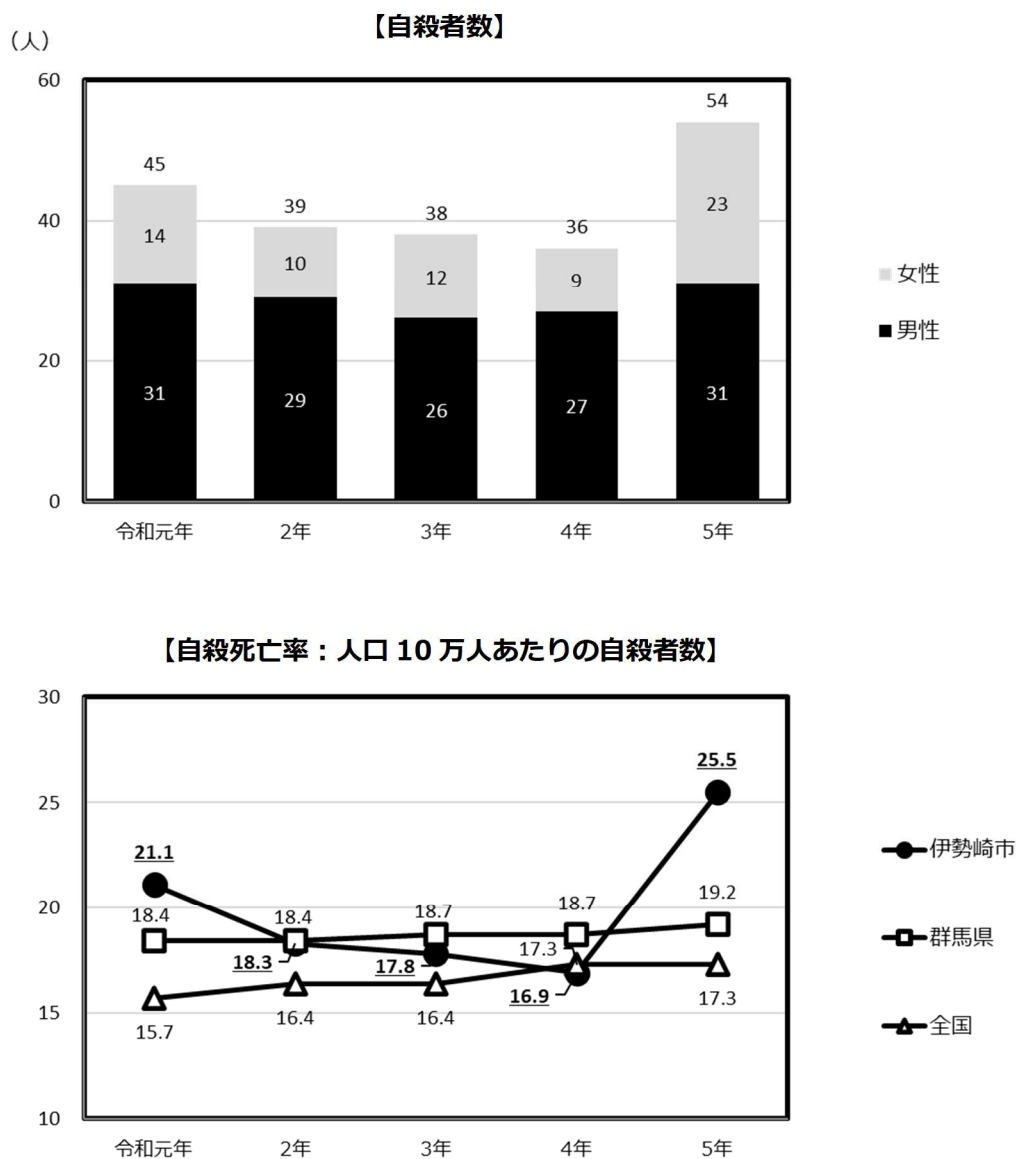


資料：子育て支援課（各年4月1日時点）

¹ 児童扶養手当：父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るために、児童を「監護している母」、「監護しかつ生計を同じくする父」、「父母に代わって養育している人」に支給される手当。

⑪ 自殺者数

本市の自殺者の総数は令和元年から令和4年にかけてゆるやかに減少し、令和2年からは自殺死亡率も群馬県平均を下回っていましたが、令和5年の自殺者数は54人と前年の1.5倍、女性に限ると2.6倍となり、人口10万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率も25.5と大きく上昇しています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 地域の状況

① 各地区の概要



①北地区

行政区	曲輪町一区、曲輪町二区、曲輪町三区、大手町一区、大手町二区、大手町三区、大手町四区、平和町一区、平和町二区、平和町三区、若葉町一区、喜多町区、宗高町区、柳原町区、寿町区、華蔵寺町区、未広町区		
人口・世帯数	人口：9,249 人	世帯数：4,466 世帯	世帯あたり人員：2.07 人
人口 3 区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：11.6% (12.1%)	15～64 歳：58.7% (62.2%)	65 歳以上：29.7% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：1 小学校：2 中高一貫：0	認定こども園：1 中学校：0 特別支援学校：0	保育園：2 高等学校：0
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：22		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：2 障害福祉サービス事業所（入所）：1 障害福祉サービス事業所（通所）：2 その他の障害者支援施設：0		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：23 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（北） 運動施設管理事務所：1（華蔵寺公園）		
医療機関数	総合病院：0 一般病院：7 歯科医院：8 助産院他：1		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：4 ※店舗面積が 1,000m ² 以上		

②南地区

行政区	本町一区、本町二区、中央町一区、中央町二区、中央町三区、緑町区、三光町区、若葉町二区、上泉町区、八坂町区、今泉町二丁目区		
人口・世帯数	人口：6,698 人	世帯数：3,453 世帯	世帯あたり人員：1.94 人
人口3区分構成比	0～14 歳：9.1% (12.1%)	15～64 歳：60.7% (62.2%)	65 歳以上：30.1% (25.7%)
人口3区分構成比 ()内は市平均値	幼稚園：0 小学校：1 中高一貫：0	認定こども園：1 中学校：0 特別支援学校：0	保育園：1 高等学校：3
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：13		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：6 障害福祉サービス事業所（入所）：0 その他の障害者支援施設：0		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：18 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（南）		
医療機関数	総合病院：0 一般病院：6 歯科医院：8 助産院他：0		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：2 ※店舗面積が 1,000m ² 以上		

③殖蓮地区

行政区	三和町曙区、三和町堤区、三和町書上区、本関町区、鹿島町植木区、鹿島町中下区、上植木本町区、豊城町区、上諏訪町区、日乃出町下諏訪区、日乃出町神谷区、昭和町区、宮前町区、東本町区、下植木町区		
人口・世帯数	人口：20,825 人	世帯数：10,015 世帯	世帯あたり人員：2.08 人
人口3区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：10.7% (12.1%)	15～64 歳：60.1% (62.2%)	65 歳以上：29.2% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：1 小学校：2 中高一貫：1	認定こども園：0 中学校：1 特別支援学校：0	保育園：5 高等学校：0
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：33		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：8 障害福祉サービス事業所（入所）：2 その他の障害者支援施設：1		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：35 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（殖蓮）		
医療機関数	総合病院：1 一般病院：19 歯科医院：12 助産院他：1		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：1 ※店舗面積が 1,000m ² 以上		

④茂呂地区

行政区	今泉町一丁目区、北千木町区、南千木町区、茂呂町一丁目区、茂呂町二丁目区、美茂呂町区、ひろせ町区、茂呂南町区、新栄町区		
人口・世帯数	人口：17,546 人	世帯数：7,889 世帯	世帯あたり人員：2.22 人
人口3区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：13.3% (12.1%)	15～64 歳：64.2% (62.2%)	65 歳以上：22.5% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：0 小学校：2 中高一貫：0	認定こども園：3 中学校：1 特別支援学校：1	保育園：1 高等学校：1
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：20		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：6 障害福祉サービス事業所（入所）：1 その他の障害者支援施設：0		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：24 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（茂呂）		
医療機関数	総合病院：0 一般病院：18 歯科医院：9 助産院他：1		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：8 ※店舗面積が1,000m ² 以上		

⑤三郷地区

行政区	波志江町一丁目区、波志江町二丁目区、波志江町三丁目区、安堀町区、太田町区		
人口・世帯数	人口：14,573 人	世帯数：6,526 世帯	世帯あたり人員：2.23 人
人口3区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：12.9% (12.1%)	15～64 歳：59.3% (62.2%)	65 歳以上：27.9% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：1 小学校：1 中高一貫：0	認定こども園：5 中学校：1 特別支援学校：0	保育園：0 高等学校：1
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：34		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：1 障害福祉サービス事業所（入所）：2 その他の障害者支援施設：2		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：21 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（三郷）		
医療機関数	総合病院：0 一般病院：11 歯科医院：4 助産院他：0		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：6 ※店舗面積が1,000m ² 以上		

⑥宮郷地区

行政区	稲荷町区、宮子町区、連取本町区、連取元町区、連取町区、田中島町区、田中町区、上之宮町区、宮古町区		
人口・世帯数	人口：26,714 人	世帯数：12,486 世帯	世帯あたり人員：2.14 人
人口3区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：12.2% (12.1%)	15～64 歳：66.9% (62.2%)	65 歳以上：20.9% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：1 小学校：2 中高一貫：0	認定こども園：1 中学校：1 特別支援学校：0	保育園：2 高等学校：0
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：53		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：12 障害福祉サービス事業所（入所）：4 その他の障害者支援施設：0		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：36 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（宮郷）		
医療機関数	総合病院：1 一般病院：24 歯科医院：16 助産院他：1		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：23 ※店舗面積が1,000m ² 以上		

⑦名和地区

行政区	韮塚町区、阿弥大寺町区、今井町区、山王町区、堀口町区、中町区、柴町区、戸谷塚町区、福島町区、八斗島町区		
人口・世帯数	人口：17,143 人	世帯数：8,108 世帯	世帯あたり人員：2.11 人
人口3区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：11.6% (12.1%)	15～64 歳：61.6% (62.2%)	65 歳以上：26.7% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：1 小学校：1 中高一貫：0	認定こども園：3 中学校：1 特別支援学校：0	保育園：3 高等学校：0
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：21		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：2 障害福祉サービス事業所（入所）：1 その他の障害者支援施設：1		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：27 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（名和）		
医療機関数	総合病院：0 一般病院：6 歯科医院：6 助産院他：0		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：4 ※店舗面積が1,000m ² 以上		

⑧豊受地区

行政区	除ヶ町区、大正寺町区、富塚町区、下道寺町区、馬見塚天神町区、馬見塚三ツ橋町区、馬見塚中町区、馬見塚本町区、馬見塚淵町区、馬見塚清水町区、リバータウン広瀬区、長沼本郷町区、長沼町区、上蓮町区、下蓮町区、国領町区、飯島町区、羽黒町区		
人口・世帯数	人口：18,161 人	世帯数：8,505 世帯	世帯あたり人員：2.14 人
人口3区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：10.8% (12.1%)	15～64 歳：59.5% (62.2%)	65 歳以上：29.6% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：0 小学校：2 中高一貫：0	認定こども園：4 中学校：1 特別支援学校：0	保育園：0 高等学校：0
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：20		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：2 障害福祉サービス事業所（入所）：2 その他の障害者支援施設：0		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：31 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（豊受）		
医療機関数	総合病院：0 一般病院：7 歯科医院：8 助産院他：0		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：3 ※店舗面積が1,000m ² 以上		

⑨赤堀地区

行政区	西久保町一丁目区、西久保町二丁目区、西久保町三丁目区、曲沢町区、赤堀鹿島町区、間野谷町区、香林町一丁目区、香林町二丁目区、野町区、磯町区、西野町区、赤堀今井町一丁目区、赤堀今井町二丁目区、下触町区、五目牛町区、市場町一丁目区、市場町二丁目区、堀下町区		
人口・世帯数	人口：24,361 人	世帯数：10,433 世帯	世帯あたり人員：2.33 人
人口3区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：13.5% (12.1%)	15～64 歳：65.1% (62.2%)	65 歳以上：21.4% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：1 小学校：3 中高一貫：0	認定こども園：0 中学校：1 特別支援学校：0	保育園：4 高等学校：0
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：53		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：6 障害福祉サービス事業所（入所）：5 その他の障害者支援施設：1		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：31 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（赤堀） 運動施設管理事務所：1（赤堀）		
医療機関数	総合病院：0 一般病院：8 歯科医院：7 助産院他：1		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：4 ※店舗面積が1,000m ² 以上		

⑩東地区

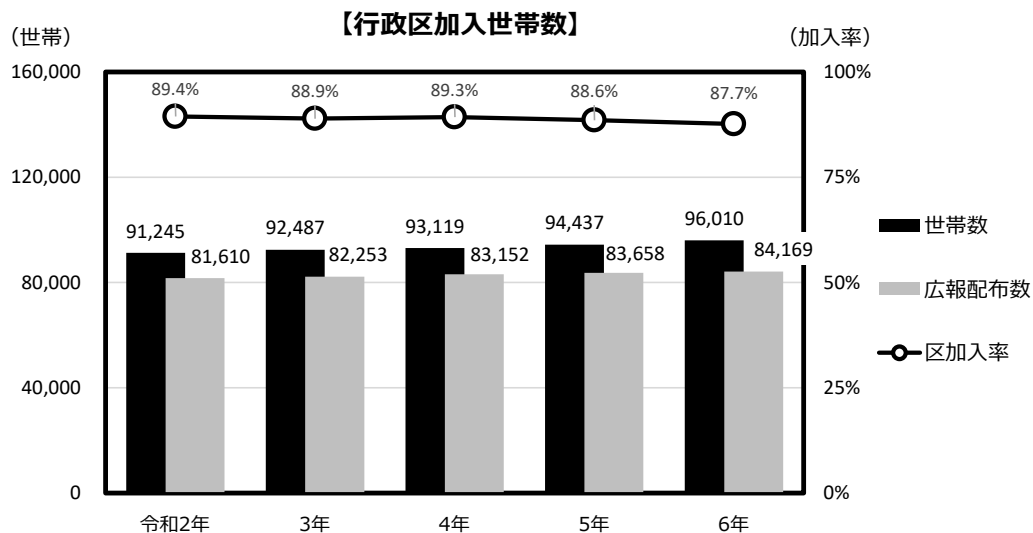
行政区	小泉町区、下代区、平井町区、下谷区、下区、新町区、東町区、八寸町区、三室町区、田部井上区、田部井下区、向原区、東国定上区、東国定下区、西国定上区、西国定下区、上田町区、西小保方町区		
人口・世帯数	人口：27,443 人	世帯数：11,672 世帯	世帯あたり人員：2.35 人
人口 3 区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：13.7% (12.1%)	15～64 歳：64.5% (62.2%)	65 歳以上：21.8% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：2（内私立 1） 小学校：3 中高一貫：0	認定こども園：2 中学校：1 特別支援学校：0	保育園：4 高等学校：0
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：48		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：8 障害福祉サービス事業所（入所）：4 障害福祉サービス事業所（通所）：5 その他の障害者支援施設：2		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：33 人 主任児童委員：2 人		
公共施設数	公民館：1（あずま） 運動施設管理事務所：1（あずま）		
医療機関数	総合病院：0 一般病院：12 歯科医院：8 助産院他：0		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：11 ※店舗面積が 1,000m ² 以上		

⑪境地区

行政区	境東町区、諏訪町区、元町区、南町区、境仲町区、上町区、萩原町区、清水町区、百々東区、美原区、百々区、中島区、西今井区、上矢島区、伊与久一区、伊与久二区、伊与久三区、木島区、下湊名六区、下湊名七区、上湊名区、東新井区、保泉区、保泉一丁目区、上武士区、下武士西区、下武士東区、小此木区、新地区、新野新田区、立作区、北向区、西島前河原区、平塚区、境新栄区、南米岡区、北米岡区、栄町区、女塚区、三ツ木区		
人口・世帯数	人口：29,376 人	世帯数：13,147 世帯	世帯あたり人員：2.23 人
人口 3 区分構成比 ()内は市平均値	0～14 歳：10.8% (12.1%)	15～64 歳：58.7% (62.2%)	65 歳以上：30.5% (25.7%)
保育・教育施設数	幼稚園：0 小学校：4 中高一貫：0	認定こども園：3 中学校：3 高等特別支援学校：1	保育園：8 高等学校：0
高齢者関連施設数	介護サービス事業所：37		
障害者関連施設数	障害児通所支援施設：3 障害福祉サービス事業所（入所）：3 障害福祉サービス事業所（通所）：3 その他の障害者支援施設：1		
民生・児童委員定数	民生委員児童委員：54 人 主任児童委員：3 人		
公共施設数	公民館：5（境、境采女、境剛志、境島村、境東） 運動施設管理事務所：1（境）		
医療機関数	総合病院：0 一般病院：9 歯科医院：11 助産院他：0		
商業施設数	大規模小売店舗（※）：4 ※店舗面積が 1,000m ² 以上		

② 行政区加入世帯数

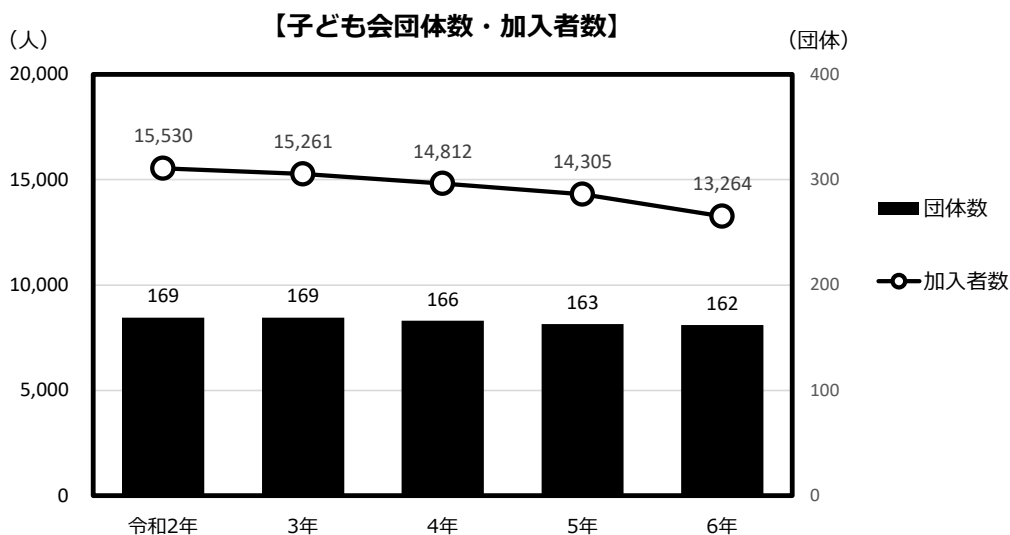
市の広報の配布数で捉えた行政区加入世帯数は、令和2年以降年々増加していますが、市の世帯数の伸びが更に大きいため、全世帯に占める加入世帯数の割合（加入率）は、令和6年には87.7%と令和2年から1.7ポイント低下しています。



資料：市民課（各年4月1日時点）

③ 子ども会団体数・加入者数

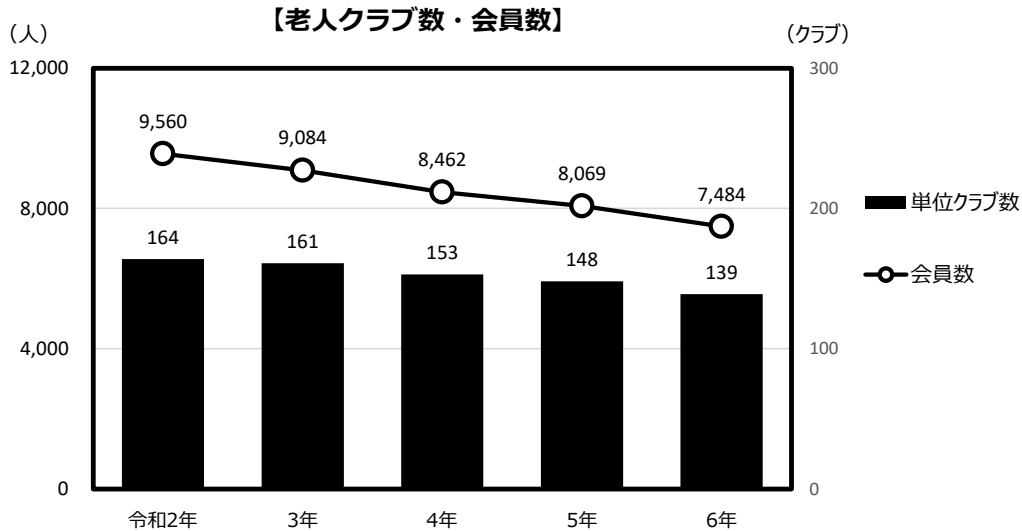
本市の子ども会の加入者数は、令和2年以降年々減少しており、令和6年には13,264人と令和2年から2,266人減少しました。この間、団体数も、ゆるやかに減少しています。



資料：市民活動課（各年3月31日時点。R6のみ5月1日時点）

④ 老人クラブ数・会員数(60才以上の希望者が加入できる)

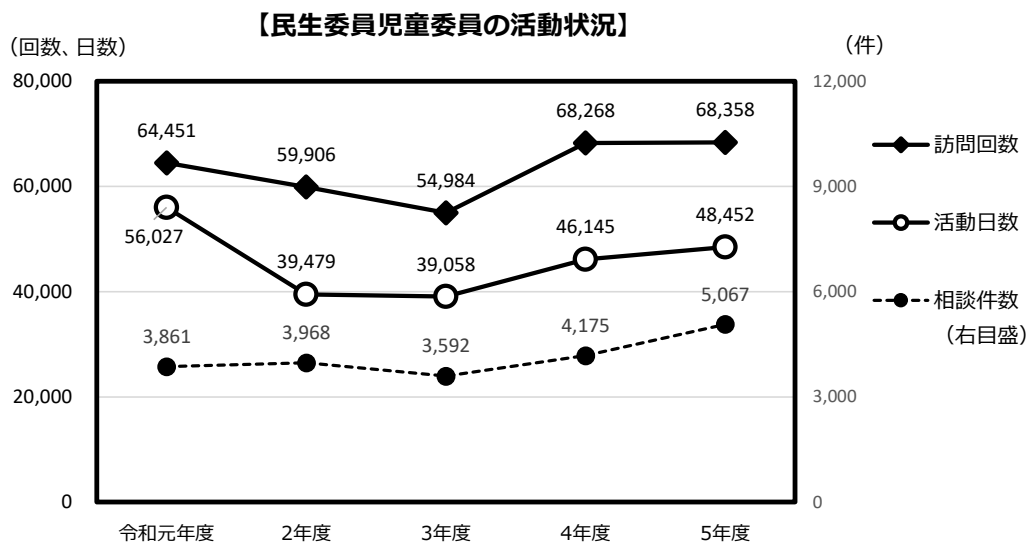
本市の老人クラブについては、クラブ数、会員数とも令和2年以降年々減少しており、令和6年にはクラブ数が139クラブ、会員数が7,484人と、令和2年からそれぞれ25クラブ、2,076人減少しています。



資料：社会福祉協議会（各年4月時点）

⑤ 民生委員児童委員の活動状況

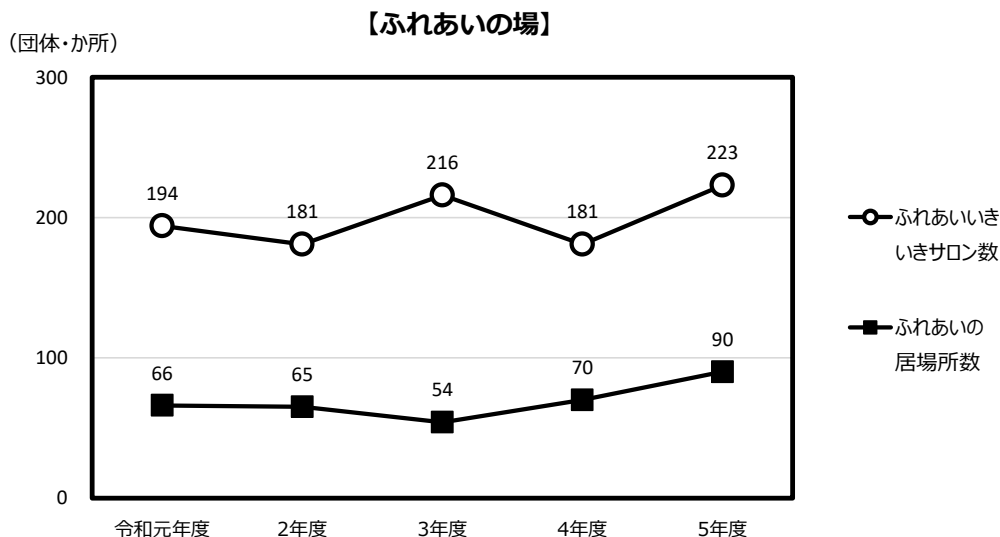
本市の民生委員児童委員の活動状況については、訪問回数、活動日数とも、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた令和2年度から令和3年度に落ち込みましたが、令和4年度以降は増加に転じ、訪問回数はコロナ禍の影響が少なかった令和元年度を越えました。



資料：社会福祉課（各年度内合計）

⑥ ふれあいの場(ふれあいいきいきサロン・ふれあいの居場所)

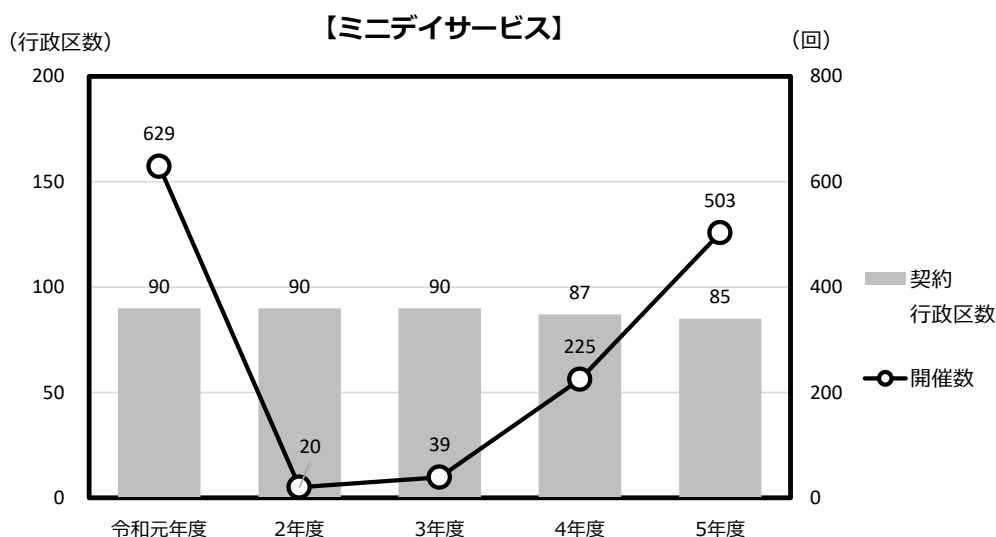
本市のいきいきサロン団体数は、令和元年度以降、増加傾向にあります。ふれあいの居場所数も令和3年度以降増加に転じ、令和5年度には90か所と、令和元年度を大きく上回っています。



資料：地域包括支援センター、社会福祉協議会

⑦ ミニデイサービス²

本市のミニデイサービスの開催数については、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた令和2年度から令和3年度に大きく落ち込みましたが、令和4年度以降は増加に転じ、令和5年度には503回とコロナ禍の影響が少なかった令和元年度の8割まで戻っています。

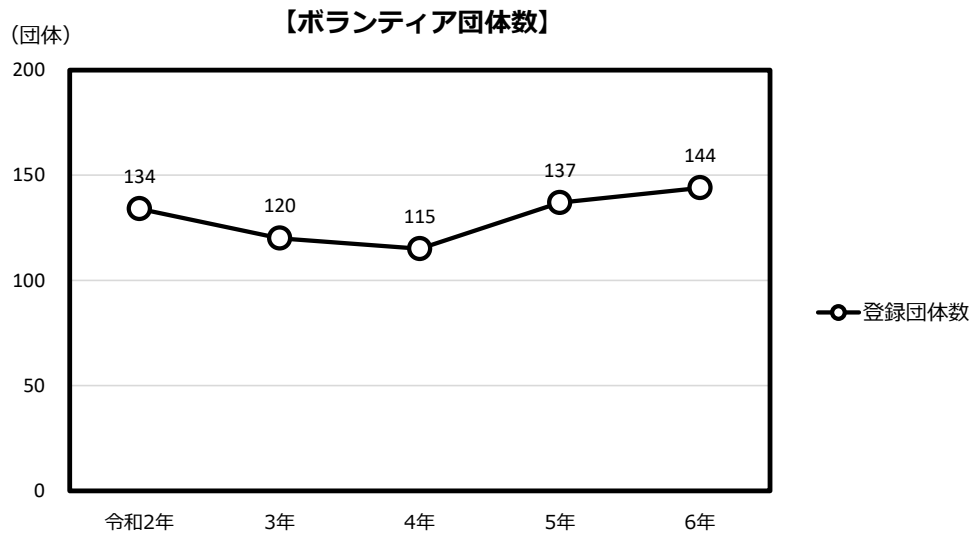


資料：高齢政策課（各年度末時点）

² ミニデイサービス：市が行政区へ委託し、各行政区にある会議所や公民館で、介護予防や自立支援の観点から創作活動や趣味活動、給食サービスなどを提供している事業のこと。

⑧ ボランティア団体数

本市のボランティア団体数は、令和2年から令和4年は年々減少しましたが、その後は増加に転じ、令和6年度は144団体と令和2年の134団体を上回っています。



資料：社会福祉協議会（各年3月31日時点）



2. アンケート調査結果の概要

本計画策定の基礎資料とするため、市民及び市内の福祉関係団体・事業者に対し、地域福祉に関するアンケート調査を行いました。調査及び結果の概要は、それぞれ次のとおりです。

(1) 市民アンケート

■調査の概要

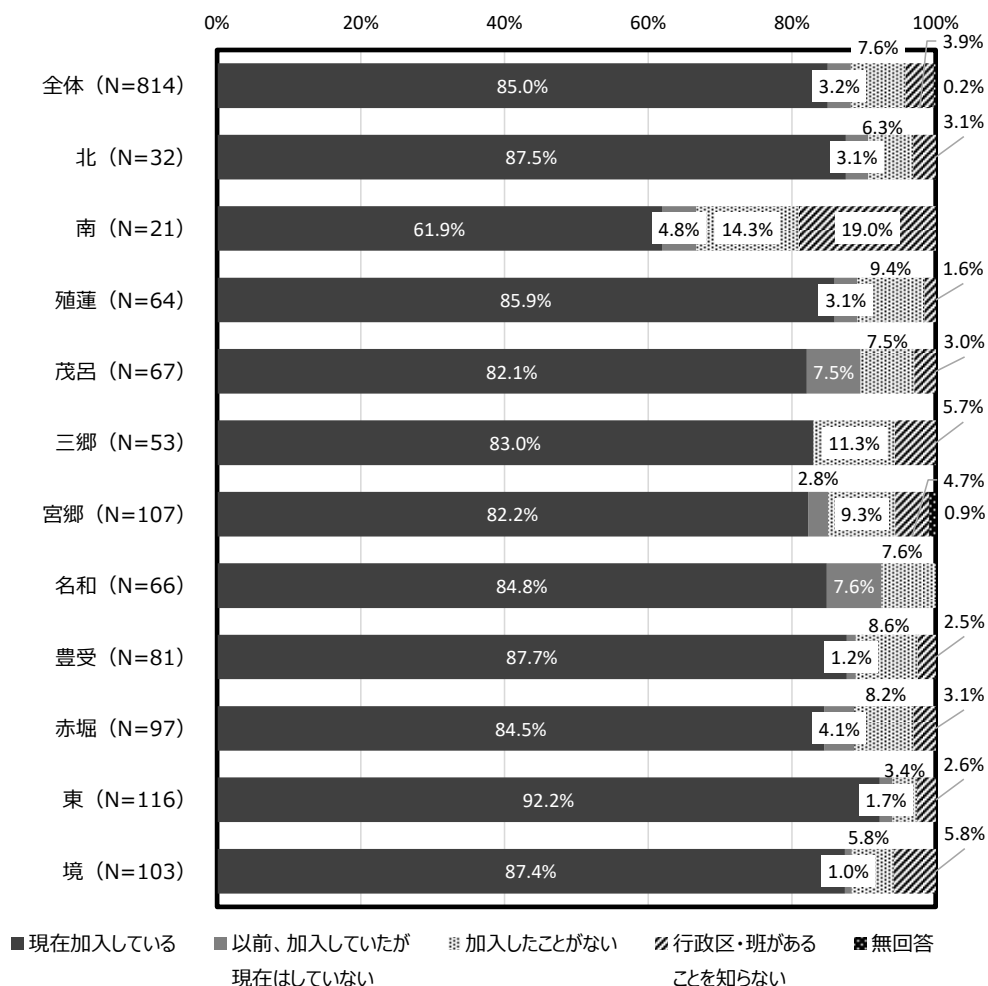
項目	内容
調査期間	令和5年11月14日（火）～12月15日（金）
調査対象	住民基本台帳から無作為で抽出された18歳から74歳の方 2,000人
調査方法	調査票の配布：郵送 調査票の回収：郵送又はオンラインでの回収
回収結果	回収数：820（うちオンライン 283）有効回収数：814 有効回収率：40.7%

■調査結果の概要

① 地域生活について

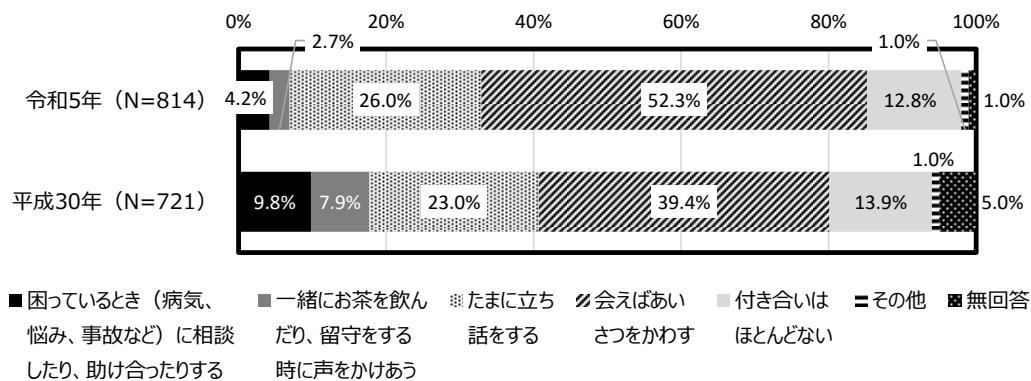
◆行政区（自治会・町内会）への加入状況（単数回答）

行政区に現在加入している世帯の割合は、市全体で85.0%となっています。地区別では、南地区が61.9%と、80～90%台の他の地区よりも大幅に低くなっています。



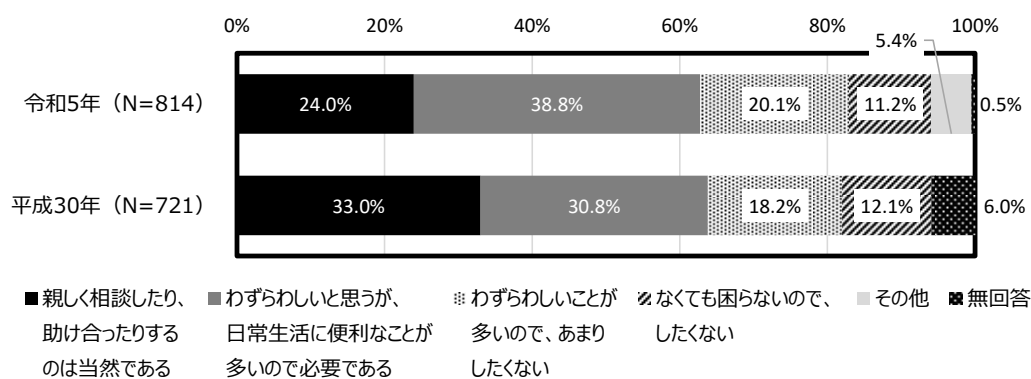
◆日頃の近所付き合いの状況（単数回答）

日頃の近所付き合いの状況については、「会えばあいさつをかわす」が前回調査よりも12.9ポイント増えて52.3%となっています。また、「たまに立ち話をする」は3.0ポイント増えて26.0%となりましたが、「困っているとき（病気、悩み、事故など）に相談したり、助け合ったりする」は5.6ポイント、「一緒にお茶を飲んだり、留守をする時に声をかけあう」は5.2ポイント減って、それぞれ4.2%、2.7%となっています。



◆近所付き合いについての考え（単数回答）

近所付き合いについての考えでは、「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なが多いので必要である」が前回調査よりも8.0ポイント増えて38.8%となり、「親しく相談したり、助け合ったりすることは当然である」は9.0ポイント減って24.0%となっています。

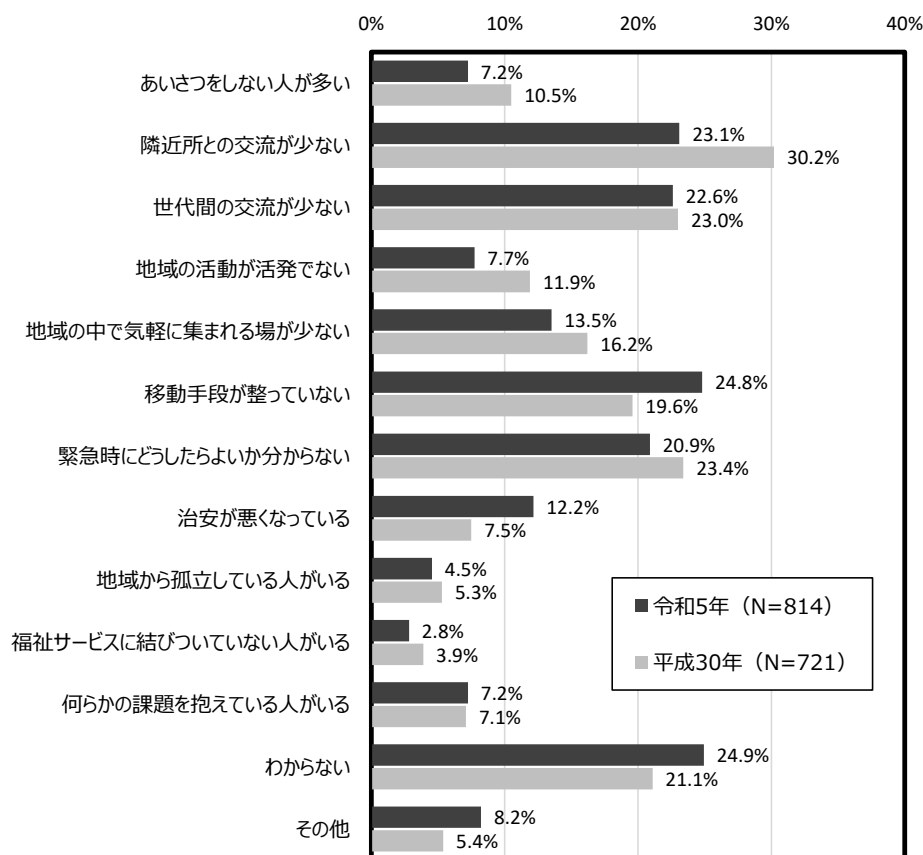


※選択肢「その他」は、令和5年調査で追加されたもの

◆地域の中で課題と感ずること（3つまでの複数回答）

地域の中で課題と感ずることでは、「移動手段が整っていない」が24.8%と最も高く、次いで「隣近所との交流が少ない」が23.1%、「世代間の交流が少ない」が22.6%、「緊急時にどうしたらよいか分からない」が20.9%となっています。

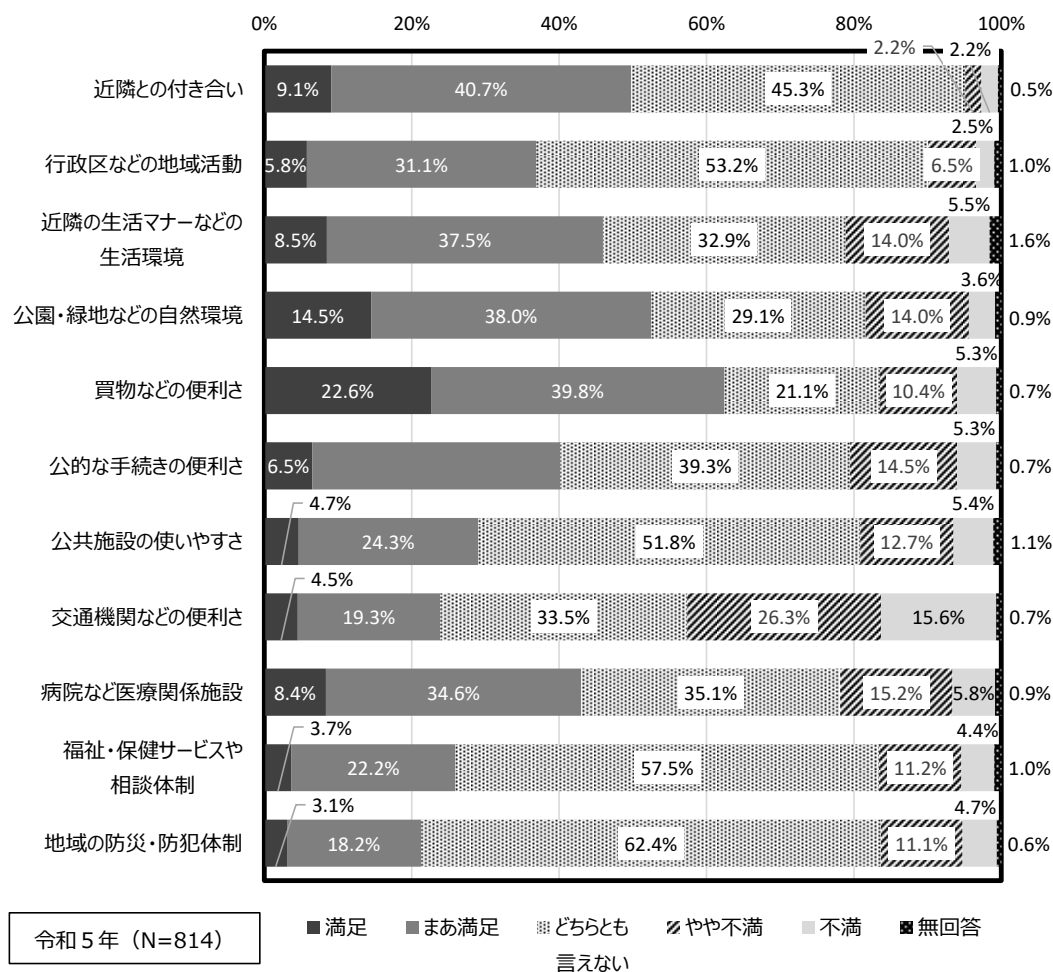
これらの4項目は前回調査でも上位の4項目でしたが、「移動手段が整っていない」は5.2ポイント増え、前回4位から今回は最上位となっています。



◆住んでいる行政区の暮らしの満足度（項目ごとに単数回答）

「近隣との付き合い」から「地域の防災・防犯体制」までの11の項目の満足度について、「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』の割合が最も高いのは「買物などの便利さ」で62.4%、次いで「公園・緑地などの自然環境」が52.5%、「近隣との付き合い」が49.8%となっています。

一方、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』の割合が最も高いのは「交通機関などの便利さ」で41.9%、次いで「病院など医療関係施設」が21.0%となっています。



第2章 地域福祉を取り巻く市の現状と課題

それぞれの項目の『満足』の回答割合を地区と市全体とで比較し、その差が大きいものを◎（市全体よりも20ポイントを超えて高い）、○（市全体よりも10～20ポイント高い）、△（市全体よりも10～20ポイント低い）、▲（市全体よりも20ポイントを超えて低い）で示すと、以下のとおり、北地区や南地区、宮郷地区等では『満足』が市全体よりも高い項目が多く、三郷地区と豊受地区は市全体並み、その他の地区は低い項目がやや多いことがわかります。

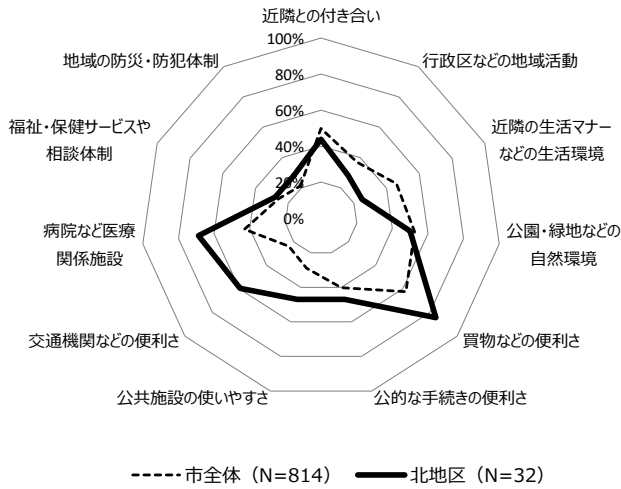
	北	南	殖蓮	茂呂	三郷	宮郷	名和	豊受	赤堀	東	境
近隣との付き合い		○		△		△					
行政区などの地域活動											
近隣の生活マナーなどの生活環境	▲	○	△	△							
公園・緑地などの自然環境						○			△		
買物などの便利さ	◎	△				○					▲
公的な手続きの便利さ											
公共施設の使いやすさ	○						△				
交通機関などの便利さ	◎										
病院など医療関係施設	◎					○			△	△	
福祉・保健サービスや相談体制		○									
地域の防災・防犯体制											

◎：市全体よりも20ポイントを超えて
△：市全体よりも10～20ポイント低い

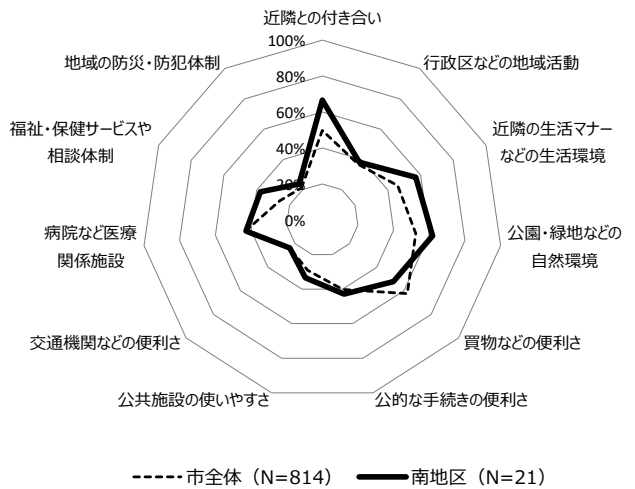
○：市全体よりも10～20ポイント高い
▲：市全体よりも20ポイントを超えて低い

■地区ごとの『満足』の割合

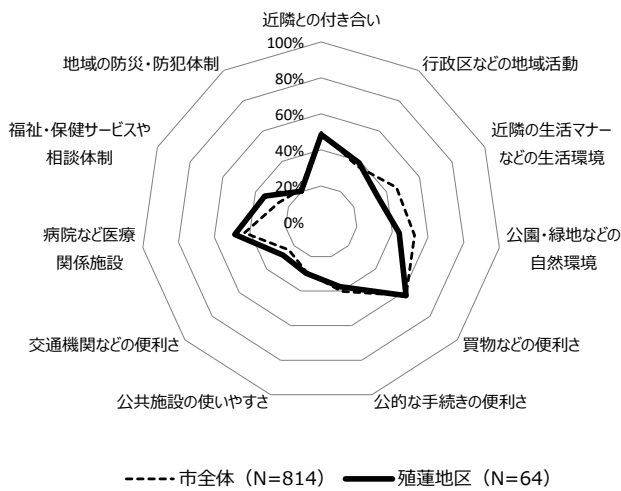
【北地区】



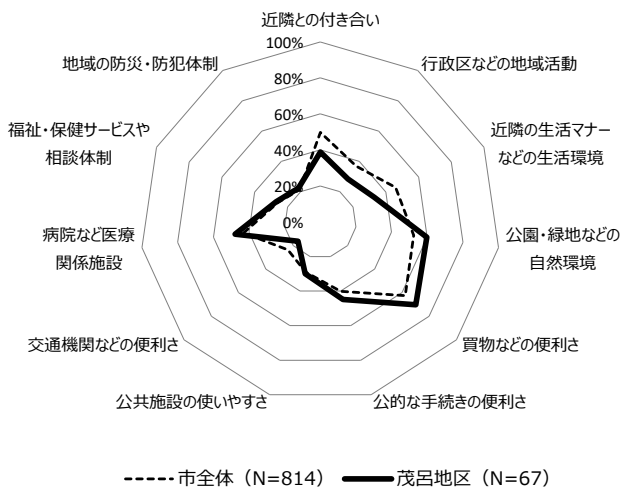
【南地区】



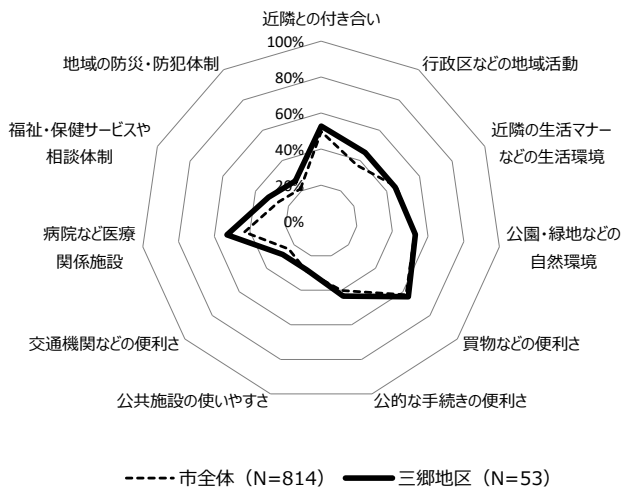
【殖蓮地区】



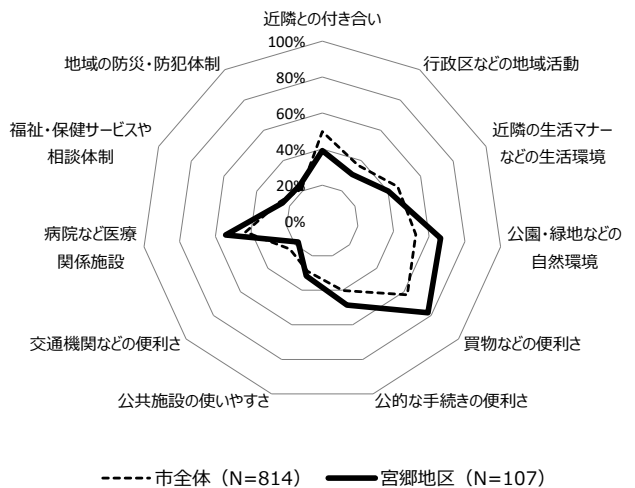
【茂呂地区】



【三郷地区】

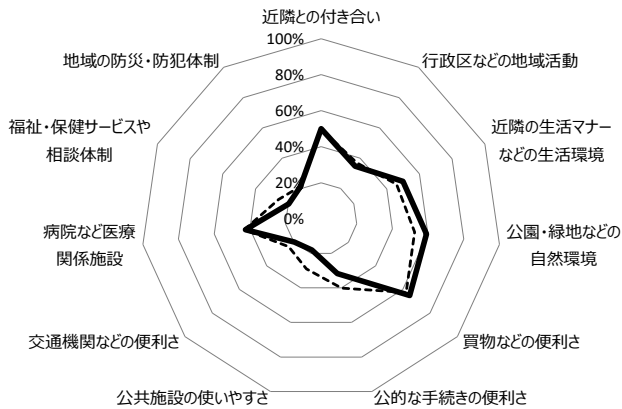


【宮郷地区】



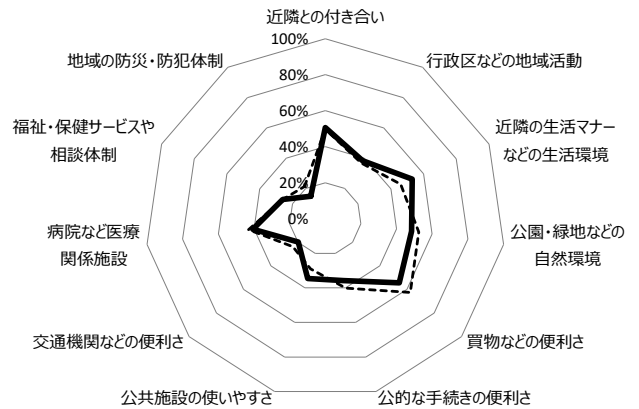
第2章 地域福祉を取り巻く市の現状と課題

【名和地区】



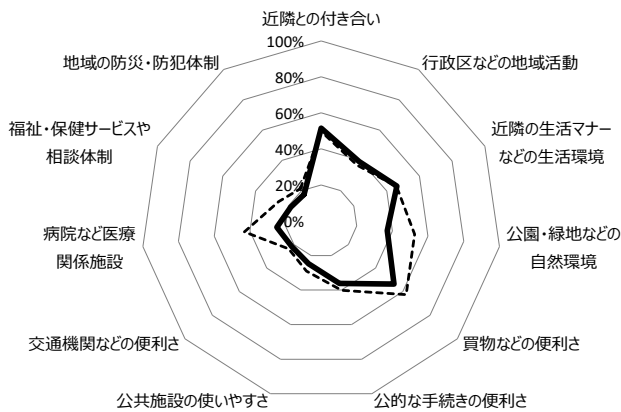
-----市全体 (N=814) 名和地区 (N=66)

【豊受地区】



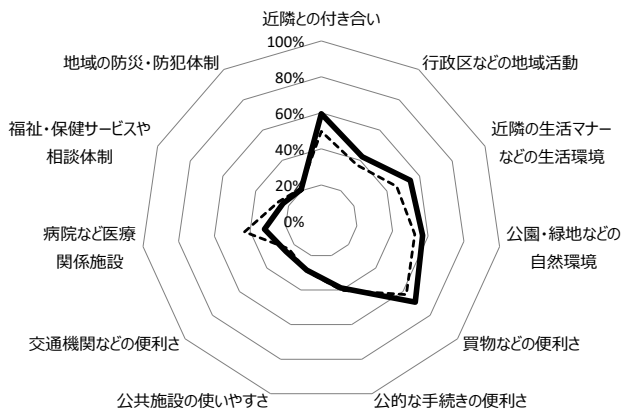
-----市全体 (N=814) 豊受地区 (N=81)

【赤堀地区】



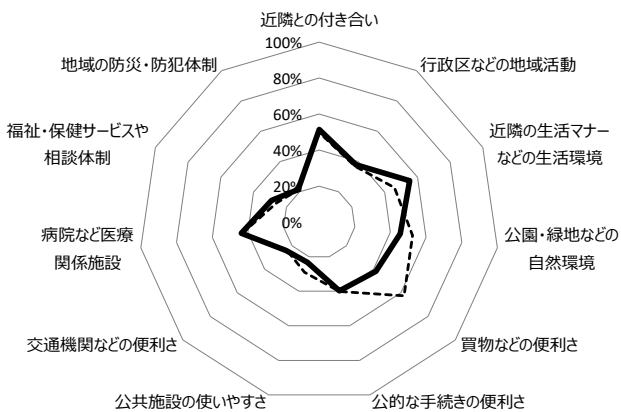
-----市全体 (N=814) 赤堀地区 (N=97)

【東地区】



-----市全体 (N=814) 東地区 (N=116)

【境地区】

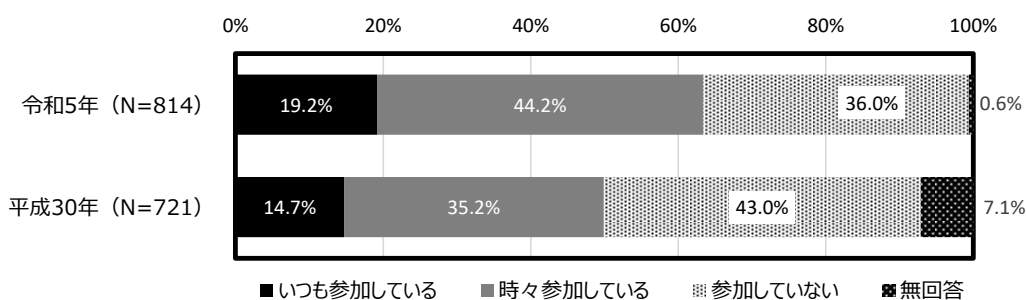


-----市全体 (N=814) 境地区 (N=103)

② 地域の活動や行事について

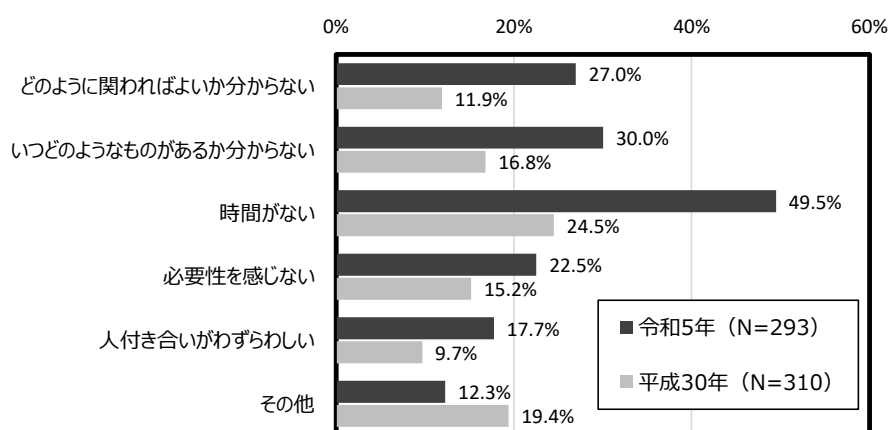
◆参加状況（単数回答）

地域の活動や行事に「いつも参加している」人は19.2%、「時々参加している」人は44.2%で、合わせると63.4%の人が参加しており、前回調査と比較して10ポイント以上増えています。一方、「参加していない」は36.0%で、前回調査よりも7.0ポイント減っています。



◆参加していない理由（3つまでの複数回答、前回調査は単数回答）

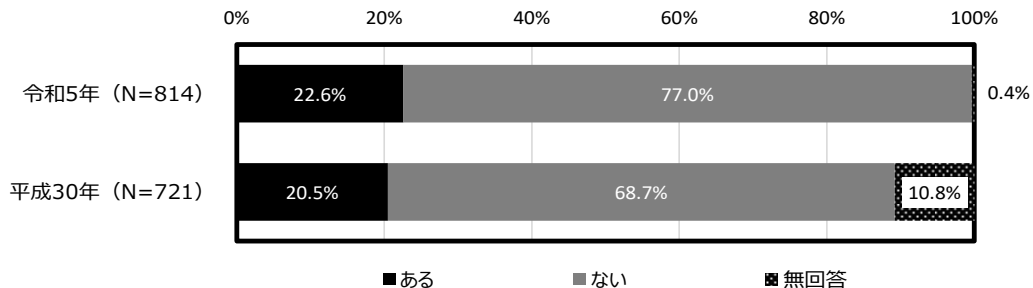
地域活動等に参加していない理由は、「時間がない」が49.5%と最も高く、次いで「いつどのようなものがあるか分からない」が30.0%、「どのように関わればよいか分からない」が27.0%、「必要性を感じない」が22.5%となっています。これらの項目は単数回答であった前回調査と同様で、地域行事への参加者を増やすためには、行事の内容や参加の仕方について、一層の周知・説明が必要であることが伺えます。



③ ボランティア活動³について

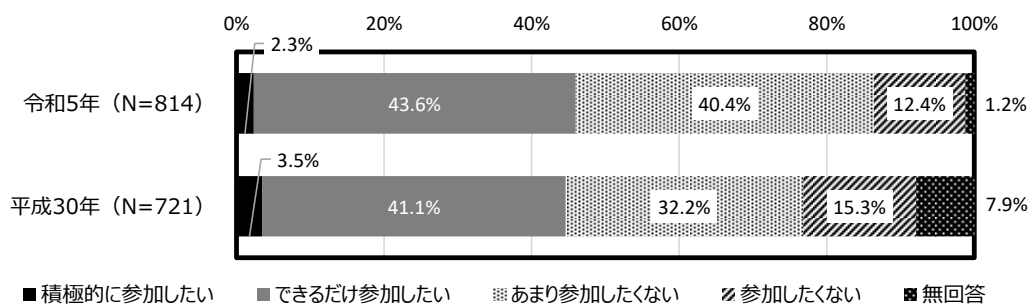
◆参加経験（単数回答）

ボランティア活動に参加したことが「ある」は 22.6%で前回調査よりも 2.1 ポイント高くなっていますが、参加したことが「ない」は 77.0%と依然高止まりしています。



◆今後の参加意向（単数回答）

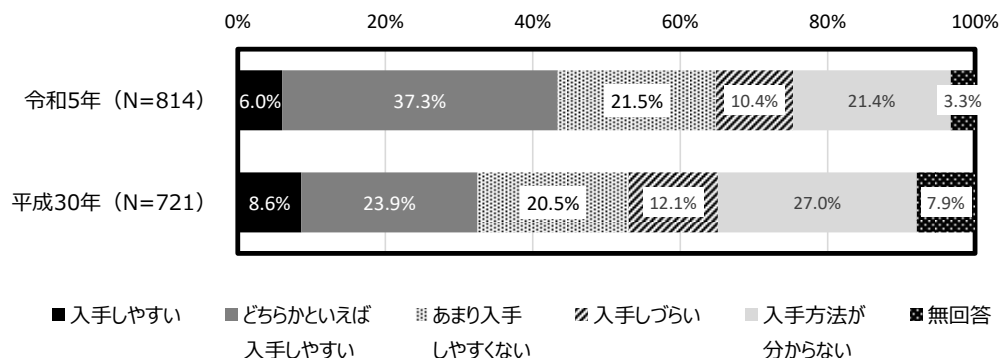
今後、ボランティア活動に「積極的に参加したい」と「できるだけ参加したい」を合わせた『参加したい』は 45.9%と、前回調査（44.6%）とほとんど変わっていません。



④ 福祉全般(子育て、障害者、健康、高齢者など)に関する情報について

◆情報の入手しやすさ（単数回答）

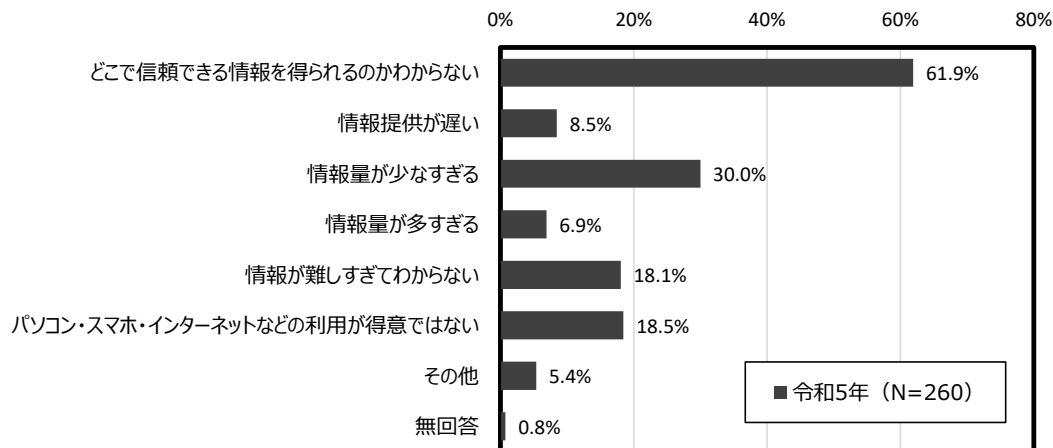
福祉全般に関する情報の入手のしやすさについて、「入手しやすい」、「どちらかといえば入手しやすい」との回答を合わせると 43.3%と、前回調査よりも 10.8 ポイント高くなっています。一方、「あまり入手しやすくない」、「入手しづらい」を合わせた回答は 31.9%と前回調査（32.6%）とほぼ同様に、情報提供のさらなる改善が必要であるといえます。



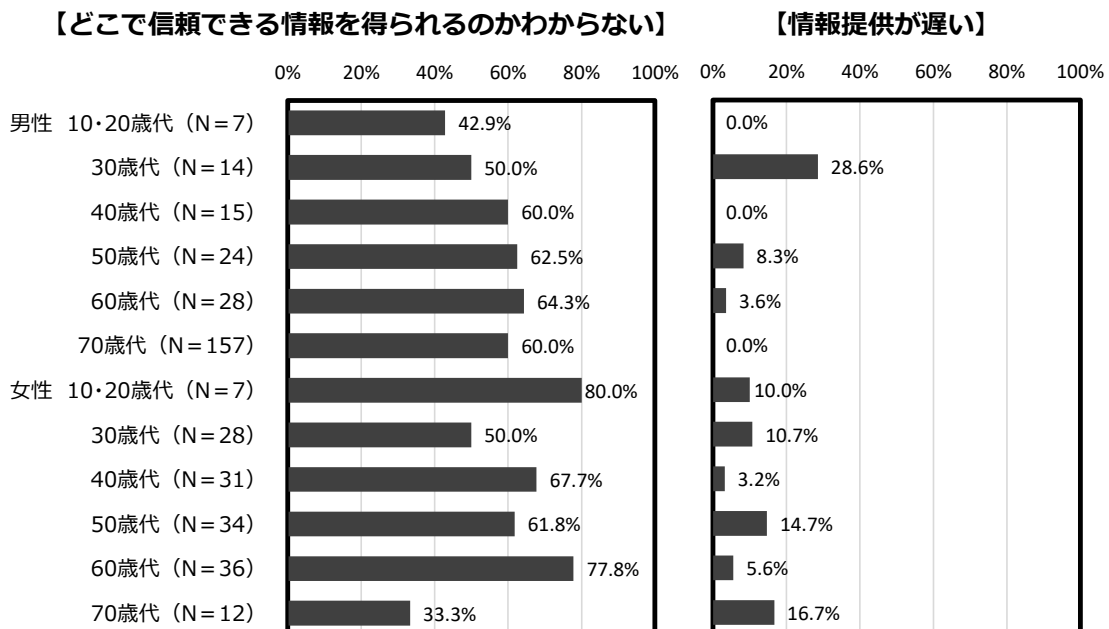
³ ボランティア活動：自らの意思で、地域や人のために行う、高齢者や障害者、子育て等に関する活動

◆情報を入手できていない理由（複数回答）

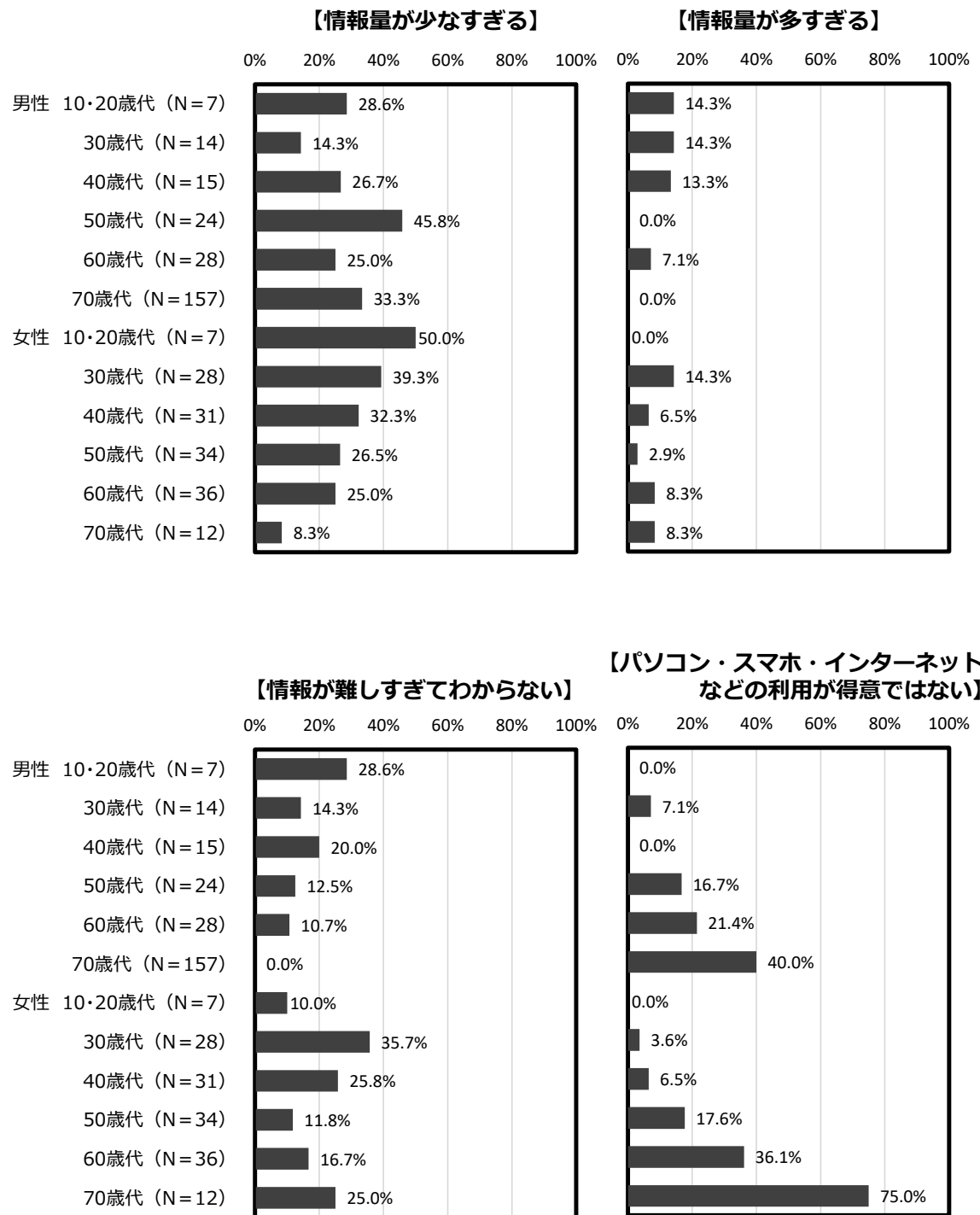
情報を「あまり入手しにくい」、「入手しづらい」と回答した人が、その理由としてあげたのは、「どこで信頼できる情報を得られるのかわからない」が61.9%と最も高く、次いで「情報量が少なすぎる」が30.0%、「パソコン・スマホ・インターネットなどの利用が得意ではない」が18.5%となっています。



更に、それぞれの理由について、性・年代別での傾向をみると、「パソコン・スマホ・インターネットなどの利用が得意ではない」は男女とも年齢が進むにつれて高くなっています。また、「情報量が少なすぎる」は、女性では低い年代ほど高くなっています。



第2章 地域福祉を取り巻く市の現状と課題

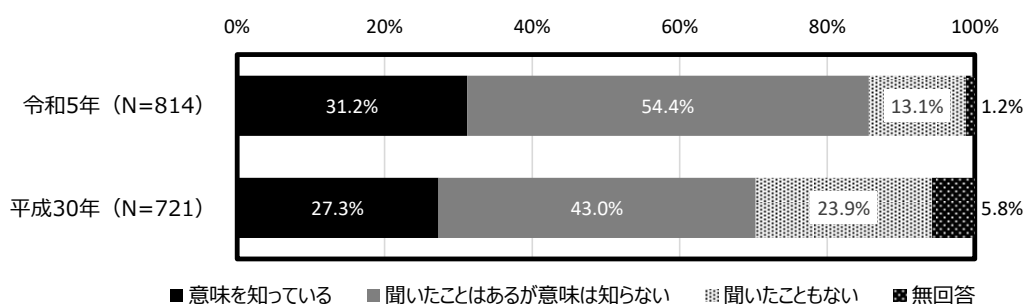


⑤ 「地域福祉」に関する言葉や組織の認知度について

◆ 「地域福祉」の認知度（単数回答）

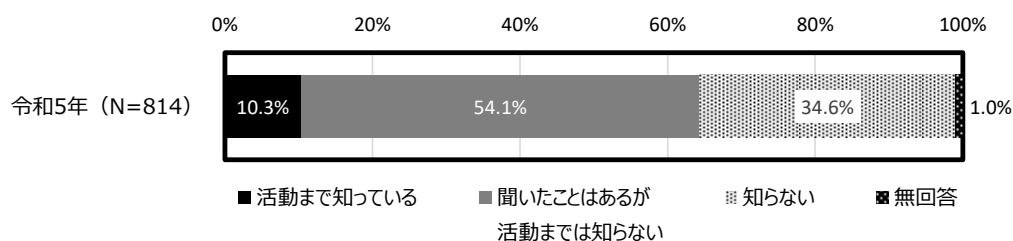
地域福祉という言葉について、「意味を知っている」は31.2%、「聞いたことはあるが意味は知らない」が54.4%、「聞いたこともない」は13.1%となっています。

前回調査と比較すると、「聞いたことはあるが意味は知らない」は11.4ポイント高く、「聞いたこともない」は10.8ポイント低く、言葉の認知は進んでいます。



◆ 「伊勢崎市社会福祉協議会」の認知度（単数回答）

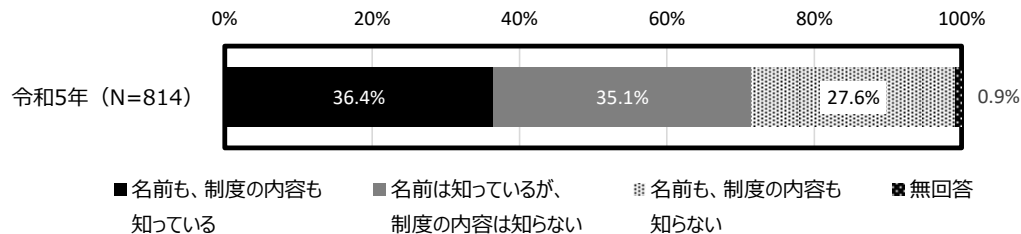
伊勢崎市社会福祉協議会について、「知らない」は34.6%ですが、「活動まで知っている」は10.3%、「聞いたことはあるが活動までは知らない」が54.1%で、認知度は64.4%となっています。



⑥ 人権・権利擁護について

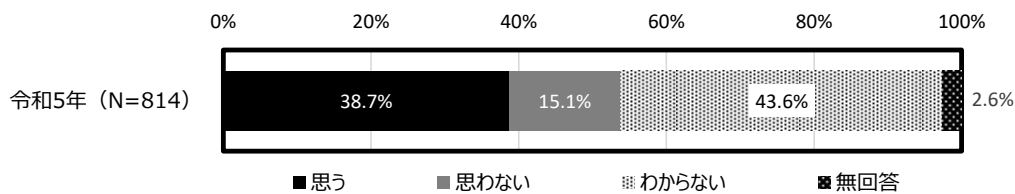
◆成年後見制度の認知度（単数回答）

成年後見制度について、「名前も、制度の内容も知っている」が36.4%、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」が35.1%、「名前も、制度の内容も知らない」が27.6%となっており、制度の内容を知らない人が6割を超えています。



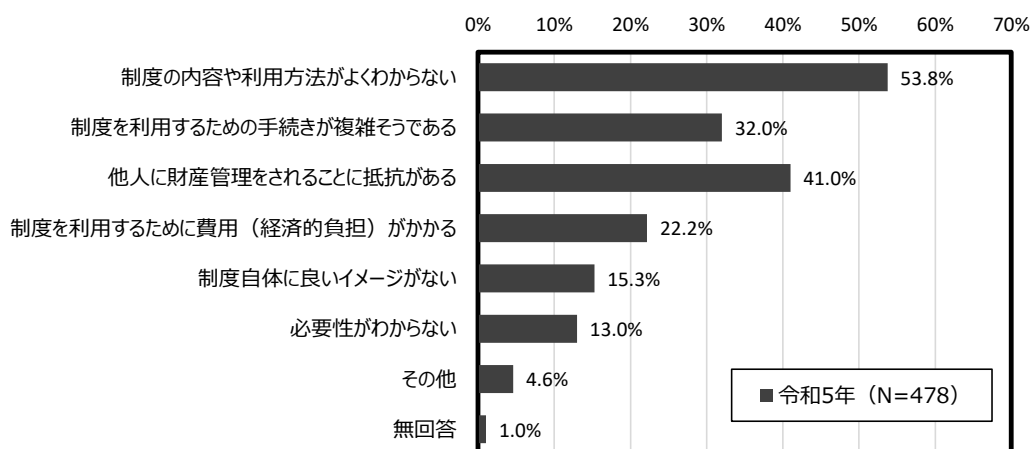
◆成年後見制度の利用意向（単数回答）

必要となった時に、成年後見制度を利用したいと思うかについては、「思う」が38.7%、「思わない」は15.1%、「わからない」は43.6%となっています。



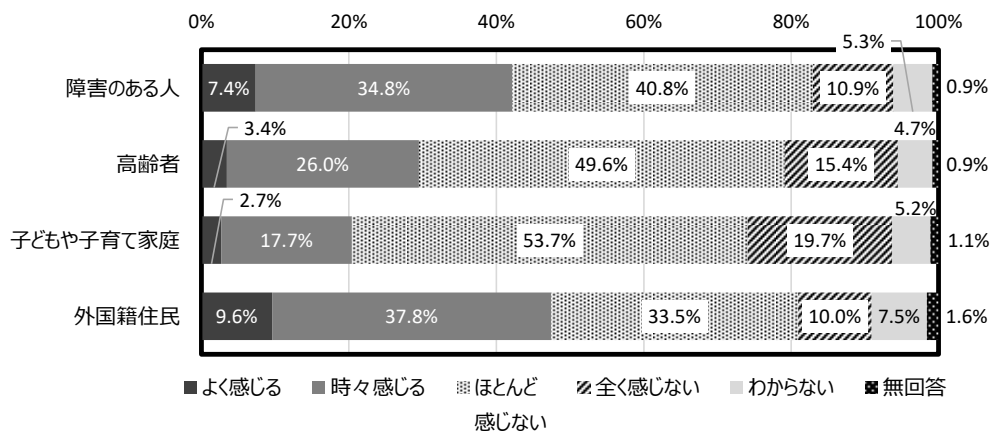
◆利用したいと思わない理由（複数回答）

成年後見制度について利用したいと「思わない」、又は制度の利用について「わからない」と回答した人が、その理由としてあげたのは、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が53.8%と最も高く、次いで「他人に財産管理をされることに抵抗がある」が41.0%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が32.0%となっています。



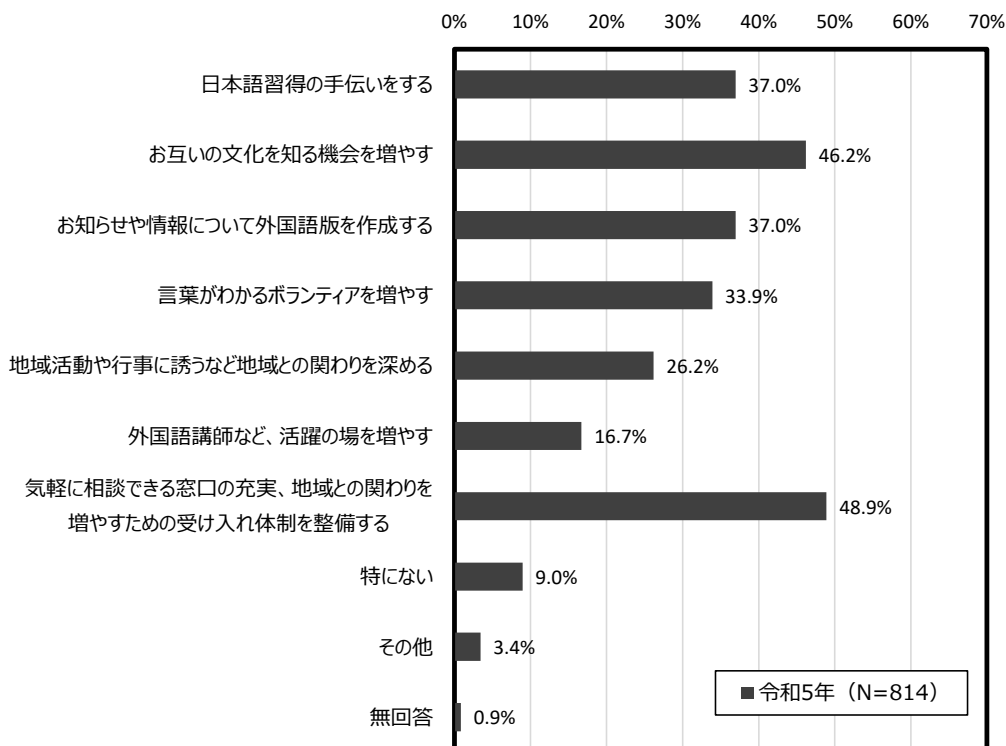
◆差別や偏見を感じるものの有無（項目ごとに単数回答）

差別や偏見を「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた『感じる』の割合は、「外国籍住民」に対して47.4%、「障害のある人」に対して42.2%と、「高齢者」や「子どもや子育て家庭」に対してよりも高くなっています。特に「外国籍住民」については、『感じる』人のほうが、「ほとんど感じない」と「全く感じない」を合わせた『感じない』と回答した人よりも高くなっています。



◆外国籍住民にとっても暮らしやすい地域にするために大事なこと（複数回答）

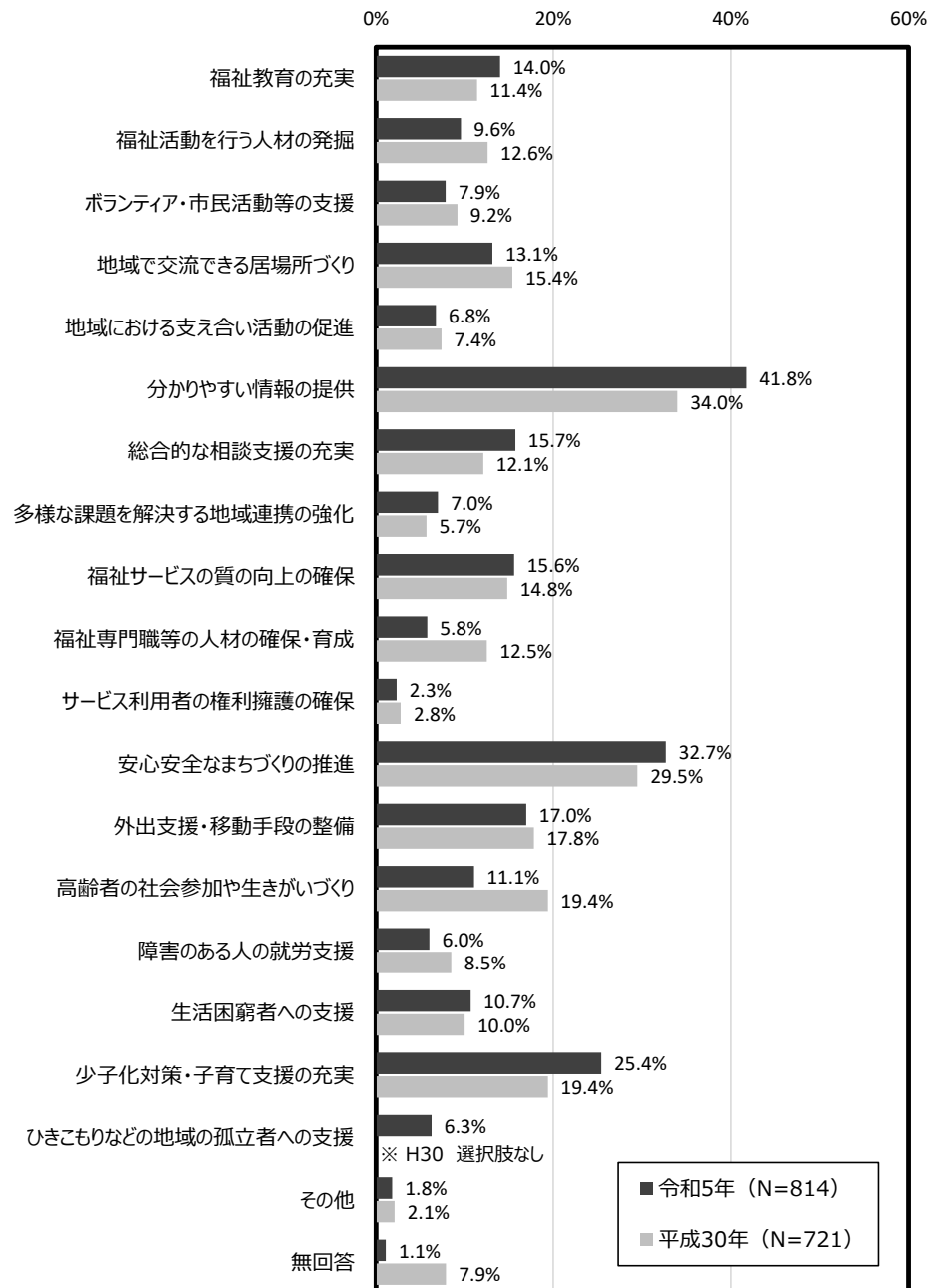
外国籍住民にとっても暮らしやすい地域にするために大事なことでは、「気軽に相談できる窓口の充実、地域との関わりを増やすための受け入れ体制を整備する」が48.9%と最も高く、次いで「お互いの文化を知る機会を増やす」が46.2%、「日本語習得の手伝いをする」、「お知らせや情報について外国語版を作成する」がともに37.0%、「言葉がわかるボランティアを増やす」が33.9%となっています。



⑦ 市の今後の地域福祉について

◆今後、優先して充実すべき市の施策（3つまでの複数回答）

優先して充実すべき施策については、「分かりやすい情報の提供」が41.8%と最も高く、次いで「安心安全なまちづくりの推進」が32.7%、「少子化対策・子育て支援の充実」が25.4%となっています。これらは前回調査も上位の項目でしたが、特に「分かりやすい情報の提供」と「少子化対策・子育て支援の充実」は、それぞれ前回調査よりも7.8ポイント、6.0ポイント高くなっています。



(2) 団体・事業者アンケート

■調査の概要

項目	内容	
調査期間	令和5年11月14日（火）～12月15日（金）	
調査対象	団体	市内で福祉活動を行っている58団体
	事業者	市内で福祉事業を行っている54事業者
調査方法	団体	調査票の配布：郵送
	事業者	調査票の回収：郵送又はオンラインでの回収
回収結果	団体	回収数：48（うちオンライン 8） 有効回収数：48 有効回収率：82.8%
	事業者	回収数：31（うちオンライン 16） 有効回収数：31 有効回収率：57.4%

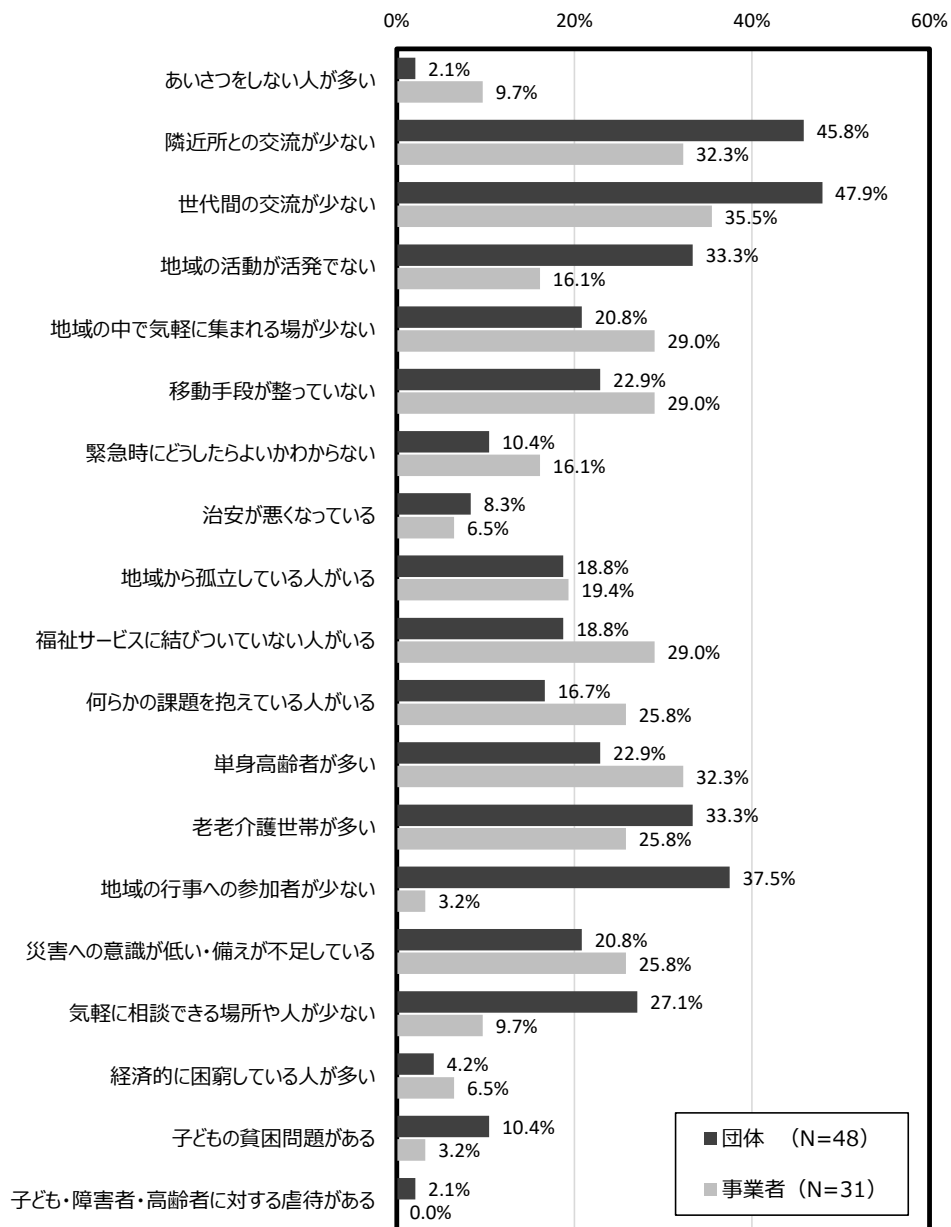
■調査結果の概要

◆地域で課題と感ずること（複数回答）

地域で課題と感ずることでは、「世代間の交流が少ない」、「隣近所との交流が少ない」と交流の少なさを課題とする回答が団体、事業者とも最上位となっています。次いで、団体では「地域の行事への参加が少ない」、「地域の活動が活発でない」、「老老介護世帯が多い」、事業者では「単身高齢者が多い」、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」、「移動手段が整っていない」、「福祉サービスに結びついていない人がいる」などが多く回答されています。

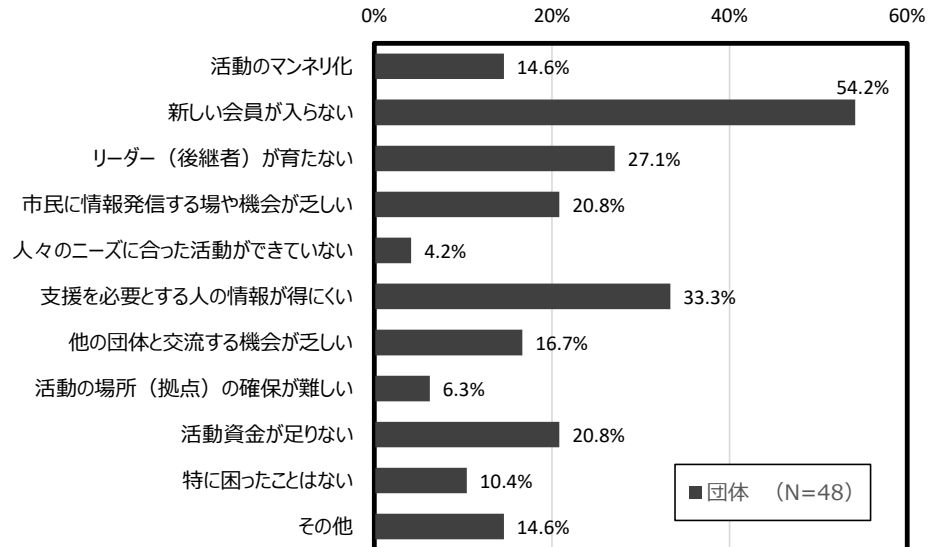
「世代間の交流が少ない」、「隣近所との交流が少ない」は市民アンケートにおいても上位の回答となっており、地域の課題として広く認識されていることが伺えます。

第2章 地域福祉を取り巻く市の現状と課題



◆団体が活動を行う上で困っていること（複数回答）

活動上の困りごとでは、「新しい会員が入らない」が54.2%と半数を超えて最も高く、次いで「支援を必要とする人の情報が得にくい」が33.3%、「リーダー（後継者）が育たない」が27.1%と、活動のための人材と情報に関する困りごとが上位を占めています。

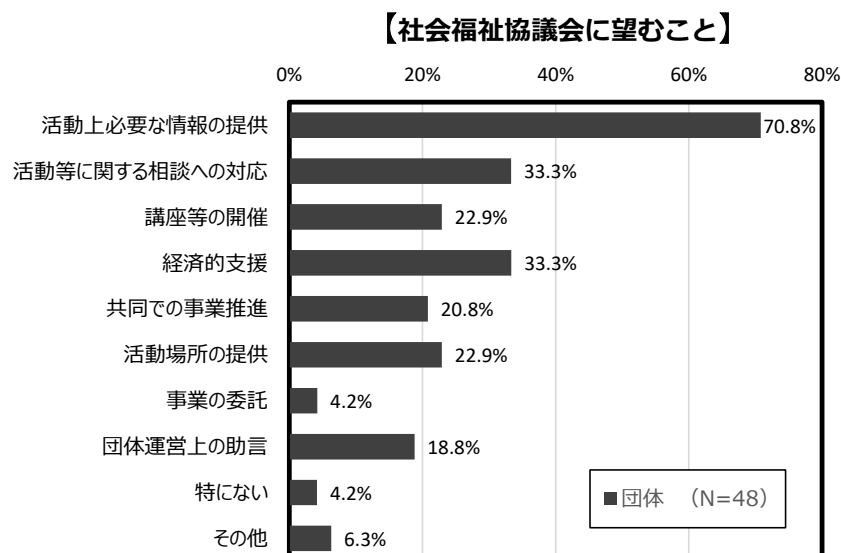
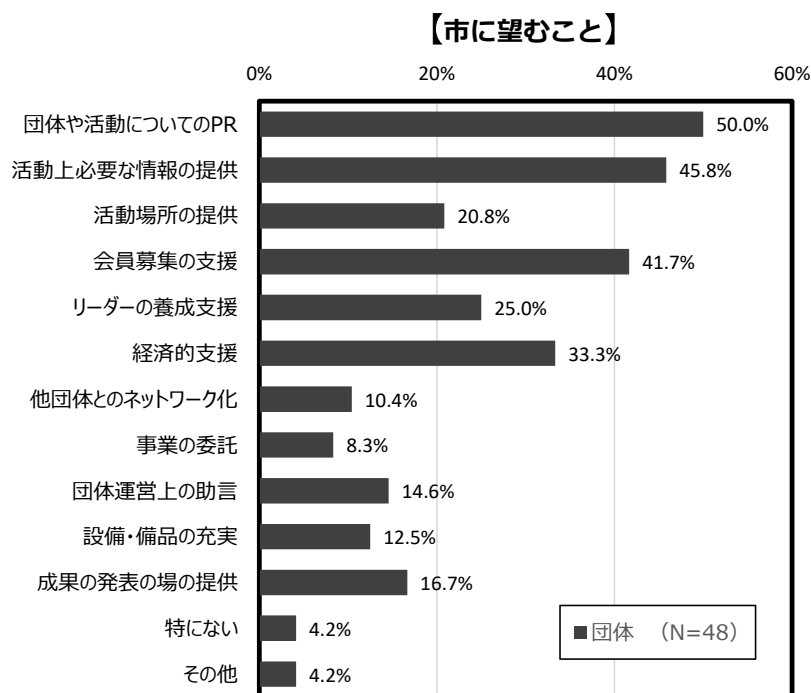


◆団体が活動する上で市や社会福祉協議会に望むこと（複数回答）

市に望むことでは、「団体や活動についてのPR」が50.0%と最も高く、次いで「活動上必要な情報の提供」が45.8%、「会員募集の支援」が41.7%と、前ページに示す活動上の困りごとを解決し、団体組織や活動の充実につなげるための支援を求める意見が多く挙げられています。

一方、社会福祉協議会に望むことでは、「活動上必要な情報の提供」が70.8%と最も高く、次いで「活動等に関する相談への対応」と「経済的支援」がともに33.3%となっています。

地域福祉推進についての自由記述の中にも、「通年友愛訪問事業を始めたが、町区により情報の提供がなく、実施できない」との意見があり、活動を進めるために必要な情報を団体に提供することの重要性が伺えます。



3. 懇談会結果の概要

地域における福祉課題を把握し、本計画の策定に向けた基礎資料を得るために、市の主催による市内 11 地区での「地区別懇談会」と市社会福祉協議会の主催による「地域福祉懇談会」を開催しました。それぞれの懇談会と結果の概要は次のとおりです。

(1)地区別懇談会

■開催状況

地 区	日 時 (各回 2 時間)	会 場	参加人数
① 北	令和 5 年 12 月 17 日 (日) 9:30~	北公民館	16 人
② 南	令和 5 年 12 月 17 日 (日) 14:00~	南公民館	7 人
③ 殖蓮	令和 5 年 11 月 25 日 (土) 14:00~	殖蓮公民館	14 人
④ 茂呂	令和 5 年 12 月 3 日 (日) 9:30~	茂呂公民館	11 人
⑤ 三郷	令和 5 年 12 月 2 日 (土) 14:00~	三郷公民館	8 人
⑥ 宮郷	令和 5 年 11 月 18 日 (土) 14:00~	宮郷公民館	17 人
⑦ 名和	令和 5 年 11 月 18 日 (土) 9:30~	名和公民館	20 人
⑧ 豊受	令和 5 年 11 月 26 日 (日) 9:30~	豊受公民館	12 人
⑨ 赤堀	令和 5 年 12 月 2 日 (土) 9:30~	赤堀公民館	12 人
⑩ 東	令和 5 年 11 月 25 日 (土) 9:30~	高齢者生きがいセンター	9 人
⑪ 境	令和 5 年 11 月 26 日 (日) 14:00~	境公民館	17 人
合 計			143 人

■結果の概要

出された意見を「地域における交流・地域の担い手」から「行政・社会福祉協議会」までの8つのテーマに分類し、次頁以降にテーマ別の主な意見と、11 の地区別に、挙げられた意見のテーマを掲載しました。

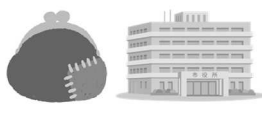
全地区で共通して挙げられたのは、「地域における交流・地域の担い手」、「生活環境・空き家・ゴミ問題」、「移動手段・買物・道路環境」、「高齢者」のテーマに関する意見となっています。また、「行政・社会福祉協議会」についての意見は、比較的市の周辺に位置する地区で挙げられている傾向が伺えます。



【主な意見（テーマ別）】

分 類		主な意見
地域における交流 ・地域の担い手		● 近所付き合いが薄くなっている。 ● 世代間・新旧住民間・外国人などとの交流が少ない。 ● 気軽に集える場所が少ない。 ● 町内行事への参加者が少ない。参加する人が限られている。 ● 地域や団体の役員の担い手がいらない。ボランティアへの参加者が少ない。 ● 働き方と組織づくりが合っていない。 ● 区の活動そのものに関心のない住人がいる。
生活環境・空き家 ・ゴミ問題		● 公園の整備がされていない。 ● 樹木や雑草が道路にはみ出し、通行の妨げとなっている。 ● 空き家の樹木の管理・景観や防犯上の問題が懸念される。 ● 野生動物や飼い犬のフン（未処理）などに困っている。 ● ごみ捨てのルールを守らない住人がいる。 ● ごみステーションの管理も問題となっている。 ● 高齢者や障害のある人のごみ出しが大変である。
移動手段・買物 ・道路環境		● 公共交通機関が乏しい。 ● コミュニティバスの使い勝手が悪く、利用方法も分かりづらい。 ● 運転免許証を返納後、移動手段が欠けている住人がいる。 ● 買物難民が増えている。 ● 白線やセンターライン、路面標示などが見えにくいところがある。 ● 道路や歩道が狭く、通学や日常生活に危険なところがある。 ● 交通ルールを守らない車や自転車がいる。 ● 外灯が少なく、暗い道がある。
高齢者		● 高齢者世帯が増え、見守りが難しくなっている。 ● 高齢者にデジタル難民が多い。 ● 認知機能が心配な住人、介護で苦労している住人がいる。
子どもや 障害児（者）		● 子ども会育成会の活動が難しくなっている。 ● ひとり親世帯や障害者の把握が難しく、気遣うことが出来ない。 ● 自分の子どもを注意できない親が増えている。
防災・防犯		● 地域ごとの災害訓練が十分ではない。 ● 避難場所が少ない、あるいは遠く、災害時の避難や連絡体制に不安がある。 ● 犯罪が増えてきて、治安が心配である。
就労・貧困		● 生活資金が不足している。 ● 就労のための場や、条件の整備が必要。
行政・ 社会福祉協議会		● 市の情報提供方法の改善をして欲しい。 ● 福祉行政窓口を分かりやすくして欲しい。 ● 社会福祉協議会と地域との結びつきがない。

【挙げられた主な意見のテーマ（地区別）】

地区	主なテーマ						
北							
南							
殖蓮							
茂呂							
三郷							
宮郷							
名和							
豊受							
赤堀							
東							
境							

(2)地域福祉懇談会

■開催状況

地 区	日 時（各回 2 時間）	会 場	参加人数
第 1 回	令和 5 年 11 月 30 日（木） 10:00～	伊勢崎市社会福祉会館	27 人
第 2 回	令和 5 年 12 月 14 日（木） 10:00～		28 人

■結果の概要

項目	主な意見		
	地域の課題	課題解決のための取り組み	取り組みを具体化する手法
居場所 ・ 交流	・高齢者の居場所が少ない。 ・地域の交流、若い人と老人の交流、外国人との交流がない。 ・町内行事等、老人会行事に参加者が少ない。 ・文化交流のきっかけがない。 ・個人宅の訪問には、プライバシーその他難しいことが多い。	・ミニデイのような活動、楽しい集いを多く持つ。 ・子どもを介して大人も楽しめるようなお祭りをする。（命名例：伊勢崎大祭など） ・公園を地域住民が集まる場所にする。	・ミニデイを高齢者以外の子供や地域住民も参加できるイベントにする。 ・区の役員などが隣組のシステムを構築し、区の活動を活性化する。 ・商業施設やレンタルスペース等での文化・交流の機会を作る。
生活環境 道路環境	・高齢者がゴミ出しに行けない。 ・ゴミ出しのルールが守られていない。 ・外国人のゴミ捨てのマナーが悪い。 ・買い物に行けず困っている高齢者がいる。 ・現金での買物が不便になっている。 ・空き家、無耕作の畑の雑草問題がある。 ・公共交通が不便で使いづらい。 ・気軽に移動できる手段が少ない。 ・社会参加したくても足がない。 ・通院の足がない。 ・通学路に歩道やガードレールがなく危険な所がある。 ・街灯が少なく、夕方など危険。 ・自転車の運転マナーが悪い。	・ゴミ出しボランティアをお願いする。 ・外国人と交流できる身近なイベントを企画する。 ・移動販売を利用する。 ・ボランティアグループを組織して対応する。 ・休耕地をミニデイや市民耕作地などで活用する。 ・保育園に貸す。 ・デマンドバス、バスの小型化、便数の増加。 ・タクシー券の活用を促す。 ・タクシー券の利用範囲を広げる。 ・シルバーさんに助けてもらう。 ・危険個所のマップを作り知らせる。	・ゴミ出しボランティアの組織化を回覧等で呼びかける。 ・環境指導員が呼びかける。 ・国際交流の協会を窓口に、外国人と連絡をとる。 ・スーパーに要望する。（移動販売、現金レジ） ・保育園に呼びかけ、子どもが作物をつくり、収穫祭をする。 ・所有者が保育園に貸す。 ・市がタクシー券を配布する。（無制限で） ・18:30 に小学校集合で歩き、危険個所を確認する。 ・警察から学校に注意してもらう。

項目	主な意見		
	地域の課題	課題解決のための取り組み	取り組みを具体化する手法
高齢者 子ども 障害者	・「8050」「9060」問題がある。 ・老夫婦の見守り、ひとり暮らしの安否確認に問題がある。 ・老人クラブに入会しない。 ・下校時のパトロールが負担になっている。 ・育成会やPTA 役員が負担になっている。 ・子どもが少なく、交流機会もない。 ・障害についての理解が少ない。 ・家族の負担が重いことへのサポートがもっとほしい。 ・それぞれの取り組みを行っている団体のつながりが薄い。	・定期的に地域を回る人（団体）をつくる。 ・入会したいと思うような内容の老人クラブをつくる。 ・老人クラブの運営代行を利用する。 ・育成会やPTA の削減、廃止、外部委託を検討する。 ・子どもの居場所、デイサービス、学童などの総合施設をつくる。 ・一般の方と障害者が交流する。 ・障害に対して勉強会を開く。	・ホームページ上で老人会の取り組み内容を発信する。 ・老人会の会費で運営を代行団体に委託する。 ・子供会の会費を代行団体に払って運営する。 ・育成会やPTA 活動の継続について匿名でのアンケートをとる。
防災	・避難場所がわからない。 ・家族との連絡不通が心配である。 ・ふだん、近所のつきあいがいないので、声掛けが大変。 ・自分で助けを呼べない人の避難が問題である。 ・避難所までの足がない。逃げ遅れが心配。 ・災害時に停電した時の連絡手段が心配である。 ・避難所がバリアだらけ（トイレ、段差、手すりなし） ・長期の（避難所での）滞在となった際の食料と衛生の確保が問題。	・防災マップを確認する。 ・いざという時の連絡手段を家族で話し合う。 ・近所づきあい（あいさつ）を普段から行う。 ・実情に合った避難所を設ける。	・防災マップをすぐわかるところに置く。 ・区長、組長、育成会が回覧板で周知する。 ・サロンなどの居場所で話し合う。 ・定期的に防災訓練を行う。 ・防災イベント、防災パーティ、防災キャンプを行う。 ・スポーツ少年団などにも声かけする。 ・スマホを使った連絡網を構築する。



4. 第3期計画の推進状況

(1) 評価指標の実績値

第3期伊勢崎市地域福祉計画・伊勢崎市地域福祉活動計画で設定した評価指標に関する令和5年度の実績値は次のとおりでした。

21の指標のうち、令和5年度に目標値をクリアした指標は8、基準値から改善したものの目標値に達していない指標は6となっています。基準値を下回った指標は7で、「近所付き合いをしている人の割合」、「手話奉仕員養成講座の受講者数」や「成年後見制度周知のための講演会の参加者数」などは大きく下回っており、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著に表れていると思われます。

■基本目標1 つながる地域づくり

施策1 支え合い・助け合いの意識の醸成

取り組み	評価指標	基準値 (H30 実績)	実績値 (R5 年度)	目標値 (R6 年度)	解説
(1) 地域福祉の広報啓発	「地域福祉」の認知度	27.3%	31.2%	40.0%	市民アンケート調査で、「地域福祉という言葉の意味まで知っている」と回答した人の割合
(2) 福祉教育の推進	福祉出前講座の実施回数	28 件	20 件	30 件	福祉に関係する各種出前講座の実施回数
(3) 人権教育・啓発の推進	人権への意識が向上した人の割合	86.2%	100.0%	100.0%	伊勢崎市人権学習会にて実施したアンケートで、「受講後に人権意識が向上した」と回答した人の割合

施策2 地域の交流促進

取り組み	評価指標	基準値 (H30 実績)	実績値 (R5 年度)	目標値 (R6 年度)	解説
(1) 交流機会の充実	近所付き合いをしている人の割合	40.7%	32.9%	45.0%	市民アンケート調査で、「困っているときに、相談したり、助け合ったりする」等の近所付き合いをしていると回答した人の割合
(2) 地域活動の活性化	町内・地区の活動や行事に参加している人の割合	49.9%	63.4%	52.0%	市民アンケート調査で、町内・地区の活動や行事に「いつも参加している」「時々参加している」と回答した人の割合
(3) 地域コミュニティの形成促進	地域コミュニティの形成について満足している人の割合	40.6% ※R1	38.9%	45.0%	第2次総合計画の施策「地域福祉社会の構築」について、「満足」と回答した人の割合

■基本目標2 支え合いで安心の地域づくり

施策1 地域福祉活動の活性化

取り組み	評価指標	基準値 (H30実績)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	解説
(1) ボランティア活動の促進	ボランティアに参加したことがある人の割合	20.5%	22.6%	25.0%	市民アンケート調査で、「参加したことがある」と回答した人の割合
	ボランティアに参加したいと思う人の割合	44.6%	45.9%	60.0%	市民アンケート調査で、「参加したい」と回答した人の割合
(2) リーダーや担い手の育成・支援	認知症サポーター数（累計）	10,821人	13,443人	13,000人	認知症サポーター養成講座の受講者数
(3) 地域福祉活動団体の支援	赤十字奉仕団の研修開催数	6回	7回	8回	伊勢崎市赤十字奉仕団が福祉に関する研修や講習会を実施した回数

施策2 生活サポート体制の充実

取り組み	評価指標	基準値 (H30実績)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	解説
(1) 生活支援の充実	タクシー利用料金助成事業の件数	1,500人	2,923人	1,700人	高齢者人口及び過年度利用率から推計
	手話奉仕員養成講座の受講者数	50人	21人 (入門14人 基礎7人)	50人	毎年、①入門(35人)、②基礎(20人)、③レベルアップ(10人)程度を募集し、各コースを修了した総人数
(2) 地域支え合い活動の推進	協議体開催回数	114回	171回	114回	地域の支え合い体制づくりを推進するために、「協議体」を継続していくことが重要

施策3 見守り及び支援体制の構築

取り組み	評価指標	基準値 (H30実績)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	解説
(1) 見守り活動の充実	ひとり暮らし高齢者気遣い事業の対象者数	2,543人	4,238人	3,000人	令和5年10月1日を基準日とするひとり暮らし高齢者基礎調査に該当する高齢者に対して、見守りなど安否の気遣いをしてもらっている人の数
(2) 社会資源のネットワーク構築	地域ケア会議の開催数	56回	34回	65回	高齢者個人に対する支援の充実を通して、地域ぐるみの支え合いと、その仕組みづくりを推進するための会議の開催数

■基本目標3 暮らしを守る地域づくり

施策1 情報提供及び相談支援体制の充実

取り組み	評価指標	基準値 (H30実績)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	解説
(1) 情報提供の充実	障害者基幹相談支援センターの年間延べ相談件数	5,401件	7,664件	5,500件	障害者基幹相談支援センターにおいて、障害者（児）やその家族、相談支援事業所等から相談を受けた件数
(2) 生活困窮者等への支援	自立相談支援事業利用者のプラン作成件数	12件	21件	50件	生活困窮者の相談に応じ、個々人の状況にあったプランを作成した実件数

施策2 福祉サービスの充実

取り組み	評価指標	基準値 (H30実績)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	解説
(1) サービスの質の向上	社会福祉法人等の指導監査数	105法人 121か所	128法人 145か所	105法人 121か所	保育、高齢福祉、障害福祉等を行う法人等の監査（原則3年に1度）
(2) 権利擁護体制の充実	成年後見制度周知のための講演会の参加者数	50人	38人	100人	成年後見制度周知を目的とした講演会等の参加者数

施策3 防犯・災害時等支援体制の整備

取り組み	評価指標	基準値 (H30実績)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	解説
(1) 防犯体制の充実	子ども安全協力の家の設置件数	1,114軒	956軒	1,020軒	学校の行き帰りや、外で遊んでいるときなどに助けを求めることができる「家」の設置数
(2) 災害時等支援体制の整備	いせさき情報メールの登録者数	10,054件	17,785件	18,000件	配信を希望する人が携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録し、市から一斉に送信される防災や防犯に関する情報を受信するサービスに登録された数

(2)取り組みの評価実績

第3期伊勢崎市地域福祉計画・伊勢崎市地域福祉活動計画に盛り込まれた取り組みに関する令和5年度の実施状況を、以下に示すA～Dの基準で評価した結果は次のとおりでした。

A：十分できた B：概ねできた C：あまりできなかった D：未実施・該当なし

基本目標別のC（あまりできなかった）評価の割合をみると、

基本目標	行政	社会福祉協議会
1	17.4%（46事業中、8事業）	10.7%（28事業中、3事業）
2	5.3%（38事業中、2事業）	18.7%（32事業中、6事業）
3	2.7%（37事業中、1事業）	15.4%（26事業中、4事業）

となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の実施を自粛した結果、基本目標1での行政と社会福祉協議会の事業、基本目標2及び3での社会福祉協議会の事業でC評価の割合が10%を超えて高くなっています。

■基本目標1 つながる地域づくり

施策	取り組み	実施 主体	該当 事業数	実施状況			
				A	B	C	D
1. 支え合い・助け 合いの意識の 醸成	(1)地域福祉の広報啓発	行政	8	0	4	2	2
		社協	5	1	4	0	0
	(2)福祉教育の推進	行政	7	3	3	1	0
		社協	5	3	0	1	1
	(3)人権教育・啓発の推進	行政	6	0	5	1	0
		社協	2	0	2	0	0
	(4)学習機会の充実	社協	5	4	1	0	0
2. 地域の交流促 進	(1)交流機会の充実	行政	9	3	4	2	0
		社協	7	3	3	1	0
	(2)地域活動の活性化	行政	12	1	9	2	0
		社協	1	1	0	0	0
	(3)地域コミュニティの 形成促進	行政	4	0	4	0	0
		社協	3	1	0	1	1
合 計		行政	46	7	29	8	2
		社協	28	13	10	3	2

■基本目標2 支え合いで安心の地域づくり

施策	取り組み	実施 主体	該当 事業数	推進状況			
				A	B	C	D
1. 地域福祉活動 の活性化	(1)ボランティア活動の促進	行政	4	0	3	1	0
		社協	6	2	3	1	0
	(2)リーダーや担い手の育成・ 支援	行政	7	0	6	0	1
		社協	5	1	2	2	0
	(3)地域福祉活動団体の支援	行政	6	3	3	0	0
		社協	5	3	2	0	0
2. 生活サポート 体制の充実	(1)生活支援の充実	行政	13	8	4	1	0
		社協	7	3	2	0	2
	(2)地域支え合い活動の推進	行政	1	0	0	0	1
		社協	3	2	1	0	0
3. 見守り及び支 援体制の充実	(1)見守り活動の充実	行政	4	1	3	0	0
		社協	3	2	0	0	1
	(2)社会資源のネットワーク 構築	行政	3	2	1	0	0
		社協	3	0	0	3	0
合計		行政	38	14	20	2	2
		社協	32	13	10	6	3

■基本目標3 暮らしを守る地域づくり

施策	取り組み	実施 主体	該当 事業数	推進状況			
				A	B	C	D
1. 情報提供及び 相談支援体制 の充実	(1)情報提供の充実	行政	12	4	8	0	0
		社協	2	1	1	0	0
	(2)生活困窮者等への支援	行政	4	0	4	0	0
		社協	5	2	2	0	1
	(3)身近な相談支援体制の充実	社協	4	2	2	0	0
2. 福祉サービスの 充実	(1)サービスの質の向上	行政	4	0	3	0	1
		社協	4	1	3	0	0
	(2)権利擁護体制の充実	行政	4	1	2	0	1
		社協	3	1	2	0	0
3. 防犯・災害時等 支援体制の整備	(1)防犯体制の充実	行政	6	2	4	0	0
		社協	4	2	0	2	0
	(2)災害時等支援体制の整備	行政	7	0	5	1	1
		社協	4	0	0	2	2
合計		行政	37	7	26	1	3
		社協	26	9	10	4	3

5. 第4期計画に向けた課題・方向性

統計情報やアンケート調査結果、地区別懇談会・地域福祉懇談会で市民の方から寄せられたご意見、第3期計画の推進状況などから、本市における地域福祉の課題と第4期計画に向けた方向性を、次のとおり整理しました。

1 市民の変化を的確に捉えた、福祉施策の推進

本市の総人口は、近年減少傾向にあるものの比較的安定して推移していますが、外国人住民人口、障害者数、生活保護世帯数は年々増加しています。また、令和2年の国勢調査におけるひとり親世帯、特に母子世帯の数は5年前よりもわずかに減少したものの、依然として1,300世帯を超えています。

そうした、困難な状況に置かれがちな人の増加や、個々の状況に対応した支援を充実させることが重要となっています。

2 地域のつながりの強化と地域活動の活性化

第3期計画において指標とした、市民アンケート調査で、「近所付き合いをしている」と回答した人の割合は、今回32.9%と、前回調査時の40.7%から7.8ポイントもの低下となりました。また、子ども会や老人クラブの団体数や加入者数・会員数も年々減少しています。

こうした実際の交流や交流機会が減りつつある現状を前に、地域の課題として「世代間や隣近所との交流が少ない」とアンケート調査で回答した多くの市民、団体・事業者の懸念にこたえて地域活動を活性化させるため、地域のつながりの重要性を認識する人や組織・地域全体の背中を押す啓発活動や支援の推進が求められています。

3 共通する地域課題への対応強化と地域差のある課題へのきめ細かな対応

地区別懇談会や地域福祉懇談会において、地域の交流や担い手、生活環境やゴミ、移動手段や道路環境、高齢者に関することなどは、市の全域で共通する問題として意見が出され、子どもや障害者（児）、防犯・防災、就労・貧困、行政・社会福祉協議会などに関することについては、指摘のある地域と指摘のない地域に分かれました。また、市民アンケート調査での、暮らしの満足度をみると、「買物などの便利さ」や「交通機関などの便利さ」、「病院など医療関係施設」など、満足度の地域差が非常に大きいことが明らかです。

市全域に共通する生活課題への対応を強化するとともに、地域差があることを踏まえたメリハリのある対応を進めることが必要となっています。

4 市民のニーズを満たす情報提供体制の整備

市民アンケートにおいて、福祉全般に関する情報を「入手しやすい」又は「どちらかといえば入手しやすい」との回答は、前回調査よりも10ポイントを超えて高くなりましたが、まだ5割に達していません。また、地域の活動に参加していない人は、その理由として、「いつどのようなものがあるかわからない」を「時間がない」に次いで多く回答し、成年後見制度を利用したいと思わない人の半数以上は「制度の内容や利用方法がよくわからない」と回答しています。

今後優先して充実すべき市の施策として「わかりやすい情報の提供」が4割を超えて最も高い回答となっており、福祉のサービスや制度に関する情報の提供の仕方については、さらなる整備・改善に取り組む必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 計画の体系



1. 基本理念

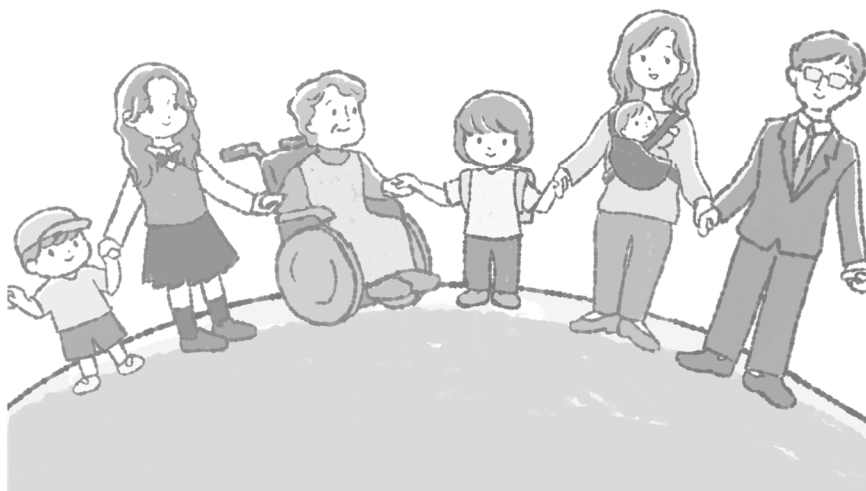
「支え合い・助け合いで育む いせさきの絆づくり」を基本理念として令和2年3月に策定された「第3期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、その計画の初年度から新型コロナウイルス感染症の拡大に見舞われました。その結果、多くの地域活動が中止に追い込まれ、既に希薄化の傾向にあった地域での人と人とのつながりは一段と弱まり、社会に内在していた孤独・孤立の問題が浮き彫りになるなど、地域住民の様々な生活課題は、さらに複雑化・複合化してきました。

この感染症は令和5年5月に5類感染症へ移行され、市民の生活も徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、それまでの3年間に停滞した絆づくりを再び軌道に戻し、ライフスタイルの多様化や少子化・高齢化、国際化が更に進んだ地域で、これからも安心して暮らし続けることができるよう、これまでの理念に「共に生きる」を加え、

基本理念

支え合い 助け合い 共に生きる いせさきの絆づくり

を本計画の基本理念とします。



2. 基本目標

基本目標1

つながり・共に生きる人（意識）づくり

地域福祉を推進する主体は「人」です。性、年齢、国籍、障害の有無など、様々な背景を持つ市民が、地域で個人として尊重され、支え合い、助け合う「絆」で結ばれて暮らすためには、一人ひとりが地域福祉の大切さを自分ごととして理解することが必要です。

基本目標1では、そうした理解が広く地域に浸透するよう、地域福祉に関する広報啓発、福祉教育・人権教育等を推進し、福祉を理解する人の裾野の拡大に努めます。また、地域における交流の機会づくりを推進し、活発な地域コミュニティづくりを進めます。さらに、地域の福祉活動・ボランティア活動への支援や福祉活動のリーダーの育成等を通じて、地域福祉活動の活性化を図ります。

基本目標2

支え合いで安心の仕組みづくり

安心の暮らしを継続的に実現するためには、地域福祉の仕組みを、地域と生活の中にしっかりと落とし込む必要があります。

基本目標2では、福祉サービスに関する情報提供や相談支援体制の仕組みの充実を図ります。また、福祉サービスの質の向上、生活環境等の改善とともに、地域における支え合い活動の推進を図ります。

基本目標3

人と暮らしを守る地域づくり

これまでに経験することのなかった豪雨や台風などの自然災害や、高齢者や子ども・障害者をはじめとする社会的弱者をターゲットとした虐待や詐欺等の犯罪から人々を守るために、基本目標3では、見守り体制や防犯・防災の体制の整備・充実に努めます。

また、成年後見制度の利用促進に係る施策を「伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、判断能力が十分でない方の権利を守る取り組みを推進します。

3. 計画の体系

基本理念「支え合い 助け合い 共に生きる いせさきの絆づくり」

基本目標	施策	項目
1. つながり・共に生きる人（意識）づくり	1 支え合い・助け合いの意識の醸成	(1) 地域福祉の広報啓発、学習機会の充実 (2) 福祉教育の推進 (3) 人権教育・啓発活動の推進
	2 地域における交流の促進	(1) 交流機会と交流の場の充実 (2) 地域活動の活性化 (3) 地域コミュニティの形成促進
	3 地域福祉活動の活性化	(1) ボランティア活動の促進 (2) リーダーや担い手の育成・支援 (3) 地域福祉活動団体への支援
2. 支え合いで安心の仕組みづくり	1 情報提供体制及び相談支援体制の充実	(1) 情報提供の充実 (2) 生活困窮者等への支援 (3) 身近な相談支援体制の充実
	2 福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの質の向上 (2) 福祉サービスの充実
	3 生活サポート体制の充実	(1) 生活環境や移動環境の改善 (2) 地域支え合い活動の推進
3. 人と暮らしを守る地域づくり	1 防犯・災害時等支援体制の整備	(1) 防犯体制の充実 (2) 災害時等支援体制の整備
	2 高齢者や障害者、子ども等を守る体制の充実	(1) 見守り活動の充実 (2) 社会資源のネットワーク化 (3) いのちと暮らしを守る施策の推進
	3 成年後見制度の利用促進 【伊勢崎市成年後見制度 利用促進基本計画】	(1) 成年後見制度の運用充実 (2) 成年後見制度の利用支援

第4章 施策の展開

基本目標1 つながり・共に生きる人（意識）づくり

基本目標2 支え合いで安心の仕組みづくり

基本目標3 人と暮らしを守る地域づくり



基本目標1 つながり・共に生きる人（意識）づくり

施策1 支え合い・助け合いの意識の醸成

■現状と課題

令和5年に行われた地域福祉に関する市民アンケート調査（以下、「令和5年市民アンケート調査」と呼びます）では、日頃の近所付き合いについて「困っているとき（病気、悩み、事故など）に相談したり、助け合ったりする」は4.2%、「一緒にお茶を飲んだり、留守をする時に声をかけあう」は2.7%に留まり、平成30年に行われた地域福祉に関する市民アンケート調査（以下、「前回調査」と呼びます）からそれぞれ5.6ポイント、5.2ポイント減りました。コロナ禍で、近所での付き合いが抑制されたことも影響していることが考えられますが、近所付き合いについての考えでも、「親しく相談したり助け合ったりすることは当然である」との回答が前回調査から9.0ポイント減少し24.0%となっています。また、地域の中で課題と感ずることとして「隣近所との交流が少ない」と回答した人は、前回調査から7.1ポイント減少し23.1%となっています。

一方、地域の活動や行事への参加状況については、時々参加している人を合わせると6割を超えており、前回調査よりも10ポイント以上増えています。隣近所での私的な交流や助け合いについては消極的な人が増えているものの、行事化されたものへはきちんと参加する市民が多くなっている状況が伺えます。

■施策の方向性

地域での暮らしを安心できるものとするために、講演会や学習の機会を設け、地域福祉に関する考え方の重要性について周知活動を強化します。

行政・社会福祉協議会は、希薄化傾向の進む隣近所や地縁組織等において、人とのつながりや支え合い・助け合いの意識の醸成を促します。

人権尊重に係る講演会やセミナー等を開催し、様々な人が共生する地域社会の構築を推進します。

市民や地域に期待される取り組み

- 地域のことや周りで暮らす人について関心を持つ。
- 行政や社会福祉協議会が開催する福祉や人権に関する講演会や勉強会へ積極的に参加する。
- 地域福祉を難しく考えず、それぞれができることから支え合い・助け合いに参加する。

行政の取り組み

項 目	内 容
(1) 地域福祉の広報啓発、学習機会の充実	市の広報紙や社会福祉大会、ハートフルフェスティバルなどの多様な媒体やイベント等を活用して福祉情報の発信や福祉商品の販売を行い、福祉の理解促進に努めます。
	出前講座による地域福祉活動事例の紹介等を通じた地域福祉計画の周知、外国人住民等による市民に向けた講座による多文化共生への理解促進などに努め、地域福祉の認知度向上に努めます。
(2) 福祉教育の推進	福祉体験学習等の機会を通して社会福祉への理解と関心を高めることを目的とする社会福祉協力校や市職員による福祉出前講座などを実施し、福祉や人権に関する学習プログラムや学習・教育機会の充実を図ります。
	アイマスクや車椅子などを用いた体験活動を重視した福祉教育や、特別支援学校の児童生徒との交流に取り組み、高齢者や障害のある人などへの基本的理解の促進、思いやりの心や協力し合う態度の醸成に努めます。
(3) 人権教育・啓発活動の推進	基本的人権に関わる人権のまちづくり講演会、人権啓発フェスティバルでの中学校吹奏楽部の演奏や小中学生啓発ポスター優秀作品展などを実施し、人権についての正しい理解と認識を深めます。
	地区別人権学習会、人権について考えるつどい、人権問題セミナー、集会所人権問題学習講座などを開催し、様々な人権問題についての正しい理解と認識を促し、人権尊重意識の更なる普及と高揚を図ります。



社会福祉協議会の取り組み

項 目	内 容
(1) 地域福祉の広報啓発、学習機会の充実	①伊勢崎市社会福祉大会を開催し、福祉に関する講演会を実施するとともに、永年にわたり社会福祉事業の発展に功績のあった方々を表彰して感謝の意を表することで、地域福祉のより一層の推進を目指します。
	②広報紙の発行とホームページ及び公式 SNS の随時更新により、地域福祉に関する情報収集と情報発信に努め、福祉意識の啓発を図ります。
	③犯罪のない明るい社会をみんなで目指すため、社会を明るくする運動推進大会の開催等、犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深めていただくための様々な広報啓発活動を実施します。
	④介護予防や日常生活の自立と健康増進を図る学習機会の充実のため、各種講座を企画し開催します。
	⑤各種団体を対象とした市出前講座への協力や勉強会を通して、地域福祉に関する啓発を図ります。 また、子育て支援対策の一環として地域の子どもたちに対し自主学習ができる環境を整え、学習機会の充実を図ります。
(2) 福祉教育の推進	①学校や地域において、車いすや高齢者疑似体験、ブラインドウォーク体験等を実施し、高齢者や障害者に限らず、すべての人が福祉について主体的に考える機会を提供し、共生社会への理解を深めるための支援を行います。 また、福祉協力校を指定し、県社協と連携しながら助成金交付や体験学習等の充実を図ります。
	②社会体験活動の中学生や福祉・医療系学校の実習生を受け入れ、社会福祉の実践の基本となる学習を支援します。
(3) 人権教育・啓発活動の推進	①「人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」の目標達成に相互協力して、ひとりひとりの人権を尊重した考えや行動をとることができる社会の実現を推進します。
	②安心して生活できる平等な社会づくりを進めていくため、各種事業を通して人権についての理解促進を図ります。



施策2 地域における交流の促進

■現状と課題

令和5年の地域福祉に関するアンケート調査では、地域の中で課題と感ずることとして「隣近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」と回答した市民は2割を超え、福祉活動団体では5割近く、福祉事業者でも3割を超えて高くなっています。さらに、地区別懇談会や地域福祉懇談会でも、地域交流・世代間交流・外国人との交流が少ないといった意見が出されており、交流の少なさは課題として幅広く認識されています。また、外国人住民に関しては、半数近くの市民が「お互いの文化を知る機会を増やす」ことを、暮らしやすい地域づくりのために大事なことと指摘しています。

一方、地域の活動等は、地域で新たな交流が生まれる契機ともなります。しかし、活動に参加していない人にその理由を伺うと、「時間がない」が49.5%で最も高く、「必要性を感じない」が22.5%、「人付き合いがわずらわしい」が17.7%などとなっています。これらの回答の他に、「いつどのようなものがあるか分からない」が30.0%、「どのように関わればよいか分からない」が27.0%となっており、条件を整えば参加が期待できる人が一定数存在することが伺えます。

■施策の方向性

地域行事への参加を促進するために、行事に関する情報提供の仕方を見直します。

地域での交流を活性化するために、交流の場と交流の機会の充実を図ります。

外国人住民に関しては、日本人市民との相互理解が進む機会づくりを、行政が主導して実施します。

市民や地域に期待される取り組み

- 興味や関心を持った地域のイベントや活動へ積極的に参加する。
- 地域イベントに参加する際は、周りの人へ声かけをする。

行政の取り組み

項 目	内 容
(1) 交流機会と交流の場の充実	地域住民の連帯感や共同意識の醸成と強化を図るために、地域のコミュニティ活動の拠点となる町内会議所等の整備を支援します。
	地域のつながりの強化や世代間交流の活性化を図るために、公共施設などの活用や納涼祭など地域での交流機会の充実を図ります。
	市民交流祭りや多文化共生フェスティバル及び世界の料理・屋台村、あいさつ運動などの交流イベントの開催や心の交流などに取り組み、地域交流のきっかけづくりを進めます。
(2) 地域活動の活性化	ミニデイサービス事業、老人クラブ活動費補助事業、子ども会支援、ふれあい体験教室など、地域における様々な交流活動への支援を通じて地域活動団体等の活性化を図ります。
	協働のまちづくり事業、地域における外国人との地域づくり、男女共同参画セミナーなどを行い、あらゆる世代の人が性別や国籍を問わず地域活動に参加しやすい環境をつくり、地域活動の拡充を図ります。
(3) 地域コミュニティの形成促進	高齢者ふれあい農園、学校での高齢者との交流活動、子ども会会員とジュニアリーダー交流などの機会を生かした世代間交流を促進し、地域における支え合いや助け合いの仕組みづくりを進めます。
	地域福祉推進会議を活用し、地区で福祉活動を行っている各種団体、NPO法人、ボランティア団体等による活動を支援し、共に生きる共同体づくりを進めます。

社会福祉協議会の取り組み

項 目	内 容
(1) 交流機会と交流の場の充実	①地域における様々な人たちの交流機会の創出や支援を行い、地域のつながり強化や活性化を図りながら互いに顔が見える支え合いの地域づくりを促進します。
	②高齢者を対象に、生きがいや仲間づくりを目的として交流の場を提供します。また、介護予防講座等を開催し、健康長寿を支援します。
	③認知症サポーターで構成するボランティア団体が定期的を開催するカフェに対し、市高齢者相談センター等と連携しながら支援を充実します。
	④子育ての悩みやストレスを持つ母親に寄り添い、ほっとできる空間を作るサロン活動を支援します。 また、伊勢崎市保健センター『くわまるプラザ』との連携事業を検討します。
	⑤子育て支援の一環として、仲間づくりや親と子の交流とふれあいの場を提供し、子育て世代を支援します。
	⑥障害のある人が気軽に情報交換や仲間づくりを行い、交流することができるサロンを開催します。
(2) 地域活動の活性化	①市老人クラブと連携し、会員の増加に向けた働きかけを行うとともに、様々なイベント等に協力し、地域での活動の活性化を支援します。
	②市内在住の外国人支援を行う団体やボランティア等に対し、活動を活性化させるための支援を行うことにより、多文化共生社会の促進を図ります。
(3) 地域コミュニティの形成促進	①地区社会福祉協議会に対して活動費の一部を助成するほか、各地区の自主的な福祉活動を推進し、地域福祉力を高める支援を行います。
	②地域福祉活動や居場所づくり等を進めることで、住民同士の交流や信頼関係を育み、地域のつながりを広げ、日常的に支え合う地域づくりの取り組みを促進します。

施策3 地域福祉活動の活性化

■現状と課題

令和5年市民アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことが「ある」との回答は22.6%に留まっていますが、今後の参加意向については45.9%の人が、積極的またはできるだけ「参加したい」と回答しています。

一方、市内で福祉活動を行っている団体へのアンケート調査では、半数以上の団体が活動上の困り事として「新しい会員が入らない」と回答しており、団体を地域のボランティア協会等に限ると8割に上っています。

ボランティア活動への参加意欲のある人を団体活動につなぐための検討・働きかけが必要となっています。

また、福祉活動団体が活動する上で市に望むことでは、「団体の活動についてのPR」が50.0%、「活動上必要な情報の提供」が45.8%となっており、社会福祉協議会に対しても、7割の団体が「活動上必要な情報の提供」を求めています。

■施策の方向性

市民のニーズとボランティア・福祉活動団体とのマッチングを促進するために、関係団体の活動に関する情報提供を工夫します。また、団体が求める情報の内容を把握し、適切に提供することで、地域における福祉活動の活性化を図ります。

市民や地域に期待される取り組み

- 周りの人へ声をかけ、ボランティアや地域活動へ参加する。
- 市や社会福祉協議会からのボランティア情報や地域活動の情報に興味を持つ。
- 知識や趣味、特技を活かす等「楽しみ」も兼ねた活躍の場を地域に作る。

行政の取り組み

項 目	内 容
(1) ボランティア活動の促進	ボランティア関連情報を収集し、イベントや助成金、市内での活動状況などの発信・提供を行うボランティア・市民活動通信の発行や、市民ボランティアフェスティバルの開催、公民館を利用する高齢者への呼びかけを通じ、ボランティア活動への参加促進を図ります。
	社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターにおけるボランティアコーディネート（ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人のマッチング）事業を支援し、ボランティア活動の活性化を図ります。
(2) リーダーや担い手の育成・支援	公民館の各種学級・講座等を通して、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成・確保を進めます。 また、子ども会指導者初級認定講習会を行い、少年団体の指導者を養成します。
	子育てボランティアやゲートキーパー、認知症サポーターなどの養成講座、介護予防サポーター養成研修などを開催し、専門的な活動を担うボランティアの養成やスキルアップ、新たな担い手の確保を進めます。 また、災害時外国人支援ボランティアを設置し、大規模災害が発生した際に外国人住民への相談支援などを行います。
(3) 地域福祉活動団体への支援	地域福祉を進める、社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、赤十字奉仕団、保護司会、更生保護女性会など各種の活動団体運営の安定化への支援を進めます。
	ボランティア・市民活動団体情報交換会など、活動団体間の交流の機会づくりを通じ連携の促進を支援するとともに、ボランティアに興味がある人へ、ボランティアや市民活動団体に関する情報提供を行います。
	民生委員児童委員連絡協議会と関係部署との連携強化や調整を図り、民生委員児童委員が活動しやすい環境の整備を図ります。
	複雑多様化する民生委員児童委員活動の負担軽減のため、地域住民との相互の助け合い・支え合いの体制づくりと、民生委員協力員に担っていただける業務分担の内容検討等を進めます。

社会福祉協議会の取り組み

項 目	内 容
(1) ボランティア活動の促進	①ボランティア活動が、ひとりでも多くの方に関心を持っていただけるよう、普及啓発に努めます。 また、ボランティア活動に関する登録や相談、斡旋等の充実を図るとともに、登録団体に対し、ボランティアルーム、印刷機、点字器等の福祉資機材の貸出しを行います。
	②ボランティア活動を行う個人及び団体に対し、活動中に起こる様々な事故への備えとして、ボランティア活動保険等の周知に努めるとともに加入を促進します。
	③ボランティアを始めたいと考えている人へのきっかけ作りとして、市民活動団体やボランティア団体の活動を紹介する場として、また、団体間の情報交換及び交流をする場として、「市民ボランティアフェスティバル」を市との共催により実施します。
	④ボランティアに関する情報を、窓口をはじめ、ホームページ、公式 SNS 及びボランティアメールを活用して、情報提供の充実に努めます。 また、行政や地域が主催するイベント等へ参加し、ボランティア活動の啓発を行うとともに、市民活動課とともにボランティア通信を製作し、行政区を通じて情報を発信します。
(2) リーダーや担い手の育成・支援	①幅広い世代からボランティアの担い手の育成を推進するため、市民及び企業を対象として、福祉体験ボランティア講座やシニア向けボランティア講座等を開催します。 また、学生を始めとする若者のボランティア活動への参加を促進するため、市内にある大学・高校等と連携し、ボランティア活動を始めるきっかけづくりに取り組みます。
	②高齢者自らの介護予防と生きがいづくりの活動の場として、介護支援ボランティア事業を実施し、高齢者の社会参加と社会貢献活動を推進します。 また、活動時間に応じて、伊勢崎市電子地域通貨 ISECA 等に換金可能なポイントを付与することで、継続的なボランティア活動を促進します。
	③地域支え合いの担い手養成講座等を開催することにより、地域の様々な活動を推進する中心となる人材の育成に取り組みます。

項 目	内 容
(3) 地域福祉活動団体への支援	①伊勢崎市共同募金委員会では、地域の皆様からのご寄付を受け付け、集まった募金を高齢・障害・子ども等各分野で活動する地域性の高い法人や団体等へ助成し活動の継続を支援します。
	②地域の支え合い活動を推進するモデル地区や新たに立上げた地域活動団体等に対し、活動費の一部を助成します。 また、支え合い活動を行う居場所等を活用する際に必要な修繕・備品購入等の経費を助成し、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備を支援します。
	③ボランティアや市民活動に取り組んでいる団体及びボランティア活動に興味のある市民向けに、時代のニーズに合ったテーマを設け、市との共催により「ボランティア・市民活動団体情報交換会」を開催します。
	④地区社会福祉協議会や地域福祉活動団体の活動を支援するため、助成金を交付します。
	⑤障害者団体の物品販売等の活動に協力します。

基本目標2 支え合いで安心の仕組みづくり

施策1 情報提供体制及び相談支援体制の充実

■現状と課題

社会福祉法は、第106条の三（包括的支援体制の整備）において、地域福祉推進のための地域住民等の相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向け包括的な支援が提供される体制の整備を市町村に求めており、そのための具体的な施策として、地域における交流拠点の整備や福祉活動に関するリーダーの育成や団体への支援に加え、地域住民等が他の地域住民の地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことができる体制の整備、生活困窮を含む支援関係機関へのつながりができる体制づくり等を挙げています。

令和5年市民アンケート調査では、福祉全般の情報の入手のしやすさについて、43.3%の人が「入手しやすい」又は「どちらかといえば入手しやすい」と回答し、前回調査よりも10ポイント以上高くなりましたが、「入手しづらい」、「あまり入手しやすくない」との回答は3割を超え、前回調査からほとんど減少していません。地域福祉に関して今後優先して充実すべき市の施策として「分かりやすい情報の提供」との回答は4割を超えて最も高く、前回調査よりも7.8ポイント増となりました。また、入手できていない理由では、男性・女性とも全世代にわたり、「どこで信頼できる情報を得られるかわからない」が最も高い回答となっていますが、高齢者、特に70歳代では「パソコン・スマホ・インターネットなどの利用が得意ではない」との回答も高く、そうした声にも配慮した情報の提供が求められます。

■施策の方向性

福祉情報の提供の仕方を改善し、情報を必要とする人に、必要な情報が適切に行き届くようにします。また、身近な地域で住民が生活課題を相談できる体制の充実を図ります。

市民や地域に期待される取り組み

- 広報紙や市・社会福祉協議会のホームページなどから、必要な情報の取得に努める。
- 福祉に関する情報を、周囲や地域の人に伝えたり、交換したりする行動を取る。
- 悩みごとの相談先を地域の中で共有する。
- 生活上の悩みを抱えたら、気軽に信頼できる地域の人や市・社会福祉協議会の窓口相談する。

行政の取り組み

項 目	内 容
(1) 情報提供の充実	子ども・子育て世帯、障害者・障害児、高齢者などに向けた多様な福祉サービスに関する情報の確実かつ効果的な提供と必要に応じた相談助言等を行います。
	聴覚障害のある人、視覚障害のある人等が情報の入手やコミュニケーションが円滑に図れる環境づくりのために、手話通訳者派遣・設置事業や手話・要約筆記奉仕員養成事業、朗読奉仕員養成事業、点字・声の広報等発行事業を進めます。 また、公民館で IT（情報技術）講座を実施し、住民の IT 社会への対応促進を図ります。
	子育てに関する悩みやひとり親家庭の悩み、高齢者、障害者・障害児やその保護者などの悩みに対し、専門機関と連携し、より専門性の高い情報の提供や相談ができる体制の整備に努めます。 また、「障害者基幹相談支援センターの体制強化や支援内容の充実を図り、地域の相談支援機関との連携強化、相談支援専門員のスキルアップ研修等を実施します。
(2) 生活困窮者等への支援	生活保護など、様々な制度活用などにより自立した生活の確保を支援します。 いせさきフードネットワーク事業を進める社会福祉協議会を補助・連携し、ネットワークの充実を図ります。
	貧困の連鎖を断ち切るための包括的な支援や、家庭や学校・友人などに悩む若年層へのサポートなどのための体制整備を進め、円滑な社会生活を送ることができるよう支援します。
(3) 身近な相談支援体制の充実	相談員や翻訳機を活用した外国人総合相談窓口の充実を図ります。 コミュニティの拠点となる会議所等の整備を促進し、住民同士の交流の場としての充実を図ります。 民生委員児童委員や地域役員だけではなく、地域住民の協力を得ながら相互に支え合い・助け合うことができる体制づくりを支援します。 令和6年10月1日より市役所窓口で窓口用スマートフォンを配置し、マイナンバーカードの保険証紐づけや公金受取口座の登録について職員の支援を受けながら手続きが出来るようになりました。多言語翻訳機能付きで外国語対応も可能です。

社会福祉協議会の取り組み

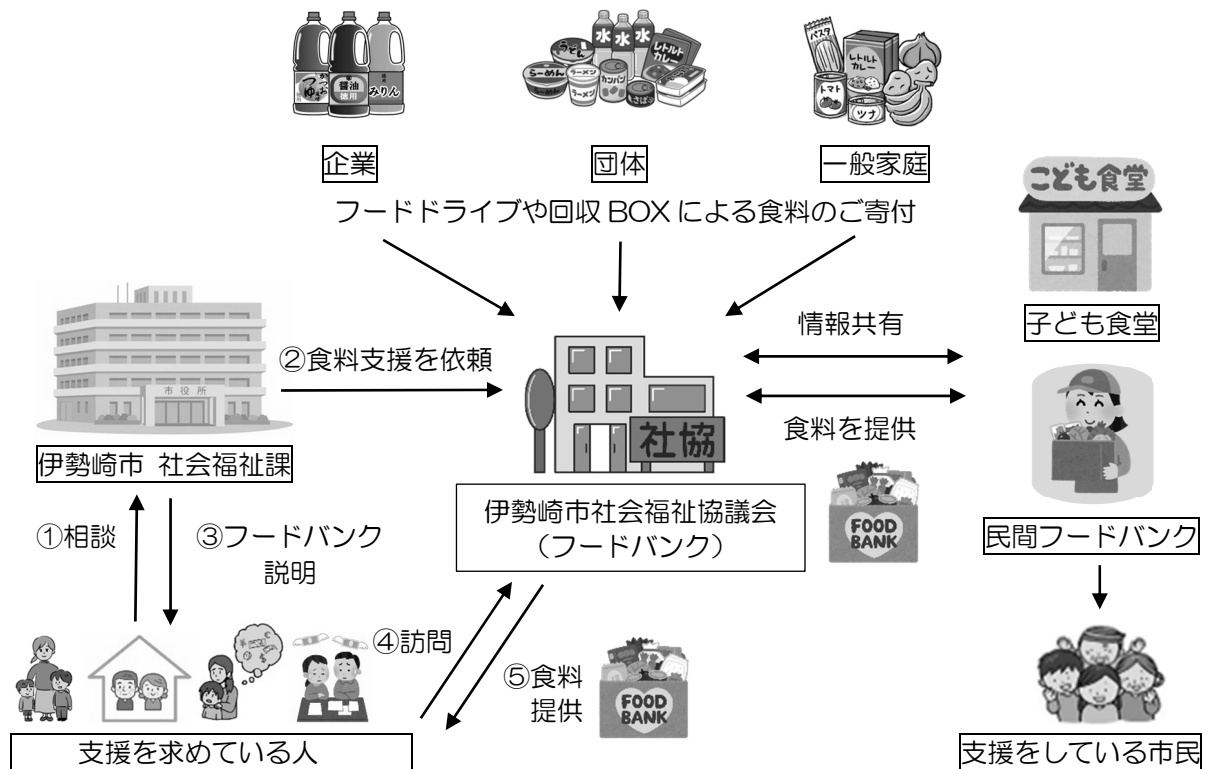
項 目	内 容
(1) 情報提供の充実	①社会福祉協議会の事業内容や地域の取り組みなどをホームページ等様々な媒体を活用し情報提供します。 また、災害発生等の緊急時には公式 SNS などを活用し迅速な情報提供に努めます。
	②障害により情報が届きにくい方に対し、手話通訳者の派遣や朗読ボランティアと協力し情報提供の充実を図ります。 また、障害のある人への合理的配慮の提供に取り組みます。
(2) 生活困窮者等への支援	①低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うとともに、市が実施する生活困窮者自立支援事業と連携し、生活困窮者の在宅福祉及び社会参加の促進並びに経済的な自立を図ります。
	②低所得世帯で生活困難におちいった世帯に対して、一時的に必要な生活資金を貸付けることにより、世帯の生活の安定を図ります。
	③国民健康保険法に基づく高額療養費が適用され、通院や入院等で医療費の支払いが困難な世帯に対して、資金を貸し付けることにより世帯の生活の安定を図ります。
	④生活福祉資金貸付事業における借受人高齢者世帯等で生活課題を抱えながらも自ら支援を受けることが難しい方に対し、関係機関と連携を図りながら、相談環境を整え、ニーズを把握し適切に対応することにより、世帯の安定した生活を支援します。
	⑤フードドライブ事業の拡充及びフードバンク機能を充実することにより、様々な事情で食料支援が必要な方々に対し、市と連携による食料支援を行います。 また、子ども食堂や民間フードバンク運営団体等への食料支援ネットワークの充実を図るとともに、子ども食堂の運営及び開設の支援を推進します。

項 目	内 容
(3) 身近な相談支援体制の充実	①心配ごと相談所を開設し、日常生活における様々な相談に応じ、問題解決のために適切な助言、援助等を行うとともに、専門的な相談については関係機関へつなぐ等、心配ごととの相談体制の充実を図ります。 また、より身近で相談しやすい相談支援体制を整えます。
	②結婚相談所を開設し、多くの方が成婚に結び付くための相談や適切な助言を行う等、結婚相談体制の充実を図ります。
	③障害のある人が社会参加や自立した社会生活を営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な支援等を行います。
	④障害当事者（ピアカウンセラー）が相談に乗ることで、障害を持つ人同士が悩みを共有し、相互に共感しながら自立生活のための知識・経験などの情報交換（ピアカウンセリング）を行います。
	⑤群馬県ふくし相談支援事業「なんでも福祉相談」の相談窓口や群馬県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員として、より身近な相談窓口になることを目指します。 また、群馬県社会福祉協議会ひきこもり支援推進事業と連携し、ひきこもり状態にある本人や家族からの相談に対応します。
	⑥地域住民が抱える様々な地域生活課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図るよう努めます。 また、居場所等において地域住民自らが他の住民の相談に応じる体制づくりやピアサポート事業を支援します。



いせさきフードネットワーク事業

～「もったいない」を「ありがとう」に変えよう～



●いせさきフードネットワーク事業

社会全体で食の支援を行うとともに食品ロスを削減する取り組みです。多くの企業・団体、個人の皆様の善意に支えられています。

●フードドライブとは

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動です。

●フードバンクとは

フードドライブで提供いただいた食品や、企業や団体からご寄付いただいた食品を貯蔵して、子ども食堂や民間フードバンク団体へ提供します。

また、伊勢崎市と連携し、食料支援が必要な方へ食品の支援を行っています。

●子ども食堂とは

子どもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂で、子どものみならず、大人でも誰でもが利用できる「地域の居場所」です。

施策2 福祉サービスの充実

■現状と課題

令和となって以降の本市に暮らす人の状況をみると、65歳以上の高齢者数、要介護認定者数、障害者手帳所持者数は年々増加し、外国人住民も令和4年以降の伸びが大きく、令和6年には総人口の7.3%となっています。また、生活保護については、保護世帯数、保護率とも令和3年以降増加が著しく、経済的に困窮する市民が近年増加していることが伺えます。

これまで、行政が提供する福祉サービスは、高齢者や障害者、子ども・子育て家庭など、分野ごとに整備され提供されてきましたが、ダブルケアや8050問題など複雑化・複合化する生活課題に対応する福祉の取り組みの重要性が高まっています。

令和5年のアンケート調査で、地域の中で課題に感じることで「福祉サービスに結びついていない人がいる」と回答した市民は2.8%に過ぎませんが、福祉活動団体では18.8%、福祉関係事業者では29.0%となっています。

福祉サービス提供事業者への働きかけを通じサービスの質の向上を図るとともに、複雑さを増す福祉課題に対応する取り組みの充実を図り、現在、福祉サービスが届いていない人へ福祉のセーフティネットを提供することが必要となっています。

■施策の方向性

福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者の質の向上を働きかけます。

様々な背景を持つ市民が、共に安心して地域で暮らし続けることができるよう、福祉制度の狭間を埋めるサービスの充実を図ります。

市民や地域に期待される取り組み

- 市や社会福祉協議会、福祉関係事業者が提供している福祉サービスについて積極的に知るようにする。
- 福祉サービスを利用した時に感じたことは市や社会福祉協議会に伝えて、サービスの質の向上に協力する。

行政の取り組み

項 目	内 容
(1) 福祉サービスの質の向上	社会福祉法人の法人運営に関する指導監査を実施し、利用者が安心して福祉サービスを利用できる基盤づくりを進めます。 また、介護サービス事業者への実地検査を行い、サービスの質の確保と向上を図ります。
(2) 福祉サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画など、福祉の各分野の計画策定を通じて、良好な福祉サービスの充実に努めます。 相談支援や地域づくりなどの取り組みを進めて、包括的な支援体制の整備を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

項 目	内 容
(1) 福祉サービスの質の向上	①苦情解決に関わる第三者委員及び情報公開第三者委員を設置し、社会性や客観性を確保した情報公開により、安心してサービスを利用できる環境をつくり、より透明性の高い運営を目指します。 ②専門性の高い職員の育成のために研修会や勉強会を実施し、サービスの質の向上を図ります。
(2) 福祉サービスの充実	①住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むために、適切な介護保険サービスと障害福祉サービスを提供します。 ②高齢者等福祉施設の管理運営を行い、高齢者等の憩いの場所や地域のサークル活動の拠点等地域の方々が利用しやすい環境づくりに努めます。 また、地域の方々とのつながりを大切にし、地域に根差した取り組みとして、地域交流事業等の各種事業を積極的に実施します。 ③児童センター・児童館の管理運営を行い、子どもが安全・安心に過ごせる居場所や親子が交流できる場を提供します。そのほか、各児童館では放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全育成を支援します。 また、地域の方々とのつながりを大切にし、地域に根差した取り組みとして、地域交流事業等の各種事業を積極的に実施します。

施策3 生活サポート体制の充実

■現状と課題

令和5年に実施された地区別懇談会では、「地域における交流・地域の担い手」、「生活環境・空き家・ゴミ問題」、「移動手段・買物・道路環境」、「高齢者」については、すべての地区で問題の指摘がありました。また、令和5年のアンケート調査では、地域の課題として「移動手段が整っていない」との回答は、市民が24.8%、福祉活動団体が22.9%、福祉事業者が29.0%と、いずれも2割を超えています。さらに、日常生活に深く関わる交通機関や買物などの便利さについて、「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』の割合は、市全体ではそれぞれ23.8%、62.4%ですが、地区別でみると、交通機関の『満足』が最も高いのは北地区（59.4%）、最も低いのは茂呂地区（16.4%）、買物の『満足』が最も高いのは北地区（84.4%）、最も低いのは境地区（41.8%）と、地区間で大きな隔たりがあることが明らかとなっています。

また、同じく令和5年に実施された地域福祉懇談会では、地域の生活・道路環境の問題として「危険な通学路」、「街灯の少ない道路」なども挙げられています。

高齢者が引き起こす悲惨な交通事故や運転免許証を返納した後の移動手段・買物弱者などが全国的に問題となるなか、本市では、それらの問題について、地域の特性を踏まえた対応が重要となっています。

■施策の方向性

移動手段に欠ける人のために、社会参加や買い物などのための外出を支援する取り組みを進めます。

生活支援体制整備事業における協議体を核として、地域の高齢者の生活を地域で支える体制づくりを推進します。

市民や地域に期待される取り組み

- 地域で困っている人に対して、自分でできること、地域の力でできることを考える。
- 地域の生活環境や道路環境などの問題点について、市に積極的に情報を提供する。

行政の取り組み

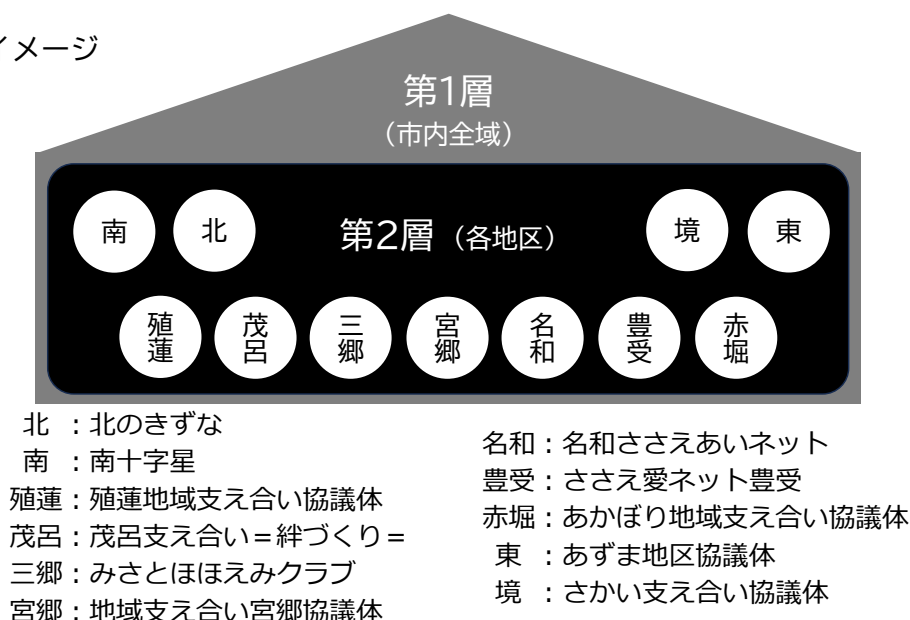
項 目	内 容
(1) 生活環境や移動環境の改善	外出や移動しやすい環境づくりのために、コミュニティバスあおぞらの効率化や利用促進を図る路線編成を行います。 また、交通弱者のためのタクシー活用事業（くわまるタクシー）を行います。 さらに、乳幼児とその保護者が外出する際に、おむつ替えや授乳のために立ち寄ることのできる赤ちゃんの駅の設置を進めます。
	シルバー人材センターを活用し、ひとり暮らし高齢者の日常生活でのちょっとした生活課題の解決を図ります。 また、高齢者こまりごと支援サービス事業補助金を通して、シルバー人材センターをサポートします。
	外国人総合相談窓口の充実を図ります。 日本語教室（対面・オンライン・出張型）の開催や日本語ボランティア講師養成講座の開設を行います。 ＜相談員の対応言語＞ ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語、日本語 ＜翻訳機の対応言語＞ 中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語
	聴覚障害者のコミュニケーションを保障するために、手話又は要約筆記の実技や聴覚障害者の福祉に関する基礎知識を学ぶ要約筆記奉仕員養成事業を行います。
(2) 地域支え合い活動の推進	地域支え合い体制づくり推進事業を行い、地域の人たちで支え合い・助け合うことができる体制づくりを進めます。



社会福祉協議会の取り組み

項 目	内 容
(1) 生活環境や移動環境の改善	①地域の支え合い活動として移動支援等を行う団体に対し、移動手段として使用する自動車を出貸する地域支え合い車両貸出事業を実施し、高齢者や障害者等の社会参加の促進を図り、地域の支え合い活動を推進することを目指します。
	②市の委託を受け、手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣事業を実施し、聴覚障害者の社会参加の促進と福祉の増進を図ります。
	③ケガ等により一時的に外出や歩行が困難な方に対し、車いすの貸出を行い在宅福祉の向上を図ります。
	④車いす利用者を対象に、通院や施設の送迎、買い物、社会参加等を支援するための福祉車両を出貸します。
	⑤身体障害者や要介護者などひとりでは公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、病院等への送迎を行う福祉有償運送サービスを実施します。
(2) 地域支え合い活動の推進	①第1層・第2層協議体を設置し、各協議体に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することにより、高齢者の社会参加の推進や介護予防、生活支援の充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進することを目指します。

○協議体のイメージ



○生活支援体制整備の概要

- 高齢者支援のニーズ把握や地域の様々な活動の情報収集及び可視化を推進します。
- 地域住民や多様な主体による支え合い活動を継続するための仕組みづくりを支援します。
- 地域住民や多様な主体の役割や活動を整理し、共通の意識をもって、支え合いの地域づくりに取り組めるよう支援します。
- 生活支援等の支え合い活動の担い手を養成し、具体的な活動と結びつけるよう取り組みます。

基本目標3 人と暮らしを守る地域づくり

施策1 防犯・災害時等支援体制の整備

■現状と課題

近年、全国で地震や風水害などによる被害が、これまでになかった規模で発生しています。

地区別懇談会では、地域の災害訓練の不足や少ない避難場所、遠い避難場所、発災時の連絡体制への不安を指摘する意見、治安の心配を指摘する意見等が出されています。

令和5年市民アンケート調査では、地域の中での課題として24.8%の人が「緊急時にどうしたらよいか分からない」と回答しており、今後、優先して充実すべき市の施策として「安全安心なまちづくり」との回答した人は、前回調査よりも3.2ポイント高い32.7%となっています。

災害や犯罪に対して不安があるものの、不安を解消するための備えなど、具体的な行動に結びついていない人への対応が必要です。また、高齢者や障害者、妊婦や小さな子どもとその保護者など、災害が発生した際に弱者の立場に陥る可能性の高い人たちへの支援策の充実と更なる周知が求められます。

■施策の方向性

関係機関と連携し、市民が犯罪被害者とならない体制の整備に努めます。

平常時に、災害が発生した際の要支援者への支援体制の充実に努めます。

地域における防災訓練の実施促進に努めます。

市民や地域に期待される取り組み

- 犯罪から身を守るための知識を身につける。
- 日頃から市のハザードマップを確認し、災害発生時の危険性、避難場所と避難の際の行動を家族等と話しあっておく。
- 地域の防災訓練に積極的に参加し、近隣の人とのつながりを作る。
- 避難のために支援を必要とする人は、災害時避難行動要支援者名簿への登録や個別支援プランの作成に取り掛かる。

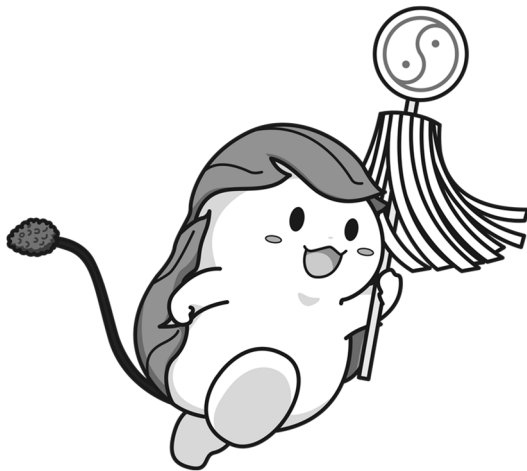
行政の取り組み

項 目	内 容
(1) 防犯体制の充実	通学路や防犯上の危険が認められる場所への防犯灯や防犯カメラの設置を進めます。 地区安心安全パトロール協議会による防犯パトロールを強化するとともに、防犯協会と連携したパトロール、防犯広報啓発活動を推進します。 高齢者や若者を狙う悪質商法に対し、出前講座や啓発パンフレットの配布等を通じて、被害防止を図ります。 子どもたちを危険から守り、健全育成に資するため、子ども安全協力の家を推進します。
(2) 災害時等支援体制の整備	避難行動要支援者名簿の整備、避難支援プラン個別計画の策定を通じて、災害時に自力で避難することが困難な人の災害時の支援につなげます。 いせさき情報メールや高齢者への緊急通報装置の貸与など、情報伝達手段の確保や事業者との連携による緊急時の支援の充実に努めます。 自主防災組織との連携などにより、支援が必要な人を含めた防災訓練への参加促進に努めます。 自主防災組織や行政区、団体、企業等からの依頼に応じて、防災意識啓発のための出前講座を実施します。



社会福祉協議会の取り組み

項 目	内 容
(1) 防犯体制の充実	①保護司会・更生保護女性会の活動を支援し、防犯や再犯防止活動、薬物乱用防止活動等の啓発活動により市民の意識を高めます。
	②老人クラブ会員や高齢者を対象としている各種講座やサロン等の開催時に、関係機関等と連携した防犯や詐欺等に関する注意喚起を行います。
	③小学生の登下校時の見守り活動を老人クラブ会員等が協力します。
	④あいさつ運動やきれいなまちづくりを推進し、地域住民同士が顔なじみの関係になることで、犯罪や非行の抑止力につながる地域づくりを進めます。
(2) 災害時等支援体制の整備	①「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づいた各種訓練を計画し、有事に備えます。 また、災害時に必要な資機材を確保すると共に、必要なボランティア登録を推進します。
	②広域連携として、被災地や被災地の社会福祉協議会へ職員を派遣し、支援の充実を図ります。
	③関係機関や各種団体等と連携し、避難行動要支援者をはじめ地域住民の支援体制の整備に協力します。



施策2 高齢者や障害者、子ども等を守る体制の充実

■現状と課題

令和6年の本市の高齢化率は25.7%で、群馬県や全国よりも低くなっていますが、地区別にみると、最も高い境地区は30.5%、最も低い宮郷地区は20.9%となっており、地区ごとの高齢者の住む割合には大きな違いがあります。

令和5年の団体アンケート調査では、地域の課題として、22.9%の団体が「単身高齢者が多い」、33.3%の団体が「老々介護世帯が多い」と回答しています。

一方、高齢者や児童、障害者に対する虐待の相談件数は、近年、増加の傾向が現れており、また、様々な要因・悩みが重なった結果至るといわれる自殺が、令和元年から令和4年までの減少から令和5年に反転増加し、特に女性の自殺者は2倍以上となっています。

日頃から、地域においてさりげなく見守り、異常があれば適切に対処したり、民生委員児童委員や専門機関・相談機関につないだりすることの重要性が高まっています。

■施策の方向性

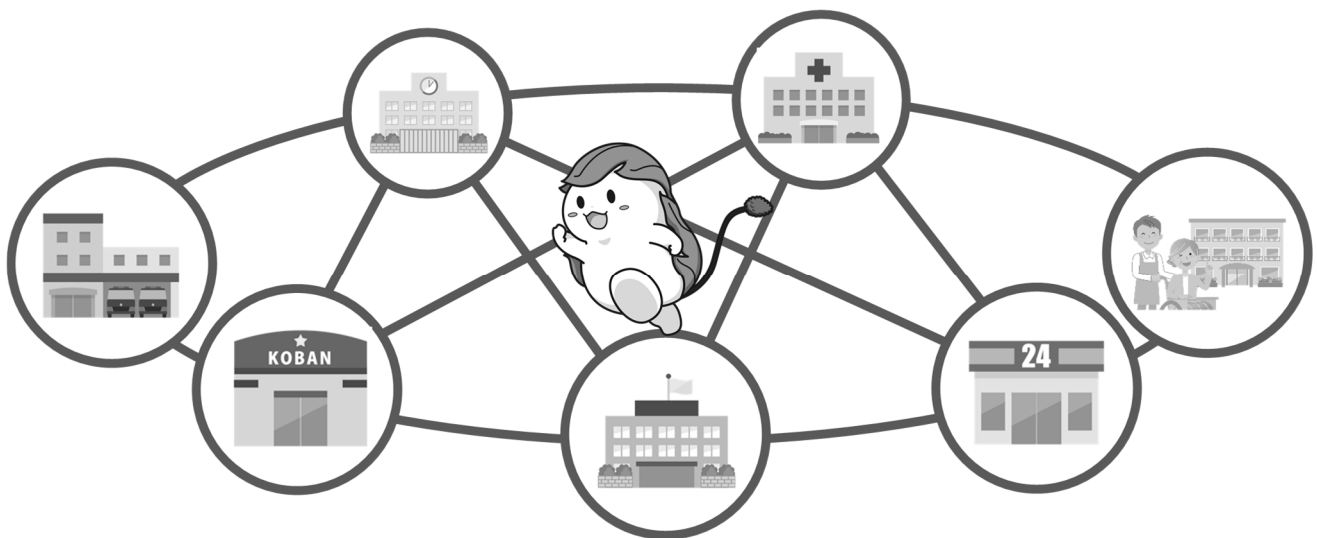
支援を必要とする人が地域で把握され、必要な支援につながれるよう、見守り活動を充実させるための環境の整備と支援者の育成に努めます。

市民や地域に期待される取り組み

- 地域で見守りや声かけを日常的に行う。
- 虐待に気付いた時や疑いを持った場合には、ためらうことなく市や専門の機関に連絡する。
- 市が提供する認知症サポーターやゲートキーパーの養成講座に、積極的に参加する。

行政の取り組み

項 目	内 容
(1) 見守り活動の充実	災害時避難行動要支援者名簿の整備・活用を通じて、高齢者や障害者等への見守りを地域における日常的な取り組みとして進めます。
	民生委員児童委員による、ひとり暮らし高齢者等の安否確認のための定期的訪問を行うとともに、近隣住民が異変等を把握した場合に民生委員に連絡する等、地域全体で細かく安否確認を行うひとり暮らし高齢者気遣い事業を推進します。
(2) 社会資源のネットワーク化	児童福祉法に基づき要保護児童及びその保護者、特定妊婦への支援を行う要保護児童対策地域協議会運営事業を推進します。 障害者総合支援法の規定に基づき、関係機関が地域の障害者等への支援体制に関する課題の共有と仕組みの構築を進めます。
	高齢者を支援するため、保健・医療・福祉等の多職種や地域の関係者の連携による地域包括ケアシステムの構築を進めます。
(3) いのちと暮らしを守る施策の推進	虐待や困難事例に適切に対応し、権利の擁護に努めます。
	男女平等と人権尊重意識の強化を図り、本市の男女平等参画社会づくりを推進します。 迷信や因習にとらわれないまちづくりを推進します。
	いじめや不登校、問題行動の未然防止に努めます。 高齢者の人権擁護を推進します。
	市民、健康推進員・民生委員・認知症サポーター・介護予防サポーター等関係者を対象に、ゲートキーパー養成講座・出前講座を行い、自殺予防を推進します。



社会福祉協議会の取り組み

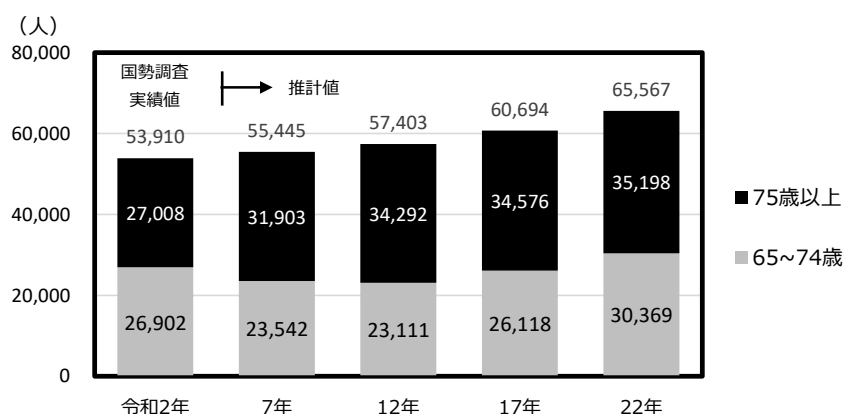
項 目	内 容
(1) 見守り活動の充実	①居場所での交流から見守りや生活支援につなげる等、地域の支え合いを推進するため、ふれあいの居場所に助成金を交付し、継続して取り組めるよう支援します。
	②ひとり暮らし高齢者をボランティアや民生委員が品物を持参しながら訪問し、安否確認や話し相手など交流を持つことで地域のつながりを醸成し、見守り活動からお互い様で支え合う地域づくりを目指します。
	③孤独感の解消のため、友愛訪問利用者及び希望者に対しボランティアから電話をし、傾聴する「電話でお話し相手事業」を実施します。
(2) 社会資源のネットワーク化	①社会福祉法人の種別を超えた連携体制を構築するために、社会福祉法人連絡会〔仮称〕を設置し、各法人の運営や事業内容の充実発展及び地域福祉に寄与します。
	②要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会等に参加し、各分野における課題や情報を共有し、関係機関などの連携を図り、地域の実情に応じたネットワーク体制の構築に努めます。 また、地域ケア会議には生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が出席し、個別のニーズを把握し社会資源の情報提供等を行うことで、ネットワーク構築を図ります。
	③多種多様な関係機関とのネットワークを構築し、医療や介護等の支援を必要とする人が可能な限り住み慣れた地域で自立し安心して生活できるよう支援します。
(3) いのちと暮らしを守る施策の推進	①職員への研修により虐待の未然防止や、早期発見の仕組みを整えるとともに、虐待を把握した場合は迅速かつ適切に対応できるよう、地域の福祉施設や医療機関等との連携・協力体制を強化することで虐待を防止し、安心して暮らせる環境づくりを目指します。
	②心配ごと相談をはじめ身近な相談先として地域住民からの相談を受ける中で、自殺にいたるまでの深刻な相談ごとを事前に発見し、関係機関と連携することで支援の推進を図ります。 また、生活困窮者等に対する相談や生活福祉資金等借入者の生活向上に向けた支援を行うことで、自殺リスクの低減につなげます。



施策3 成年後見制度の利用促進【伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画】

■現状と課題

本市の65歳以上の高齢者は年々増加し、令和6年4月1日時点で総人口の25.7%、市民の4人にひとりとなっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の高齢者、なかでも75歳を超える高齢者人口は、令和22年まで増加が続くと推計⁴されていることから、高齢化と共に有病率の高まる認知症患者数の増加も予測されます。



また、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加しています。そうした障害者を養護する家族の高齢化も進んでおり、「親亡き後」の障害者への支援を社会全体で考える必要性が高まっています。

判断能力が十分ではない方の権利を守るためには、成年後見制度等の権利擁護支援を強化するとともに、その利用の促進を図ることが重要です。しかし、令和5年市民アンケート調査では、「成年後見制度」について「名前も制度の内容も知っている」が36.4%、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」が35.1%、「名前も、制度の内容も知らない」が27.6%となっており、制度の内容を知らない人が全体の60%を超えている現状が明らかとなっています。

■施策の方向性

本市では地域連携ネットワークの構築及びコーディネート、専門職による専門的助言等の支援や確保を担う中核的な機関を令和6年10月1日より社会福祉協議会に委託し、設置しました（「伊勢崎市成年後見相談センター」）。成年後見相談センターと市の連携を強化し、制度の広報機能、相談機能等の強化を通じて成年後見制度の利用促進を図るとともに、後見人支援の充実や効果的な不正防止を図り、地域の権利擁護支援体制の構築を進めます。

⁴ 推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人について、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。財産管理や日常生活での様々な契約などを自分で行うことが困難になると、不利益を被ったり、悪質商法の被害にあったりする危険性が高くなります。このような人の財産や権利を保護し、生活を支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、本人の判断能力が不十分な状態の場合に申立てを行う「法定後見制度」と将来、判断能力が不十分となった場合に備えて自分自身であらかじめ援助してくれる人を選んでおく「任意後見制度」があります。法定後見制度には、後見、保佐、補助の3種類があります。

①法定後見制度（現在、判断能力が不十分な人が対象）

類型	判断能力の程度	支援者
後見	判断能力がほとんど無く常に援助が必要	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分で常に援助が必要	保佐人
補助	判断能力が不十分で援助が必要な場合がある	補助人

②任意後見制度（将来、判断能力が不十分となった場合に備える）

任意後見制度は、将来、認知症等によって判断能力が衰え、財産管理や医療・福祉施設への入退所に関する手続き等が困難となることに備えて、本人の意思であらかじめ代理人を決めておく制度です。公正証書により契約を結んでおき、将来、判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に申立てをします。家庭裁判所により任意後見監督人が選任され、その監督の下に代理行為を行います。

市民や地域に期待される取り組み

- 成年後見制度についての理解を深めていく。
- 成年後見制度について理解した内容を、制度による支援が必要と思われる人に紹介する。

行政の取り組み

項 目	内 容
(1) 成年後見制度の運用充実	成年後見制度利用の必要性があるにも関わらず、親族がいない又は親族との関係が疎遠である等、親族による審判の申立てが期待できない場合においては、市長申立ての支援を行います。 また、被後見人等が経済的に困窮しており、第三者後見人等に報酬を支払うことが困難な場合においては、成年後見制度利用支援事業を通して、申立てに掛かる費用や報酬等の助成を行います。
	地域連携ネットワークの3つの役割（①権利擁護支援が必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上監護）を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を進めます。
	本市では、地域連携ネットワークの構築を推進していく上で、令和6年4月より「伊勢崎市成年後見制度利用促進協議会」を設置しました。弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職を構成員とし、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めていきます。

項 目	内 容
(2) 成年後見制度の利用支援	成年後見相談センターにおいて、成年後見制度の利用支援のため、以下の取組を推進します。 ①広報・啓発の推進 成年後見制度の利用促進に係るリーフレットを作成し、居宅介護支援事業所や障害者センター、相談支援事業所（障害福祉関係）、高齢者相談センター、公民館、金融機関、医療機関等に配布します。また、高齢福祉分野や障害福祉分野等の関係者向けの研修会や市民向けのセミナーを実施し、法定後見制度のみならず、任意後見制度や日常生活自立支援事業等も含め、権利擁護の理解促進に努めます。 ②相談機能の強化 中核機関の相談窓口は、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターの相談窓口と相互の連携による相談機能の強化を図るとともに、協議会での議論やその関与、専門職等の助言や支援を受けることで相談機能の資質向上を図ります。 ③成年後見制度利用促進 a 受任者調整（マッチング）等の支援 本人の状況に応じて、親族後見人候補者への助言や専門職へのつなぎ、選任後のフォローアップ等の支援を行います。また、第三者後見人等を検討している場合は、必要に応じて弁護士会等の専門職団体へつなぎ、受任者調整による支援を行うことで、本人にとって適切な後見人等の専任につながるよう努めます。 b 担い手の育成 専門職による後見人等は、今後、認知症高齢者の増加により不足することが考えられます。新たな後見人等の担い手として市民が活躍することが期待されていることから、市民後見人の養成に努めます。 c 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行 地域連携ネットワークを構築することで、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度の連携を強化します。 ④後見人支援 親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を整えます。 ⑤不正防止 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足、知識不足から生じるケースが多く、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備することで、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備します。

社会福祉協議会の取り組み

項 目	内 容
(1) 成年後見制度の運用充実	①成年後見相談センターにおいて、地域における権利擁護体制の強化をしていきます。
(2) 成年後見制度の利用支援	①成年後見相談センターにおける相談対応及び広く周知啓発等を行い、伊勢崎市における成年後見制度の利用促進を図ります。 ○主な事業概要 - a リーフレットの配布や公式 SNS 等を通じて制度の詳細を周知啓発します。 - b 成年後見制度における専用窓口を設置し、相談に随時対応します。 - c 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）による予約制の無料専門相談を実施します。 - d 支援者向け研修会や、市民向けセミナーを開催します。 - e 成年後見制度利用促進協議会の事務局を担い、行政や関係機関と連携し、円滑な制度運営ができる体制づくりを目指します。 - f 成年後見制度利用促進体制整備の一環として、法人後見事業の実施について検討します。 ②日常生活自立支援事業として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、安心した生活が送れるよう支援します。 また、この事業の利用者で、成年後見制度への移行が必要となった場合には、行政や専門職等と連携しスムーズな制度利用を支援します。

第5章 計画の推進

1. 推進体制の整備と役割分担
2. 計画の評価と進行管理
3. 評価指標



1. 推進体制の整備と役割分担

第3期計画と同様、市と市社会福祉協議会は、共有する計画の理念、基本目標のもとで、互いに補完的に施策に取り組むことにより、本市における地域福祉の効率的な推進を図ります。

また、市においては、地域福祉施策を総合的、効果的かつ円滑に推進するため、部署間の連携の一層の強化を図るとともに、地域における福祉活動が展開しやすくするための環境整備に取り組みます。

市社会福祉協議会は、職員等による推進体制を基盤として、毎年度の事業計画に基づいた事業を実施するとともに、市における福祉活動を充実させるために、地域と市の橋渡し役として、地域の団体間の連携や市との連携をコーディネートします。

地域における地域福祉活動を実践する主役である市民は、「地域福祉」と本計画の理念に示された「まちづくりの方向性」について理解・共有し、地域の一員としてあいさつやさりげない見守りなど、まず自らできることから具体的に行動することが期待されます。

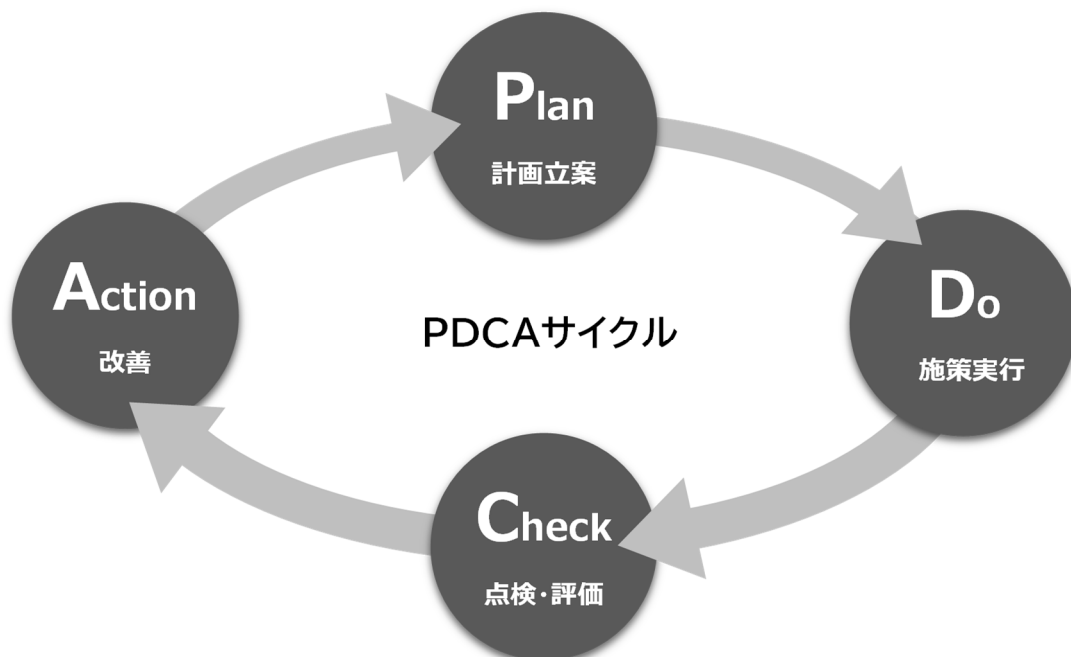
地域において福祉活動にたずさわるボランティアやNPO法人などの団体は、住民のニーズを把握し、それに的確に応える活動を積極的に展開することが期待されます。

福祉に関する専門知識を備えた社会福祉事業者は、専門機能を活かし、常により良い福祉サービスの提供に努めることが期待されます。

2. 計画の評価と進行管理

本計画は、各施策の実効性を高めるため、PDCAサイクルの考え方に基づき、進行管理を行います。

「PDCAサイクル」とは、「計画を立て（P：Plan）、それを実行し（D：Do）、その結果を点検・評価して（C：Check）、必要に応じて適宜改善していく（A：Action）」という一連の流れによる「継続的な改善の仕組み」です。



3. 評価指標

本計画の最終年度に計画の推進状況を評価するため、次のとおり、主要な指標を基本目標ごとに「評価指標」として設定します。

■基本目標1 つながり・共に生きる人(意識)づくり

施策1 支え合い・助け合いの意識の醸成

項目	評価指標	実績・基準 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	解説
(1)地域福祉の広報啓発、学習機会の充実	「地域福祉」の認知度	31.2%	40.0%	市民アンケート調査で、「地域福祉という言葉の意味まで知っている」と回答した人の割合
(2)福祉教育の推進	福祉出前講座の実施回数	20件	30件	福祉に関係する各種出前講座の実施回数
(3)人権教育・啓発活動の推進	人権が尊重されていると思う市民の割合	76.8%	80.0%	人権に関する講演会アンケート調査結果から

施策2 地域における交流の促進

項目	評価指標	実績・基準 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	解説
(1)交流機会と交流の場の充実	近所付き合いをしている人の割合	32.9%	45.0%	市民アンケート調査で、「困っているときに、相談したり、助け合ったりする」等の近所付き合いをしていると回答した人の割合
(2)地域活動の活性化	町内・地区の活動や行事に参加している人の割合	63.4%	70.0%	市民アンケート調査で、町内・地区の活動や行事に「いつも参加している」「時々参加している」と回答した人の割合
(3)地域コミュニティの形成促進	地域福祉コミュニティの形成について満足している人の割合	38.9%	45.0%	第2次総合計画の施策「地域福祉社会の構築」について、「満足」と回答した人の割合

施策3 地域福祉活動の活性化

項目	評価指標	実績・基準 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	解説
(1)ボランティア活動の促進	ボランティアに参加したことがある人の割合	22.6%	25.0%	市民アンケート調査で、「参加したことがある」と回答した人の割合
	ボランティアに参加したいと思う人の割合	45.9%	60.0%	市民アンケート調査で、「参加したい」と回答した人の割合
(2)リーダーや担い手の育成・支援	認知症サポーター数(累計)	13,443人	16,500人	認知症サポーター養成講座の受講者数
(3)地域福祉活動団体への支援	赤十字奉仕団の研修開催数	7回	8回	伊勢崎市赤十字奉仕団が福祉に関する研修や講習会を実施した回数

■基本目標2 支え合いで安心の仕組みづくり

施策1 情報提供体制及び相談支援体制の充実

項目	評価指標	実績・基準 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	解説
(1)情報提供の充実	障害者基幹相談支援センターの年間延べ相談件数	7,664 件	8,300 件	障害者基幹相談支援センターにおいて、障害者（児）やその家族、相談支援事業所等から相談を受けた件数
(2)生活困窮者等への支援	自立相談支援事業利用者のプラン作成件数	21 件	70 件	生活困窮者の相談に応じ、個々の状況にあった支援事業の利用へつなぐことができた件数
(3)身近な相談支援体制の充実	ひきこもり家族会・当事者の居場所の参加者数	36 人	96 人	ひきこもり家族会・当事者の居場所の参加した実件数

施策2 福祉サービスの充実

項目	評価指標	実績・基準 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	解説
(1)福祉サービスの質の向上	社会福祉法人等の指導監査数	128法人 145 か所	110法人 140 か所	保育、高齢福祉、障害福祉等を行う法人等の監査（原則3年に1度）

施策3 生活サポート体制の充実

項目	評価指標	実績・基準 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	解説
(1)生活環境や移動環境の改善	タクシー活用事業の利用回数	—	190,000 回	タクシー活用事業（くわまるタクシー）への利用登録者の利用回数（令和6年11月から事業開始）
	手話奉仕員養成講座の受講者数	21 人 ・入門 14 人 ・基礎 7 人	80 人	手話奉仕員養成講座の入門課程及び基礎課程を受講し、各コースを修了した総人数
(2)地域支え合い活動の推進	協議体開催回数	171 回	136 回	地域の支え合い体制づくりを推進するために、「協議体」を継続していくことが重要

■基本目標3 人と暮らしを守る地域づくり

施策1 防犯・災害時等支援体制の整備

項目	評価指標	実績・基準 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	解説
(1)防犯体制の充実	子ども安全協力の家の設置件数	956 軒	1,050 軒	学校の行き帰りや、外で遊んでいるときなどに助けを求めることができる「家」の設置数
(2)災害時等支援体制の整備	いせさき情報メールの登録者数	17,785 件	20,000 件	配信を希望する人が携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録し、市から一斉に送信される防災や防犯に関する情報を受信するサービスに登録された数

施策2 高齢者や障害者、子ども等を守る体制の充実

項目	評価指標	実績・基準 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	解説
(1)見守り活動の充実	ひとり暮らし高齢者気遣い事業の対象者数	4,238 人	7,200 人	令和5年10月1日を基準日とするひとり暮らし高齢者調査に該当する高齢者に対して、見守りなど安否確認をしてもらっている人の数
(2)社会資源のネットワーク化	地域ケア会議の開催数	34 回	93 回	高齢者個人に対する支援の充実を通して、地域ぐるみの支え合いと、その仕組みづくりを推進するための会議の開催数

施策3 成年後見制度の利用促進【伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画】

項目	評価指標	実績・基準 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	解説
(1)成年後見制度の運用充実	成年後見制度周知のための講演会の参加者数	38 人	100 人	成年後見制度周知を目的とした講演会等の参加者数
(2)成年後見制度の利用支援	成年後見制度利用者数	273 人	300 人	前橋家庭裁判所から提供される、本市における成年後見制度（法定後見及び任意後見）の利用者数

資料編

1. 策定経過
2. 伊勢崎市地域福祉計画策定委員会
3. 伊勢崎市地域福祉計画庁内検討委員会
4. 伊勢崎市地域福祉活動計画策定委員会
5. 社会福祉法（抜粋）



1. 策定経過

◎：市、社会福祉協議会共通の内容 ○：市の内容 ◇：社会福祉協議会の内容

年月日	内容
令和5年 7月	◎策定委員会公募委員募集
10月20日	◎伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委嘱状交付式 ◎第1回伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・市民アンケート、団体アンケート、事業者アンケート（各案）について ・今後の予定について
11月14日 ～12月15日	◎市民アンケート実施【詳細は26ページ】 ◎団体アンケート、事業者アンケート実施【詳細は41ページ】
11月18日 ～12月17日	○地区別懇談会実施（主催：伊勢崎市）【詳細は45ページ】
11月30日	◇第1回地域福祉懇談会実施（主催：伊勢崎市社会福祉協議会）【詳細は48ページ】
12月14日	◇第2回地域福祉懇談会実施（主催：伊勢崎市社会福祉協議会）【詳細は48ページ】
令和6年 2月28日	◎第2回伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・市民アンケート調査報告について、団体・事業者アンケート調査報告について ・地区別懇談会実施報告について、地域福祉懇談会まとめについて ・第3期伊勢崎市地域福祉活動計画 評価報告について、第3期伊勢崎市地域福祉活動計画実施状況について ・今後の予定について
7月26日	◎第3回伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・骨子案について ・今後の予定について
11月15日	◎第4回伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・素案について ・パブリックコメントについて ・今後の予定について
11月21日 ～12月20日	◎パブリックコメント実施
令和7年 3月18日	◎第5回伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・パブリックコメント結果について ・最終案について ・市長及び社会福祉協議会長への提言

2. 伊勢崎市地域福祉計画策定委員会

(1) 伊勢崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく伊勢崎市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、伊勢崎市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次の事項について協議し、市長に提言するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体の代表者 2人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 社会福祉関係団体の代表者 11人以内
- (4) 保健・医療関係団体の代表者 1人以内
- (5) 教育関係団体の代表者 1人以内
- (6) 公募による市民 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から提言が終了する日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会において必要があると認める場合は、委員長は、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉こども部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(2) 伊勢崎市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	区分	団体名	役職	氏名	備考
1	市民団体	伊勢崎市区長会	会長	中西 保	
2		伊勢崎市子ども会育成会 連絡協議会	会長	荻原 孝夫	
3	学識経験者	高崎健康福祉大学	教授	金井 敏	委員長
4	社会福祉 関係団体	伊勢崎市民生委員児童委員 連絡協議会	理事	織田 潤子	
5		伊勢崎市老人クラブ連合会	会長	大貫 森次 宮野 晃	R6.4.23 まで R6.4.24 より
6		伊勢崎市身体障害者福祉 団体連合会	青年部長	弥勒寺 雪	
7		伊勢崎市障害児者親の会 ネットワーク		加藤 知子	
8		伊勢崎地域精神障害者家族会 (あやの会)	副会長	関口 房代	
9		伊勢崎ボランティア協会	会長	久保 ひろ子	
10		社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会	会長	久保田 勝夫	
11		伊勢崎老人福祉施設協議会	会長	今井 亮一	
12		一般社団法人 群馬県社会福祉士会		岡田 勝彦	副委員長
13		NPO法人 ココロのベースキャンプ	理事	山本 文江	
14		伊勢崎市国際交流協会		丸山 静	
15	保健・医療 関係団体	一般社団法人 伊勢崎佐波医師会	副会長	都丸 浩一	
16	教育関係 団体	伊勢崎市小中学校長会	校長	田部井 由美子	
17	公募委員			篠田 大季	
18				小倉 良枝	

3. 伊勢崎市地域福祉計画庁内検討委員会

(1) 伊勢崎市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく伊勢崎市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、伊勢崎市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)との連携による計画の検討及び全庁的な関係課の連携を図るため、伊勢崎市地域福祉計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の素案を作成し、策定委員会に提出すること。
- (2) 計画の素案を検討するに当たり、関係課との意見調整に関すること。
- (3) その他計画の素案の作成に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長には副市長の職にある者を、副委員長には福祉こども部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(幹事会)

第6条 検討委員会に幹事会を置き、必要に応じて調査・研究等を行う。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長には福祉こども部副部長の職にあるものをもって充てる。

(関係者の出席)

第7条 委員長及び幹事長は、必要があると認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会及び幹事会の庶務は、福祉こども部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日要綱）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日要綱）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日要綱）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日要綱）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日要綱）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日要綱）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

副市長
福祉こども部長
総務部長
企画部長
財政部長
市民部長
健康推進部長
長寿社会部長
産業経済部長
建設部長
都市計画部長
教育部長

別表第 2（第 6 条関係）

福祉こども部副部長
総務部安心安全課長
企画部企画調整課長
財政部財政課長
市民部市民活動課長
市民部人権課長
市民部国際課長
健康推進部健康づくり課長
福祉こども部社会福祉課長
福祉こども部子育て支援課長
福祉こども部こども保育課長
福祉こども部障害福祉課長
長寿社会部高齢政策課長
長寿社会部地域包括支援センター所長
長寿社会部介護保険課長
産業経済部商工労働課長
産業経済部企業誘致課長
建設部道路整備課長
都市計画部都市計画課長
都市計画部交通政策課長
教育部生涯学習課長

4. 伊勢崎市地域福祉活動計画策定委員会

(1) 伊勢崎市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊勢崎市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉を推進する中核的な組織として位置づけられており、伊勢崎市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するにあたり、市民と社協の連携による活動計画案の検討を行うため、市民が主体で組織する伊勢崎市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画策定に関する資料の検討
- (2) 活動計画策定原案の策定
- (3) 活動計画策定に関する整備目標の検討
- (4) その他活動計画策定に関し、必要と認めた事項の検討

(組織)

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、社協会長を除く伊勢崎市地域福祉計画策定委員及び伊勢崎市福祉こども部長、伊勢崎市長寿社会部長を社協会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画原案を提言する日までとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

(2) 伊勢崎市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	区分	団体名	役職	氏名	備考
1	市民団体	伊勢崎市区長会	会長	中西 保	
2		伊勢崎市子ども会育成会連絡協議会	会長	荻原 孝夫	
3	学識経験者	高崎健康福祉大学	教授	金井 敏	委員長
4	社会福祉 関係団体	伊勢崎市民生委員児童委員 連絡協議会	理事	織田 潤子	
5		伊勢崎市老人クラブ連合会	会長	大貫 森次 宮野 晃	R6.4.23 まで R6.4.24 より
6		伊勢崎市身体障害者福祉団体 連合会	青年部長	弥勒寺 雪	
7		伊勢崎市障害児者親の会 ネットワーク		加藤 知子	
8		伊勢崎地域精神障害者家族会 (あやの会)	副会長	関口 房代	
9		伊勢崎ボランティア協会	会長	久保 ひろ子	
10		伊勢崎市福祉こども部	部長	田部井 伸二 石橋 勇一郎 井田 弘江	R6.3.31 まで R6.10.20 まで R6.10.21 より
11		伊勢崎市長寿社会部	部長	小島 通悦 清水 潤一	R6.3.31 まで R6.4.1 より
12		伊勢崎老人福祉施設協議会	会長	今井 亮一	
13		一般社団法人 群馬県社会福祉士会		岡田 勝彦	副委員長
14		NPO法人 ココロのベースキャンプ	理事	山本 文江	
15		伊勢崎市国際交流協会		丸山 静	
16	保健・医療 関係団体	一般社団法人 伊勢崎佐波医師会	副会長	都丸 浩一	
17	教育関係 団体	伊勢崎市小中学校長会	校長	田部井 由美子	
18	公募委員			篠田 大季	
19				小倉 良枝	

5. 社会福祉法（抜粋）

昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



いせさき絆づくりプラン

第4期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月

発行:伊勢崎市

編集:福祉こども部社会福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

電話: 0270-27-2748

FAX: 0270-26-1808

ホームページ:<https://www.city.isesaki.lg.jp/>

発行:社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会

編集:地域福祉推進課

〒372-0045 群馬県伊勢崎市上泉町 151 番地

電話: 0270-25-4546

FAX: 0270-21-8252

ホームページ:<https://ise-shakyo.or.jp/>
